

平成23年度

大陸棚の延長に伴う課題の調査研究 報 告 書

平成24年9月

海 洋 政 策 研 究 財 団 (財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

本報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施した平成23年度「大陸棚の延長に伴う課題の調査研究」事業の成果を取りまとめたものです。

平成6年に発効した国連海洋法条約では、海底及び海底下の天然資源に関する管轄権の範囲を示す「大陸棚」について、全く新しい概念を導入しました。条約では、大陸縁辺部の外縁が200海里を超えて延びている場合には、「大陸棚」を延長することができると定められていますが、そのためには、条約の規定にもとづき、必要な科学的データを添えて大陸棚限界委員会へ申請する必要があります。委員会は申請を審査した後、勧告を発出しますが、この勧告にもとづいて沿岸国が設定した「大陸棚」の外側の限界は最終的で拘束力を有するとしています。

当財団では、大陸棚延長の重要性に鑑み、平成17年度から平成21年度までの5カ年にわたり、大陸棚延長に関係する国際機関等において多面的な情報収集を行い我が国の申請に資するとともに、大陸棚に関する国内外の専門家を招いて講演会等を開催し、大陸棚延長に関する理解を深めることを目的として「大陸棚の限界拡張に係る支援事業」を実施しました。

平成22年度より、過去5カ年の事業で蓄積してきた各種の情報や知見を踏まえ、大陸棚延長申請をめぐる動きをはじめ、大陸棚延長を行う沿岸国はどのような海洋政策にもとづいて大陸棚延長を行い、延長した大陸棚を活用しようとしているのかといった視点をも踏まえ、大陸棚に伴う諸問題の調査研究を実施しております。今年度は、日々変化していく大陸棚延長に伴う課題及び各国の大陸棚延長への対応とその背景にある海洋政策に関する各種情報の収集・調査及び大陸棚に関する周知啓蒙を行うことを目的とし、海外出張による情報収集、セミナーの実施、大陸棚サイトの更新による情報発信を実施しました。セミナーについては、大陸棚限界委員会の最新動向を踏まえて開催することが適切であるとの判断により、平成24年7月に実施しました。これに伴い、平成24年9月まで事業延長を行いました。

本事業を実施するに当たり、ご指導・ご協力いただいた日本財団をはじめ内閣官房総合海 洋政策本部事務局、外務省国際法局海洋室、海上保安庁海洋情報部などの関係各位に厚く お礼申し上げます。

平成 24 年 9 月

海洋政策研究財団理事長 今 義男

目 次

1.	事業の概要	<u> </u>	1
	1.1 事業	の目的	1
	1.2 事業	の実施内容	1
2.	国連海洋法	会約にもとづく大陸棚延長について	2
	2.1 国連	海洋法条約における大陸棚の定義	2
	2.2 大陸	棚延長の手続	4
3.	各国の申請	青状況 (2012 年 3 月 31 日現在) ······	5
	3.1 勧告:	が行われた申請	7
	3.1.1	ロシアの申請	7
	3.1.2	ブラジルの申請	10
	3.1.3	オーストラリアの申請	13
	3.1.4	アイルランドの申請	18
	3.1.5	ニュージーランドの申請	20
	3.1.6	フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請	22
	3.1.7	ノルウェーの申請	24
	3.1.8	フランスの申請(フランス領ギアナ及びニューカレドニア)…	26
	3.1.9	メキシコの申請	29
	3.1.10	バルバドスの申請	31
	3.1.11	英国の申請(アセンション島)	33
	3.1.12	インドネシアの申請	35
	3.1.13	モーリシャス及びセーシェルの共同申請	36
	3.1.14	スリナムの申請	37
	3.2 審査	中の申請	38
	3.2.1	日本の申請	38
	3.2.2	フランスの申請 (フランス領アンティル及びケルゲレン諸島)・	42
	3.2.3	ウルグアイの申請	43
	3.2.4	フィリピンの申請	43
	3.2.5	クック諸島の申請	44

	3.3	審查符	手ちの申請44
	3	.3.1	ミャンマーの申請 44
	3	.3.2	イエメンの申請47
	3	.3.3	英国の申請(ハットン・ロッコール)48
	3	.3.4	アイルランドの申請(ハットン・ロッコール)50
	3	.3.5	そのほかの申請(24件目から59件目まで)53
	3.4	予備的]情報を申請した国(申請期限の延長措置)59
4.	セミナ	ーおよ	び専門家会議「国連海洋法条約 30 周年と条約実施機関の役割
_	-大陸	棚限界	委員会を例として-」の開催63
5. ¥	毎外調	査の概	
	5.1	第 27	回大陸棚限界委員会に関する情報収集68
	5.2	第 28	回大陸棚限界委員会に関する情報収集83
	5.3	国際ワ	ークショップ「大陸棚の限界画定についての経験の共有」への参加 …93
6. 5	大陸棚	サイト	「大陸棚の延長とは?国連海洋法条約と大陸棚」の更新95
7. F	成果と	今後の	課題100
8. 8	あとが	き	
附銅	ţ		
1.	大陸	棚限界	委員会(委員の構成)103
2.	大陸	掤延長	のための手続107
3.	国連	海洋法	条約 第6部「大陸棚」109
4.	国連	海洋法	条約 附属書Ⅱ「大陸棚の限界に関する委員会」117
5.	第三	次国連	海洋法会議最終議定書 附属書Ⅱ
	「大	陸縁辺	部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明」 121
6.	セミ	ナー「	国連海洋法条約 30 周年と条約実施機関の役割
	一大	陸棚限	界委員会を例として一」講演資料

1. 事業の概要

1.1 事業の目的

1982年に採択され、1994年に発効した「海洋法に関する国際連合条約」(以下、国連海洋法条約または単に条約という)では、沿岸国周辺の海底及びその下の部分のうち、当該国が天然資源の探査・開発に関して排他的な権利を有する部分を大陸棚と呼んでいる。この大陸棚は、当該沿岸国の排他的経済水域(領海の外にあって、領海基線から200海里までの海域)の外側であっても、陸地の自然延長の外縁まで設定することができる。設定に当たっては、沿岸国は自国周辺海域の海底の地形・地質等に関する科学的情報を、条約にもとづき設置されている「大陸棚の限界に関する委員会(Commission on the Limits of the Continental Shelf)」(以下、大陸棚限界委員会またはCLCSという)に提出し、大陸棚限界委員会の勧告にもとづいて行う必要がある。

大陸棚について規定する条約第76条は、大西洋の単純な海底地形を前提として起草されたため、比較的簡明な記述ぶりとなっているが、現実の海底の地形や地質は極めて複雑で、陸地の自然延長であることを大陸棚限界委員会に認めてもらうための方法は簡単明瞭ではない。また、大陸棚限界委員会は「科学的・技術的ガイドライン」を1999年に策定し、委員会の審査に際しての指針を示したが、海底に関する科学的知見の増大や海洋探査技術の向上は続いており、同ガイドラインの想定を超えるほどである。

このような状況に鑑み、当財団では 2005 年度から 2009 年度までの 5 カ年にわたり、「大陸棚の限界拡張に係る支援事業」を実施し、大陸棚延長に関する国際機関等において多面的な情報収集・調査を行ってきた。

2010 (平成 22) 年度より、過去5カ年の事業で蓄積してきた各種の情報や知見を踏まえ、大陸棚延長を行う沿岸国はどのような海洋政策にもとづいて大陸棚延長を行い、延長した大陸棚を開発利用しようとしているのかといった視点をも踏まえ、大陸棚に伴う諸問題の調査研究を実施している。今年度は、海外出張による調査研究、国連海洋法条約の実施機関としての大陸棚限界委員会の役割をテーマに据えたセミナーの実施、大陸棚サイトの更新による情報発信を実施した。セミナーについては当初は、2011 (平成 23) 年度中に開催予定だったが、2012 (平成 24) 年4月の大陸棚限界委員会会合での最新動向を反映してセミナーを実施することが効果的であると判断し、事業延長を行い、2012 (平成 24) 年7月に開催した。

セミナー実施や大陸棚サイトの更新によって、大陸棚延長に対する一般の関心と理解を 高めると同時に、我が国の国益をはじめ、我が国国民の海洋に対する関心と理解を高め、 かつ、海洋・海事関係者の業務に寄与し、海洋政策立案にも資することを目指した。

1.2 事業の実施内容

平成23年度事業の実施内容は次のとおりである。

(1) 動向調査

大陸棚限界委員会など関係機関の最新の情報を収集するとともに、大陸棚延長に関する情報の分析を行った。

- ① 第27回及び第28回大陸棚限界委員会に関する情報収集
- ② 国際ワークショップへの参加及び情報収集
- (2) セミナー「国連海洋法条約 30 周年と条約実施機関の役割―大陸棚限界委員会を例と して-」の開催

1982年に国連海洋法条約が採択されてから、今年で30年という節目となることを踏まえ、条約実施機関としての大陸棚限界委員会の役割について検討するセミナーを開催した。

(3) 基礎資料作成

上記(1)の動向調査の結果、及び文献、資料等の調査結果を整理し、大陸棚延長に係る政策立案のための基礎資料として取りまとめるとともに、データベースの構築作業を行った。

(4) ホームページでの情報発信

当財団ホームページに設置している「大陸棚サイト」を、最新情報を踏まえて更新した。

(5) とりまとめ

上記(1)の動向調査の結果や(2)の講演会の開催結果等を取りまとめ、本事業報告書を作成した。なお、本事業報告書に記載の各機関サイトの URL は、特に断りのない限り、2012年3月31日時点でアクセス可能なものである。

2. 国連海洋法条約にもとづく大陸棚延長について

本事業報告書においては、上記 1.2 の実施内容につきとりまとめることを目的としているが、まず大陸棚延長に関し、国連海洋法条約の規定に沿って、簡単に述べることとする。

なお、国連海洋法条約中の大陸棚関連規定(第76条乃至第85条)及び同条約附属書Ⅱに関しては、本事業報告書附録4及び5に掲載している。

2.1 国連海洋法条約における大陸棚の定義

- (1) 国連海洋法条約では、次の2つの基準を採用して、大陸棚の定義を規定している(第76条1項)¹。
 - ① 領海の外側の海底であって、陸地領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部 (continental margin) の外縁 (outer edge) までの海底及びその下(自然延長 基準または地形学・地質学基準)
 - ② 大陸縁辺部の外縁が 200 海里を超えない場合には、領海の外側であって、領海基線から 200 海里までの海底とその下(距離基準)

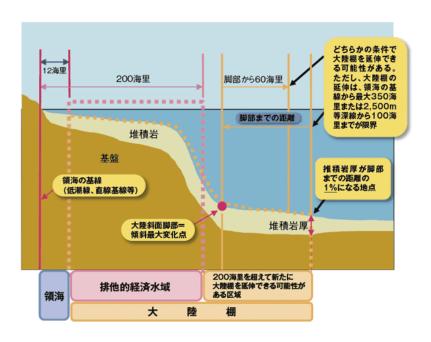
¹ 島田征夫・林司宣(編)『海洋法テキストブック』(2005年、有信堂)、68頁。

- (2) 上記(1) ①の場合には、大陸縁辺部の外縁の具体的な位置を決める必要があり、そのために、国連海洋法条約では次の2つの方法が採用されている(第76条4項)。
 - ① ある地点の堆積岩の厚さと大陸斜面の脚部からの距離との比が 1%以上の点を用いて引いた線
 - ② 大陸斜面の脚部から 60 海里を超えない点を用いて引いた線 交渉当時、上記①は、アイルランドの提案にもとづくため、アイリッシュ・フォー ミュラと呼ばれており、上記②は、提案者である米国の地質学者の名前にちなんで、 ヘッドバーグ・フォーミュラと呼ばれている。いずれの方法も大陸斜面の脚部(the foot of the continental slope) が基準となるため、その位置の決定が重要となる。大陸斜 面の脚部は、反証のない限り、その大陸斜面の基部での勾配が最も変化する点とされ ており(第 76 条 4 項(b))、地形学的に決定される2。
- (3) 上記(2)のいずれかの方法にもとづき引かれた外縁線には、次の2つのうちのいずれかの制限が課される(第76条5項)。沿岸国は、2つの中から自国の外縁線を引く上で有利な方を適用することができる。
 - ① 領海基線から350海里を超えてはならない。
 - ② 2500メートル等深線から 100 海里を超えてはならない。 上記の制限は、沿岸国の大陸棚が広大なものとなり、深海の海底が必要以上に沿岸 国の管轄下に入ることを制限するために導入された3。

以上の大陸棚の外縁の設定については、下図を参照のこと。

 $^{^2}$ 「反証のない限り」とは、地形学的に信頼できる斜面の脚部を決められない場合には、地質学的・地球物理学的証拠(地下構造に関するもの等)を示すことによって斜面の脚部を決めることを認めるという趣旨である。島田・林、前掲注 1、69-70 頁。いかなる地質学的・地球物理学的証拠が必要かについては、大陸棚限界委員会が 1999 年に採択した「科学的・技術的ガイドライン」(CLCS/11)において示されている。

³ 島田・林、前掲注 1、70-71 頁。



海洋法条約による大陸棚の定義

「海上保安レポート 2008」に掲載

(http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/books/report2008/tokushu/p035.html)

2.2 大陸棚延長の手続

- (1) 領海基線から 200 海里を超えて延びる大陸棚の外側の限界を画定するために、沿岸国は自国周辺の大陸棚の限界の詳細とその根拠となるデータ等を自国について条約が効力を生じてから 10 年以内に4、国連海洋法条約附属書Ⅱにもとづき設置された大陸棚限界委員会に提出して勧告を受ける(国連海洋法条約第76条8項、同条約附属書Ⅱ第4条)。
- (2) 大陸棚限界委員会は、個人の資格で職務を遂行する 21 名の地質学、地球物理学及び水路学の専門家で構成され、同委員会委員は国連海洋法条約締約国会合での選挙で、締約国が衡平な地理的代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って、選出される(同条約附属書II第 2条)。同委員会の委員の任期は5年であり再選可能とされている。

^{4 2001}年5月14日~18日に開催された第11回国連海洋法条約締約国会合において、1999年5月13日以前に条約が効力を生じた国については、大陸棚限界委員会への提出期限の10年間の始期を1999年5月13日とすることが決定された(決定内容は、締約国会合文書(SPLOS/72)に掲載されている)。これにより、日本を含め、多くの沿岸国の委員会への申請期限が2009年5月12日まで延長された。

また、2008年6月の第18回締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、多くの議論の後、(1) 2009年5月12日までに200海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報(preliminary information)を国連事務総長に提出すれば締切を満たしたものとする、(2)この予備的情報について大陸棚限界委員会は審査をせず、その後提出される申請内容に影響を及ぼすものではない、との決定が行われた(決定内容は、締約国会合文書(SPLOS/183)に記載されている)。つまり、申請を行いたい国は、大陸棚の延長に関する大まかな情報を、完全な内容ではなくても、ひとまず2009年5月12日までに提出すれば、締切に間に合ったことにするというわけである。第18回締約国会合での議論内容については、平成20年度事業報告書4.2.3(2) (b)を参照。

なお、同委員会は 1997 年に設立され、日本からは3期連続で選出されている5。(大陸棚限界委員会委員の構成については、本事業報告書附録1を参照。)

- (3) 大陸棚限界委員会の任務は、次の2つとされている(国連海洋法条約附属書Ⅱ第3条)。
 - ① 200 海里を超える大陸棚の限界について沿岸国が提出するデータその他の資料を検討し、国連海洋法条約第76条及び第三次国連海洋法会議が1980年8月29日に採択した了解声明6に従って勧告を行うこと。
 - ② 沿岸国の求めにより、申請のためのデータ作成に関して科学上・技術上の援助を行うこと。
- (4) 沿岸国は、大陸棚限界委員会の行った勧告にもとづいて自国の 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を設定する。沿岸国がこのようにして設定した大陸棚の限界は、最終的であり、かつ、拘束力を有する (第76条8項)。
- (5) なお、第76条10項において、第76条の規定は向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではないことが明記されている。

3. 各国の申請状況 (2012年3月31日現在)

2001年12月にロシアが申請を提出したのを皮切りに、これまでに、59件の申請が大陸棚限界委員会 (CLCS) に対して提出されている。このうち、2011年8月~9月に開催された第28回会合までに、CLCS は下記の14件に対し、勧告を発出した。(3.1「勧告が行われた申請」を参照。)

勧告が行われた申請		申請提出日	勧告採択日 ^(*1)		
1	ロシアの申請	2001年12月20日	第 11 回会合 2002 年 6 月 27 日		
2	ブラジルの申請	2004年5月17日	第 19 回会合 2007 年 4 月 4 日		
3	オーストラリアの申請	2004年11月15日	第 21 回会合 2008 年 4 月 9 日		
4	アイルランドの申請	2005年5月25日	第 19 回会合 2007 年 4 月 5 日		
5	ニュージーランドの申請	2006年4月19日	第 22 回会合 2008 年 8 月 22 日		

勧告が行われた申請

^{5 1}期目は葉室和親氏、2期目及び3期目は玉木賢策氏がそれぞれ選出された。玉木氏は第3期の任期途中、米国ニューヨークで2011年4月5日(現地時間)に逝去された。玉木委員の逝去に伴い、空席が生じたので、その空席を補充するための選挙が2011年8月11日に国連本部で行われ、日本から立候補した浦辺徹郎東京大学大学院理学系研究科教授が当選を果たし、委員を務めている。(大陸棚限界委員会委員長ステートメント(CLCS/72)、パラ6参照。)

⁶ 第三次国連海洋法会議の交渉において、スリランカより提出され、同国のように大陸縁辺部の広範囲にわたって厚い堆積岩があるようなところに対し特別な扱いを求める修正提案にもとづき、同会議が採択したもの。同了解声明は、ベンガル湾南部の諸国(スリランカとインド)の大陸縁辺部の外縁の設定に関する勧告においては同了解声明の規定に従うことを大陸棚限界委員会に要請している。S. Nandan and S. Rosenne (eds.), United Nations Convention on the Law of the Sea 1982: A Commentary, Vol. II (Martinus Nijoff, 1993), pp. 1019-1025. 了解声明の内容については、本事業報告書附録 6 を参照。

6	フランス、アイルラント、、スヘ゜イン、 英国の共同申請	2006年5月19日	第 23 回会合 2009 年 3 月 24 日
7	ノルウェーの申請	2006年11月27日	第 23 回会合 2009 年 3 月 27 日
8	メキシコの申請	2007年12月13日	第 23 回会合 2009 年 3 月 31 日
9	フランスの申請	2007年5月22日	第 24 回会合 2009 年 9 月 2 日
10	バルバドスの申請	2008年5月8日	第 25 回会合、2010 年 4 月 15 日
11	イギリスの申請	2008年5月9日	第 25 回会合、2010 年 4 月 15 日
12	インドネシアの申請	2008年6月16日	第 27 回会合、2011 年 3 月 28 日
13	モーリシャス、セーシェル共同申請	2008年12月1日	第 27 回会合、2011 年 3 月 30 日
14	スリナムの申請	2008年12月5日	第 27 回会合、2011 年 3 月 30 日

(*1) CLCS サイトより

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/commission_submissions.htm

CLCS 手続規則では、申請の審査は同時に 3 つの小委員会でしか行えないと規定されているが7、CLCS は申請数の増加を受けて、迅速かつ効率的な審査を行うために、この規定の例外として、4 つめの小委員会を設置する決定が第 23 回 CLCS 会合(2009 年 3 月~4 月に開催)において行われた。それ以降、審査の迅速化の観点から、4 つの小委員会が同時に審査を行う慣行が続いている。

審査が行われている申請は、次頁の表にある5件である。(3.2「審査中の申請」を参照) 各国の申請を審査する小委員会の委員の構成、申請状況一覧については、本事業報告書 附録1及び2を参照。

2011 年 3 月~4 月に開催された第 27 回 CLCS 会合では、インドネシアの申請、モーリシャス・セーシェル共同申請及びスリナムの申請に対する勧告がそれぞれ採択された。また、同年 8 月~9 月に開催された第 28 回 CLCS 会合では、日本小委員会が勧告案を全体会合に提出し、全体会合で検討されたが勧告の採択は次回会合に持ち越された。また、クック諸島の申請について小委員会が設置された。

2012年3月31日現在、CLCSが扱っている申請は次のとおり。

全体会合で検討中の申請	申請提出日	審査が開始された会合
日本の申請	2008年11月12日	第 24 回会合 (2009 年 8 月~9 月)

小委員会で審査中の申請	申請提出日	小委員会が設置された会合
フランスの申請	2009年2月5日	第 26 回会合 (2010 年 8 月~9 月)
(仏領アンティル・ケルゲレン諸島)		

⁷ CLCS 手続規則 (CLCS/40/Rev.1)、規則 51、4bis.

ウルグアイの申請	2009年4月7日	第 27 回会合 (2011 年 3 月~4 月)
フィリピンの申請	2009年4月8日	第 27 回会合 (2011 年 3 月~4 月)
クック諸島の申請	2009年4月16日	第 28 回会合 (2011 年 8 月~9 月)

59 件の申請のうち、審査が終了した申請(上記の14件)と、審査中の申請(上記の5件の申請)を除いた残りの40件の申請は、審査を受けるため順番を待っている状況である。(3.3「審査待ちの申請」を参照)。

なお、申請は、国が提出した順に、審査の順番待ちの行列に並ぶ。小委員会での審査が終了すると、新たに小委員会が設置され、次の申請の審査が始まる。これらの手続については、CLCS 手続規則の規則 51 に規定されている。

以下では、各国の申請の概要(エグゼクティブ・サマリーと呼ばれており、CLCSのサイトで公開されている)に記載されている内容を 23 件目の申請まで述べるとともに、現在の審査状況等について説明する。24 件目のフィジーの申請から 59 件目のタンザニアについてはエグゼクティブ・サマリーに記載されている内容を基に、各申請の概要を見るにとどめる。

3.1 勧告が行われた申請

3.1.1 ロシアの申請

2001年12月20日、ロシアは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した8。 ロシアの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、カナダ、デンマーク、日本、ノルウェー及び米国がそれぞれ自国の見解を表明する口上書を 国連事務総長に提出した9。

2002年3月25日~4月12日に開催された第10回 CLCS 会合の会期中に、ロシアの代表がプレゼンテーションを行い、CLCS はロシアの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した10。その後、小委員会は同年6月10日~14日に再度集まり、6月14日に勧告案を CLCS に提出し、CLCS は第11回会合において当該勧告案にいくつかの修正を加えた上で採択した11。ロシアに対する勧告の概要については、第57回国連総会会期中に提出された「海洋と海洋法」に関する事務総長報告書補遺(A/57/57/Add.1)に収録されており、以下のとおりである。

⁸ 国連海洋法条約附属書Ⅱ第5条に大陸棚限界委員会の事務局は国連事務総長が提供することが規定されている。沿岸国より申請が提出された場合、国連事務総長がその受領を確認し、全国連加盟国への通知を行う(CLCS 手続規則第49条及び第50条。同規則最新版はCLCS/40に収録されている)。

⁹ これら 5 カ国からの意見表明の内容は国連事務総長により全国連加盟国に通知されており、また、いずれも国連サイト内の大陸棚限界委員会の下記のページにおいて閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_rus.htm

¹⁰ 第 10回 CLCS 会合に関する委員長ステートメント (CLCS/32)、パラ 7~20。

¹¹ 第 11 回 CLCS 会合に関する委員長ステートメント (CLCS/34)、パラ 18~33。

- ① バレンツ海及びベーリング海におけるロシアの申請のうち、バレンツ海についてはノルウェーとの、ベーリング海については米国との海洋境界画定条約がそれぞれ発効した場合に、当該境界線を示す海図及び座標データを CLCS に対し提出するよう勧告した12。
- ② オホーツク海については、その北部海域について、より精密な根拠にもとづく部分申請(well-documented partial submission)を行うよう勧告した。また、CLCSは、当該部分申請は、南部海域における国家間の境界画定に関する問題に影響を及ぼさないと述べており、さらに、当該部分申請を行うためにロシアは(境界画定に関し)日本との合意に至るため最善の努力を尽くすよう勧告した。
- ③ 中央北極海についは、CLCS の勧告に含まれる所見にもとづいて申請書の改定を 行うように勧告した。

以上のとおり、ロシアの申請は、4つの海域に関するものであったが、いずれの海域における大陸棚延長申請についても CLCS は、近隣諸国との境界画定のための交渉を行う必要性や、より精緻な根拠にもとづく申請を行う必要性を指摘している¹³。

なお、2007年8月2日にロシアの有人潜水調査船2艇が、北極点周辺の海底を探査し、海底にロシア国旗を立てたとの報道があった¹⁴。この海底探査は、ロシアの CLCS への再申請の提出に向け、ロモノソフ海嶺がロシアの領土と地質的に連続していることについての科学的データの収集のために行なわれたものと言われており、ロシアがいつ再申請を行うかが注目される¹⁵。一方、地球温暖化によって北極の氷が溶けるにつれ、北極周辺国による地下資源の開発権の主張が活発化している。こうした状況を受け、2008年5月に、グリーンランドで北極周辺の5カ国(カナダ、デンマーク、ノルウェー、ロシア及び米国)による外相級会合が開催され、北極周辺における大陸棚延長については既存の法的枠組みである国連海洋法条約にもとづいて行うことを確認する旨のイルリサット宣言(Ilulissat

¹² ロシアとノルウェーとのバレンツ海における大陸棚境界画定は交渉中であることがノルウェーより の口上書において述べられている。(両国間の海洋境界画定合意については、本項目(3.1.1 ロシアの 申請)の本文の記述を参照。)

また、ロシアと米国とのベーリング海における海洋境界画定条約は 1990 年 6 月 1 日に当時のソ連と 米国との間で署名されているが、ロシア議会が承認していないことが、米国よりの口上書において述べ られている。前掲注 10 参照。

¹³ ロシアの申請と勧告内容について、井内由美子・臼井麻乃「北極海沿岸国による大陸棚延長申請の動向」『北極海季報』第4号(2010年)、19-23頁を参照。また、北極における大陸棚の限界設定及び境界画定について、深町朋子「北極における領有・境界問題の展開―陸地と大陸棚を中心に―」『国際法外交雑誌』第110巻3号(2011年)、37-47頁。

¹⁴ 英国 BBC ニュース・オンライン版 (2007年8月2日付)

http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/6927395.stm

朝日新聞 2007 年 8 月 22 日朝刊 (14 版)、2 面の記事。「時々刻々・北極 争奪戦 ロシア 海底に国旗 資源確保へロシア先手」

Daniel Cressey, Russia at forefront of Arctic land-grab, Nature 448, 520-521 (2 August 2007).

¹⁵ Daniel Cressey, Geology: The next land rush, Nature 451, 12-15 (3 January 2008).

Declaration) が採択された¹⁶。

また、2010年4月27日、ロシアのメドベージェフ大統領とノルウェーのストルテンベルグ首相がオスロで会談し、北極海及びバレンツ海において両国の主張が重複していた海域の海洋境界画定について基本合意したと発表した。これに基づき、同日付で、ロシアのラブロフ外相とノルウェーのストーレ外相が共同声明17を発表した。共同声明では、両国間の係争海域についてほぼ等分されるよう境界線を引くこと、国連海洋法条約にもとづく大陸棚の外側の限界の設定について両国間で協力すること等が推奨されており、これにもとづいて、具体的に境界線を定める条約が結ばれることになった。そして同年9月15日、ロシアのラブロフ外相とノルウェーのストーレ外相が、バレンツ海及び北極海における海洋境界画定及び協力に関する条約に署名した。この条約により、バレンツ海及び北極海における大陸棚及び排他的経済水域について境界が画定された。この条約は、両国の議会が承認すれば、発効する。条約文は、ノルウェー外務省サイト18に掲載されている。両国が合意した海洋境界については、次頁の図を参照。

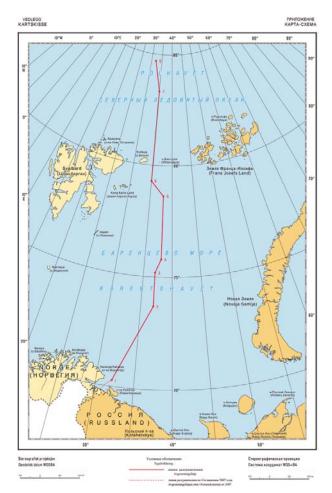
-

¹⁶ イルリサット宣言の全文は下記のデンマーク外務省ホームページに掲載されている。

http://www.ambottawa.um.dk/en/servicemenu/news/theilulissatdeclarationarcticoceanconference.htm

¹⁷ http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/Whats-new/news/2010/statement_delimitation.html?id=601983

 $^{{\}color{blue} 18} \quad \underline{\text{http://www.regjeringen.no/en/dep/smk/press-center/Press-releases/2010/treaty.html?id=614254}$



ロシアとノルウェーが合意したバレンツ海における海洋境界19

3.1.2 ブラジルの申請

2004年5月17日、ブラジルは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。ブラジルの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、米国が自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した²⁰。同年8月30日~9月3日に開催された第14回CLCS会合においてブラジルはプレゼンテーションを行い、CLCSはブラジルの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した²¹。小委員会は、その後、2005年4月4日からの第15回CLCS会合の期間中及び同年8月22日から26日にも開

¹⁹ ノルウェー外務省サイトに掲載。前掲注(17)参照。

²⁰ 米国は、ブラジルの申請のエグゼクティブ・サマリーに含まれている堆積物の厚さのデータの一部に関し、他の公的データとの齟齬があること、及びブラジルがビトリア・トリンダージ海嶺としている部分に関し、他の公的データでは海嶺ではなく海山列として扱われていることを述べた。

ブラジルのエグゼクティブ・サマリー及び米国発の書簡については、以下のサイトより閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_bra.htm

CLCS は、CLCS が申請国以外から表明された見解を考慮しうるのは、近隣諸国との紛争またはその他の未解決の領土もしくは海洋に関わる紛争の時のみであるとして、米国の見解を考慮しないことを決定した。(CLCS/42, para.17)

²¹ 第 14 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/42)、パラ 11~25。

催された22。

2005年3月にブラジルが自国の申請への追加データを提出したところ、CLCSは、一般的問題として、沿岸国がCLCSに申請を提出した後、小委員会が検討を行っている最中に追加的なデータを提出することは国連海洋法条約及びCLCS手続規則に照らして認められるのかという点について、国連法律顧問に対し法的見解を求めた。国連法律顧問は概要以下の法的意見を発出した²³。

- ① 国連海洋法条約及び CLCS 手続規則上、申請国が、修正や追加のデータを後から 提出することを禁止する規定は存在しない。よって、申請国が、誠実に (in good faith)、既提出の資料を再度チェックした際に瑕疵や計算間違いが判明したとい うことであれば、後からデータを提出できる。
- ② 申請国が最初に提出したデータ及び後から提出したデータが、第76条の要件を満たしているかを審査するのは、国連海洋法条約に規定されているCLCSのマンデートに鑑み、CLCSである。他方、申請国は、後からデータを提出することにより、CLCSによる審査にかかる時間が不合理なまでに遅滞することのないよう、誠実に、かつ注意深く行動するよう求められる。
- ③ 申請国が後から提出したデータが、もともと提出していたデータから大幅に乖離している場合、新たに提出された大陸棚限界についても、もともと提出されていたものと同様、公開性が与えられるべきであるが、もともとのデータと、新たなデータがどれくらい違っているのかについて、適切に検討できるのは CLCS だけである。もし、CLCS が、大幅な差違が存在すると考えれば、申請国に対し、エグゼクティブ・サマリーへの追加を事務総長に提出するよう要請することを検討することができる。これまでの国家実行によると、エグゼクティブ・サマリーが事務総長によって公開されると他国は自らの意見を口上書の形で述べており、CLCS は、このような新たな国家実行を考慮し、追加的なエグゼクティブ・サマリーが公開された後で他国が意見を表明するための時間的枠組みについても検討することができる。

以上の法的意見が示されたことを受け、CLCS は第 16 回会合において、当該法的意見に留意し、かつ当該法的意見に従って行動することを決定するとともに、追加提出されたデータがもともとの申請から大幅に乖離している場合には、当該追加データはエグゼクティブ・サマリーへの追加または訂正として公開されるべきであるという点で合意し、その

²² 第 15 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/44)、パラ 12 及び第 16 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/48)、パラ 14。

²³ この法的意見は、国連法律顧問発大陸棚限界委員会委員長宛 2005 年 8 月 25 日付書簡として発行されている (CLCS/46)。

旨をブラジルに伝えた 24 。その後、ブラジルは 2006 年 3 月 1 日にエグゼクティブ・サマリーへの追加を、国連事務総長を通じて 25 00ページ上で公開された 25 00ページ上で公開された 25 00ページ

2006年3月20日より4月21日まで開催された第17回 CLCS 会合において、同年3月20日より小委員会が開催され、21日よりブラジル代表団との協議が行われた。本小委員会のカレラ委員長はブラジル代表団に対し、小委員会で提起された質問について同年7月31日までに回答を提出することを要求した。ブラジルからは、同期日までに新しい地震探査及び測深データを提出するとの報告があった²⁶。

ブラジルは同年 7 月 26 日に小委員会の質問に対する回答と新たなデータを提出し、8 月 21 日から 9 月 15 日に開催された第 18 回 CLCS 会合において、小委員会は 3 日間に渡ってブラジル代表団との会合をもち、その中でブラジル代表団はさまざまなプレゼンテーションと新たなデータに関する説明を行った。同会合期間中に小委員会は勧告の草案に着手し、その後の会期間会合での小委員会における審査と第 19 回 CLCS 会合期間中の 2007年 3 月 19 日から 23 日までの小委員会における審査が行なわれた後、同月 27 日、小委員会は全体委員会に対し勧告案を提出した。27

CLCS 全体委員会は、同年 3 月 27 日、ブラジル代表団との会合を持ち、ブラジル代表団からの説明を聞いた。ブラジル代表団ははじめにサルデンベルグ大使(ブラジル国連常駐代表)が、ブラジルの提出したデータ及び解釈の一貫性と正当性を強調する説明を行い、次に各担当者が 4 つの海域(アマゾン海底扇状地、東部赤道地域、ビトリア・トリンダージ海嶺、サンパウロ海台及び南部地域)について技術的説明を行った²⁸。

ブラジル側の説明を聞いた後、CLCS 全体委員会はブラジルの申請に対する勧告案について審議を行い、賛成 15、反対 2 (棄権なし)で勧告案を採択した²⁹。

2011 年 2 月 15 日付でブラジル政府発 CLCS 宛の書簡が発出され、ブラジルは今後、改訂された申請を行う予定であるので、 2007 年 4 月 4 日付の勧告の要約が公表されないことを希望する旨伝えた。これに対し、CLCS は、第 27 回会合(2011 年 3 月~4 月開催)において、手続規則にもとづいて行動することを決定すると同時に、ブラジルに対する勧

²⁴ 第 16 回 CLCS 会合委員長ステートメント (CLCS/48)、パラ 19。

²⁵ http://www.un.org/Depts/los/clcs new/submissions files/submission bra.htm#New:

²⁶ 第 17回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/50)、パラ 14 及び 15。

 $^{^{27}}$ 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/54)、パラ 11~パラ 14。

²⁸ 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/54)、パラ 15~パラ 21。ブラジル代表団との会合は、「全体委員会において、小委員会が勧告案についての説明を行った後で、かつ、全体委員会が当該勧告案を審査し採択する前に、申請を行った沿岸国は自国の申請に関するいかなる事項についてもプレゼンテーションを行うことができる」との CLCS 手続規則の改正が行なわれたことにもとづいて実施された。この改正手続規則については、第 18 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/52)、パラ 41 を参昭

²⁹ 第 19 回 CLCS 会合におけるブラジルの申請の審査については、平成 19 年度事業報告書 4.1 を参照。

告の要約の扱いについては次回会合に先送りすることとした30。

第 28 回会合(2011 年 8 月~9 月開催)において、ブラジルの申請を審査した小委員会のカレラ委員長が、勧告要約の改訂版について説明を行い、これにもとづき審議した結果、CLCS は、勧告の要約を採択した。この要約は、手続規則にもとづき、ブラジルと国連事務総長に送付され、国連事務総長によって公表されることになる³¹が、ブラジルに対する勧告の内容は、2012 年 3 月 31 日現在、公表されていない³²³³。

3.1.3 オーストラリアの申請

2004 年 11 月 15 日、オーストラリアは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。オーストラリアの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、米国、ロシア、日本、東ティモール、フランス、オランダ、ドイツ及びインドがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した³⁴。

2005年4月の第15回 CLCS 会合においてオーストラリア代表が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCS はオーストラリアの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した35。

その後、小委員会は同年 6 月 27 日~7 月 1 日に会期間会合を開催、また同年 8 月 29 日~9 月 16 日の第 16 回 CLCS 会合期間中にも小委員会を開催した。第 17 回 CLCS 会合前の会期間中に、小委員会での審査を促進するための補完データがオーストラリアより提出

³⁰ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 59。

³¹ 第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 55。

³² 他方、2010 年 9 月 3 日に海洋資源に関するブラジル省庁間委員会により発行された官報に掲載されている同年 8 月 26 日付の決議第 3 号において、ブラジル海軍大臣の下部にある連邦機関が、ブラジルが CLCS に申請した海底エリア(約 148,000 平方マイル)を特別の保護下に置いた旨、米国議会図書館のオンライン刊行物「グローバル・モニター」によって 2010 年 9 月 10 日付で報じられている。同決議によれば、当該海底エリアにおいて、ブラジル政府は、いかなる外国政府または企業も、倉汁政府の許可なしに開発を行ってはならない旨定めているという。"Brazil: Maritime Border

Expanded," written by Eduard Soares, Global Legal Monitor,

http://www.loc.gov/lawweb/servlet/lloc_news?disp3_l205402228_text

³³ ブラジル政府のこの措置を、国連海洋法条約の規定を無視しており観念上も実際上も影響力があると の立場から論評するものとして次を参照。

Lipschutz, Kari, Brazil's Maritime Claim: A Threat to UNCLOS? (2011). Yale Journal of International Affairs, Vol. 6, No. 1, 2011; SOAS School of Law Research Paper No. 08/2011. Available at SSRN: http://ssrn.com/abstract=1895744

³⁴ 米国、ロシア、日本、オランダ、ドイツ及びインドの見解は、オーストラリアの申請には南極近辺の大陸棚部分が含まれているが、南極条約第4条において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認するとともに、当該大陸棚部分について CLCS がいかなる行動もとらないよう求めることをオーストラリア自身が要請していることに留意するというものである。他方、東ティモールの見解は、オーストラリアの申請が、自国とオーストラリアとの海洋境界画定に影響を及ぼさないことを確認するというものであり、フランスの見解は、ケルゲレン海台とニューカレドニア地域に関するオーストラリアの申請に関し、自国とオーストラリアとの大陸棚境界画定に影響を及ぼさないことを確認するものであった。

オーストラリアのエグゼクティブ・サマリー及び各国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_aus.htm

³⁵ 第 15回 CLCS 会合に関する委員長ステートメント (CLCS/44)、パラ 20~31。

された。

2006 年 3 月 20 日から 4 月 21 日まで開催された第 17 回 CLCS 会合期間中にオーストラリア代表団と 4 会合がもたれ、小委員会からオーストラリア代表団に対し 8 海域についての予備的見解(preliminary views)に関するプレゼンテーションが行われた 36 。第 18 回 CLCS 会合前の会期間中に、小委員会は 9 海域目のケルゲレン海台(Kerguelen Plateau)の審査を進めると同時に、第 17 回会合で行われた小委員会によるプレゼンテーションに対するオーストラリアからの回答を受け取った。

2006 年 8 月 21 日~9 月 15 日に開催された第 18 回 CLCS 会合では、小委員会は 9 海域目の予備的考察(preliminary consideration)について、オーストラリア代表団に文書で提出し、期間中に小委員会はオーストラリア代表団と 3 会合をもった 37 。

2007年3月5日より開催された第19回 CLCS 会合では、小委員会とオーストラリア代表団は2会合をもち、最初の会合でオーストラリア代表団は小委員会の予備的考察に対する更なるコメントを示す広範なプレゼンテーションを行った。2回目の会合でオーストラリア代表団は、自国の見解に関する包括的なプレゼンテーションを行った。この2回のプレゼンテーションの後、小委員会は勧告案を作成した。3月28日、小委員会は勧告案を全体委員会に提出し、ブレッケ小委員会委員長より勧告案についてのプレゼンテーションを行った。同日、オーストラリア代表団からの要請を受け、全体委員会と同代表団との会合が開催され、同代表団より申請に関する全体的なプレゼンテーションが行われた38。プレゼンテーションを聞いた後、全体委員会は、小委員会が作成した勧告案を検討したが、結局、更なる検討を行う必要があるため勧告案の採択を次回会期まで延期することを決定した39。

2007 年 8~9 月に開催された第 20 回 CLCS 会合で、8 月 28 日にオーストラリア代表団からの要請により、全体委員会において会合が持たれた。同年 6 月の選挙で新たに選出された CLCS 委員のために、オーストラリア代表団は第 19 回会合で行ったものと同じプレゼンテーションを行った。全体委員会では、小委員会により提出された勧告案について海域毎の詳細な検討が行われたが、重要な論点についての協議が継続していることから、勧告の採決は、またも次回 CLCS 会合に延期されることになった 40 。

そして、2008年3月~4月に開催された第21回会合において、CLCSはオーストラリ

³⁶ 第 17 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/50)、パラ 19~21。

³⁷ 第 18 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ 12。

³⁸ 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 23~パラ 32。このような全体委員会での代表団によるプレゼンテーションは、CLCS 手続規則附属書 III セクション VI の改正が行われたことを受けて可能となったものである。当該改正については、第 18 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/52)、パラ 41 を参照。オーストラリアより行われたプレゼンテーションの概要は、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

³⁹ 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 33。第 19 回 CLCS 会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

 $^{^{40}}$ 第 20 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ 19 ~21。第 20 回 CLCS 会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 $^{4.3}$ を参照。

アに対する勧告をようやく採択した。採択は投票により行われ、賛成 14 票、反対 3 票、 棄権 1 票によって採択された 41 。

勧告の要約版は 2008 年 10 月 7 日付で、大陸棚限界委員会のオーストラリアの申請のページに掲載された。勧告の要約版は、まず、勧告が依拠した一般原則について述べ、続いて個々の海域ごとに大陸斜面脚部の決定、大陸縁辺部の外縁の設定、大陸棚の外側の限界の設定を行い、勧告内容を述べ、勧告した外側の限界を図示する、という構成になっている。

CLCS による勧告採択を受け、オーストラリア政府は 2008 年 4 月 21 日に記者会見を行い、勧告を歓迎する旨述べるとともに、勧告によって延長することができる海域について説明を行った。ファーガソン(Ferguson)資源・エネルギー大臣が声明を発表するとともに、会見を開き、勧告を歓迎すると述べた。ファーガソン大臣の声明の内容は、以下のとおりである 42 。

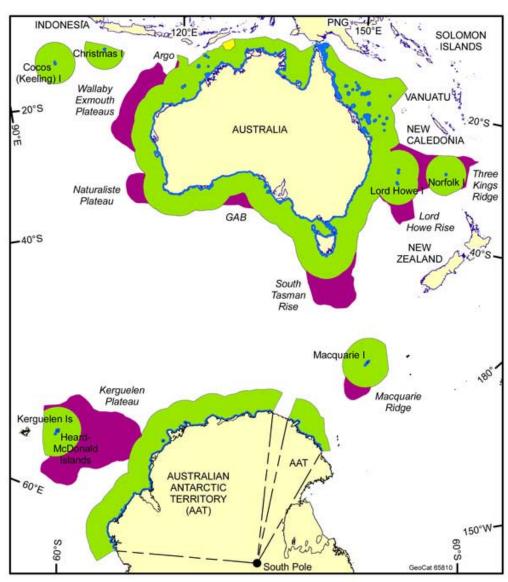
- ① 追加的な 250 万平方キロメートルの海底に対するオーストラリアの管轄権を確認 した CLCS の判断を歓迎する。
- ② CLCS の判断は、9 つの海域におけるオーストラリアの大陸棚の外側の限界の位置、及び 200 海里を超える大陸棚の大部分に対するオーストラリアの権利を確認している。
- ③ CLCS の判断が意味するのは、オーストラリアは今や 250 万平方キロメートルの 新たな大陸棚に対する管轄権を有している、ということである。この面積はフランス 国土の約 5 倍、ドイツ国土の約 7 倍、ニュージーランド国土の約 10 倍に相 当する。これにより、オーストラリアは、大陸棚上に存在する、または大陸棚の 海底下に存在する、石油資源、ガス資源及び生物資源(薬への利用が可能な微生物等)といったものへの権利を得たのである。
- ④ CLCS の判断は、オーストラリアの沖合にある潜在的資源に対する大きな後押しであるとともに、海底にある海洋環境を保全する我々の能力に対する大きな後押しでもある。
- ⑤ オーストラリア政府は、CLCSの勧告にもとづき、オーストラリアの大陸棚の外側の限界を公布する(proclaim)ための行動を早急に取るだろう。
- ⑥ CLCS への申請を準備した、オーストラリア地球科学局、外務貿易省及び司法省 の 15 年間以上に及ぶ努力を賞賛する。

また、オーストラリアの申請に際して中心的役割を果たしたオーストラリア地球科学局 (Geoscience Australia) のホームページには、CLCS の勧告によって認められた延長大

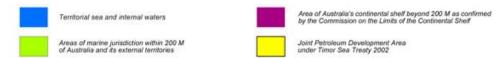
⁴¹ 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ $9\sim11$ 。第 21 回 CLCS 会合におけるオーストラリアの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

⁴² 下記のオーストラリア資源・エネルギー省のメディア・リリースのページに掲載されている。 http://minister.ret.gov.au/TheHonMartinFergusonMP/Pages/UNCONFIRMSAUSTRALIA%E2%80%99SRIGHTSOVEREXTRA.aspx

陸棚の部分を示す地図が掲載されている(次図を参照)。



AUSTRALIA'S CONTINENTAL SHELF CONFIRMED BY THE COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF



オーストラリア地球科学局 (Geoscience Australia) のホームページに掲載されている地図

http://www.ga.gov.au/oceans/mc los Map.jsp



さらに、2011 年 9 月 6 日付で、オーストラリア地球科学局のホームページに、大陸棚限界委員会の勧告によって認められた延長大陸棚の部分を示すより詳細な地図 (Australia's Maritime Jurisdiction Map) が各海域ごとに掲載された43。

なお、インドネシアは、大陸棚限界委員会の勧告に対して、2009 年 8 月 7 日付で国連事務総長宛口上書を提出しており、その中で、勧告に含まれているアルゴ海域の大陸棚の限界のうちの一点が、インドネシア・オーストラリア間の 1997 年条約44で規定されている一点と一致しているが、同条約は未発効であるため、国連海洋法条約第 76 条 10 項にもとづき、勧告に含まれている同点は法的効果を有しない旨述べている45。

-

⁴³ http://www.ga.gov.au/marine/jurisdiction/map-series.html

⁴⁴ 条約文は、国連海事海洋法課のサイトの下記ページに掲載されている。 http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/PDFFILES/TREATIES/AUS-IDN1997EEZ.pdf

⁴⁵ インドネシアの口上書は、前掲注(33)の大陸棚限界委員会のページに掲載されている。

3.1.4 アイルランドの申請

2005年5月25日、アイルランドは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して申請を提出した。アイルランドの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、デンマークとアイスランドがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した46。

アイルランドの申請は、近隣諸国との帰属係争地域について交渉が継続中であるため、帰属について争いのないポーキュパイン深海平原地域の大陸棚に関する部分的申請 (partial submission)であり、この点はアイルランドが提出したエグゼクティブ・サマリーの中で明示的に述べられており、国連事務総長より各国への通知の中でも述べられている。

2005年8月29日~9月16日に開催された第16回 CLCS 会合においてアイルランドはプレゼンテーションを行い、CLCS はアイルランドの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した。小委員会は、2006年1月23日~27日に会期間会合を開き、アイルランド代表団と5会合をもった。2006年3月20日~4月21日まで開催された第17回 CLCS会合では、アイルランド代表団と4会合をもち、協議を行った。第18回 CLCS会合では、全体委員会において本小委員会のジャファー委員長より勧告案が提示されたが、全委員が勧告案と小委員会の分析の詳細な検討を必要とし、第19回 CLCS会合へと持ち越された47。2007年3月~4月に開催された第19回 CLCS会合において、全体委員会は小委員会の

2007年3月~4月に開催された第19回 CLCS 会合において、全体委員会は小委員会の 勧告案を投票にかけ、賛成14、反対2、棄権2で勧告を採択した48。

この勧告採択を受け、アイルランド政府の大陸棚延長プロジェクトを管轄しているノエル・デンプシー通信・海洋・天然資源大臣は 2007 年 4 月 22 日付プレス・リリースにおいて、勧告を受け取ったことによりアイルランドは申請を提出したポーキュパイン深海平原エリアにおいて 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を設定することができる旨述べており、また同プレス・リリース中にはアイルランドの国土面積の 80 パーセントにあたる56,000 平方キロメートルが延長大陸棚となる旨の記述がある49。

⁴⁶ デンマークの見解は、アイルランドの申請及び同申請に対する CLCS の勧告が、デンマークが将来行う大陸棚延長申請に対して、また、デンマーク領フェロー諸島とアイルランドとの間のハットン・ロッコール区域の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。

アイスランドの見解は、アイルランドの申請及び同申請に対する CLCS の勧告が、将来アイスランドが行うハットン・ロッコール区域の大陸棚延長申請に対して、また、アイスランドとアイルランドとの間の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものではないことを述べている。

アイルランドのエグゼクティブ・サマリー及びそれぞれの国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_irl.htm

⁴⁷ 第 18 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ 15 及び 17

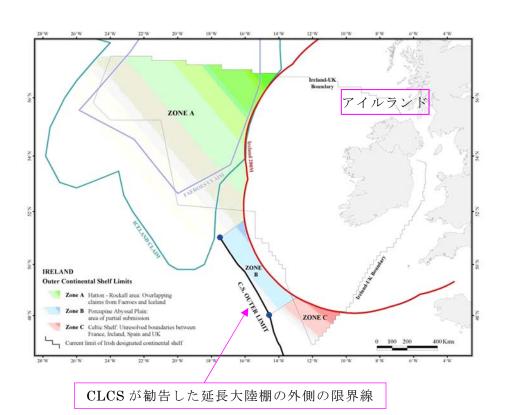
⁴⁸ 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 37。第 19 回 CLCS 会合におけるアイルランドの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

⁴⁹ 同プレス・リリースはアイルランド通信・海洋・天然資源省の下記サイトで閲覧可能。 http://www.dcenr.gov.ie/Press+Releases/2007/Ireland+Extends+Continental+Shelf+Waters+by+56000+Sq+Kilometres.htm

勧告の要約版については、2008年10月7日付で、CLCSのアイルランドの申請についてのサイトに掲載された。(アイルランドへの勧告の要約版は、申請海域が小さいこともあり、大陸斜面脚部の決定、大陸縁辺部の外縁の設定、大陸棚の外側の限界の設定についてそれぞれ詳細な説明を行った上で、勧告内容を述べている。)

その後、アイルランドは、CLCS の勧告にもとづき大陸棚の限界を設定し、国連海洋法 条約第76条9項にもとづき、2009年10月26日、海図と関連情報を国連事務総長に寄託 した。この海図と関連情報は、国連海事・海洋法課サイトの寄託海図のページ50に掲載さ れている。

なお、平成22年度の大陸棚事業では、2011年2月9日、アイルランドのピーター・クロッカー氏らを招聘して、大陸棚セミナー「大陸棚延長と海洋政策―勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ―」を開催し、アイルランドの大陸棚延長申請の過程や勧告後の国内での対応について解説していただいた。(詳細は、平成22年度事業報告書4.を参照。)



デンプシー アイルランド通信・海洋・天然資源大臣発表の プレス・リリース (2007年4月22日付) に掲載されている図より

 $^{{}^{50}\ \}underline{\text{http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/IRL.htm}}$

3.1.5 ニュージーランドの申請

2006 年 4 月 19 日、ニュージーランドは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。ニュージーランドの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、フィジー、フランス、日本及びオランダがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した 51 。

ニュージーランドの申請は、南極海を除く海域についての部分的申請であることが明確に示されると同時に、南極海海域における大陸棚延長申請は後日提出する予定であることをニュージーランドの申請提出と同時に提出した口上書において言及している52。

2006年8月の第18回 CLCS 会合においてニュージーランド代表団が申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCS はニュージーランドの申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した。小委員会は、同年11月13日から17日にかけて会期間会合を開いた53。この会合において、ニュージーランドの南東海域について予備的審査が行われ、小委員会は第19回 CLCS 会合前にニュージーランドより包括的な回答を受け取り、2007年3月19日から27日まで申請内容及び新たな資料について審査を行った。小委員会は、同年4月9日から13日にかけて審査を継続し、ニュージーランド代表団と多くの会合をもった。その中で、ニュージーランド代表団は、小委員会からの質問に対する回答についてプレゼンテーションを行った。また、小委員会は西海域に関して及び南東海域における懸案事項に関して、予備的見解を提示した54。

2007年8月から開催された第20回 CLCS 会合の前に、小委員会は、第19回会合の際に提示した予備的見解及び質問事項に対する包括的な回答をニュージーランド代表団から受け取った。第20回 CLCS 会合では、申請内容及び新たな資料の審査は9月4日、10日、12日及び14日に小委員会において継続され、ニュージーランド代表団と小委員会との会合が開かれ、小委員会から出された予備的見解及び質問事項に対する回答についてニュージーランド代表団はプレゼンテーションを行った55。

小委員会は 2008 年 1 月 21 日~25 日に会期間会合を開き、検討を行い、その結果を同

⁵¹ フィジーの見解は、ニュージーランドの申請のエクゼクティブ・サマリーに含まれている Kermadec Ridge、Havre Trough 及び Colville Ridge における大陸棚の境界画定協議がニュージーランドと継続中であることについて述べている。

フランスの見解は、Three Kings Ridge について、南太平洋のフランス領諸国の大陸棚に影響を及ぼす可能性があることについて述べている。

日本及びオランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認している。

ニュージーランドのエグゼクティブ・サマリー及び各国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能である。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nzl.htm

⁵² この口上書は上記サイトにおいて閲覧可能。

⁵³ 第 18回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ 20,21 及び 24。

⁵⁴ 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 38。第 19 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

⁵⁵ 第 20 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ $22\sim25$ 。第 20 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

年 1 月 25 日付でニュージーランドに対し、予備的見解として送付し、ニュージーランドは、同年 3 月 13 日付で返答を出した。その後、3 月 24 日から始まった小委員会会合において、小委員会は勧告案をとりまとめ、同案の概要についてニュージーランドに対してプレゼンテーションを行った。第 21 回 CLCS 会合期間中の 4 月 3 日に小委員会は全体委員会に対して勧告案を提出し、同勧告案を説明するためのプレゼンテーションを行った。同日、ニュージーランド代表団の要請にもとづき、全体委員会にニュージーランド代表団が出席し、同代表団は小委員会の見解について異論はない旨述べた 56 。

2008 年 8 月~9 月に開催された第 22 回 CLCS 会合において、全体委員会は、勧告案について検討を行い、投票の結果、賛成 13 票、反対 3 票、棄権 3 票で勧告案を採択した。 57 (勧告の要約版については、 2008 年 10 月 14 日付で、 10 CLCS サイトのニュージーランドの申請に関するページに掲載された。)

これを受け、ニュージーランドのクラーク首相は、2008 年 9 月 22 日に CLCS の勧告を 歓迎する旨のプレス声明を発表し、次のように述べている⁵⁸。

- ① CLCS によって、約 170 万平方キロメートルの延長大陸棚に対してニュージーランドが権利を有することが確認された。
- ② この面積はニュージーランドの国土の6倍以上に相当する。
- ③ 今回得られた成功は、ニュージーランドの科学者や政府関係者の 10 年以上に及ぶ努力の成果である。

また、ニュージーランド外務貿易省もホームページにおいて、CLCS は 2008 年 9 月 12 日に勧告を行い、ニュージーランドが申請した延長大陸棚の 98 パーセント以上を認めたと述べている⁵⁹。

また、勧告全文も同省のホームページに掲載されており⁶⁰、ニュージーランドの大陸棚延長に対する一貫した公開性を反映していると言えよう。

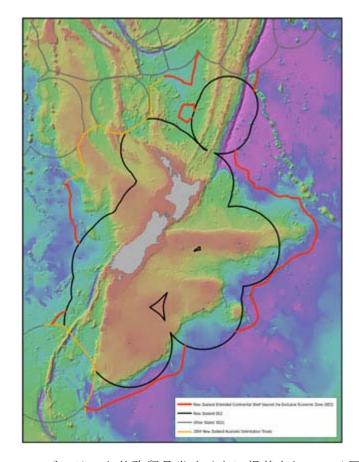
⁵⁶ 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 12~18。第 21 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

⁵⁷ 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 8 \sim 11。第 22 回 CLCS 会合におけるニュージーランドの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

⁵⁸ http://www.beehive.govt.nz/release/un+recognises+nz+extended+seabed+rights

⁵⁹ http://www.mfat.govt.nz/Media-and-publications/Features/990-NZ-extended-seabed-claim.php

^{60 &}lt;a href="http://www.mfat.govt.nz/downloads/global-issues/cont-shelf-recommendations.pdf">http://www.mfat.govt.nz/downloads/global-issues/cont-shelf-recommendations.pdf
なお、平成 20 年度事業の一環として、ニュージーランドの大陸棚延長申請のための準備や申請後の審査について、同国の専門家であるレイ・ウッド氏の講演会を開催した。この講演会の内容については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 3.を参照。



ニュージーランド外務貿易省サイトに掲載されている図

 $\underline{http://www.mfat.govt.nz/Media-and-publications/Features/990-NZ-extended-seabed-claim.php}$

上の図において、黒線は、ニュージーランドの 200 海里排他的経済水域 (EEZ) を示しており、赤線は、CLCS によって認められた 200 海里を超える大陸棚の外側の限界を示している。また、灰色の線は、他国の 200 海里排他的経済水域を示しており、黄色の線は、ニュージーランドとオーストラリアとの海洋境界画定条約によって定められた境界線を示している。

3.1.6 フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請

2006年5月19日、フランス、アイルランド、スペイン及び英国(以下、4カ国)は、 国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。4カ国の共同申請が提出されたこと が国連事務総長により、全国連加盟国に通知され、エグゼクティブ・サマリーが公表された ⁶¹。他国からの口上書は提出されていない。

4カ国の共同申請は、ケルト海とビスケー湾の4カ国が境界を接する海域の大陸棚に関して4カ国が共同し、かつ協力して行う一つの申請であると同時に部分的申請であることが英語、フランス語、スペイン語の3カ国語で提出されたエグゼクティブ・サマリーの中で明示的に述べられている。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_frgbires.htm

^{61 4}カ国共同申請のエグゼクティブ・サマリーは以下のサイトで閲覧可能。

2006 年 8 月の第 18 回 CLCS 会合においてフランス、アイルランド、スペイン及び英国からそれぞれ代表が立ち、申請内容についてのプレゼンテーションを行い、CLCS は 4 カ国共同申請を審査する小委員会を設置し、審査を開始した62。2007 年 1 月 22 日から 2 月 2 日にかけて会期間会合が行われ、小委員会は 4 カ国代表団と 4 回の会合をもった。

2007年3月の第19回 CLCS 会合において、小委員会は3月14日に4カ国代表団に対し、申請の審査から得られた小委員会の見解と全般的結論について、包括的なプレゼンテーションを行った。これに対し、4カ国代表団は、小委員会の見解と結論について、プレゼンテーションを行い、とりあえずの反応を示した。これらの会合後、4カ国代表団は3月23日に小委員会より要請された追加資料を提出した。小委員会は、提出された追加資料の審査を行い、勧告案の最終調整に入ることになった63。

第 19回 CLCS 会合から第 20回 CLCS 会合までの会期間及び 2007 年 8月~9月の第 20回 CLCS 会合において、審査は継続された。

この4カ国共同申請は初めての共同申請であることを踏まえ、小委員会は、第 20 回 CLCS 会合の会期中に、全体委員会に対し、共同申請に関する一般原則について検討することを求めた。これを受け、全体委員会で議論された後、「共同申請の結果得られる延長大陸棚の総面積は、各国が個別に申請した結果得られるであろう延長大陸棚の面積の合計より多くはなりえない。共同申請においても沿岸国は個別に、大陸斜面脚部、適用したフォーミュラ、制限線及び外側の限界について設定する必要がある。」との決定を行った。64

この決定について、2008年3月~4月の第21回 CLCS 会合において、4カ国を代表して英国のウィルソン氏が懸念を表明した。同会期中に、小委員会は、4カ国側に対し、科学的及び技術的に申請を検討した結果についての小委員会としての見解を示した65。

その後、2008 年 6 月 17 日に 4 カ国側から、改定した大陸棚の外側の限界が提出されたのを受けて、同年 8 月 \sim 9 月の第 22 回 CLCS 会合において、小委員会はこの改定された限界について検討を行った 66 。

小委員会は、2009 年 3 月 の第 23 回 CLCS 会合において、勧告案を作成し、全体委員会に提出した。全体委員会において、4 ヵ国代表団がプレゼンテーションを行った後、全体委員会は勧告案を検討し、3 月 24 日に勧告をコンセンサスで採択した⁶⁷。

⁶² 第 18 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/52)、パラ 26~28。

 $^{^{63}}$ 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 39 \sim 40。第 19 回 CLCS 会合における 4 カ国 共同申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

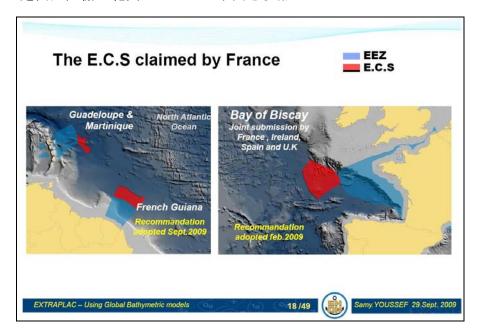
⁶⁴ 第 20 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/56)、パラ 28。なお、この点は、改正手続規則 (CLCS/40/Rev.1) 附属書Ⅲ、パラグラフ 9.1.(a)において反映されている。

⁶⁵ 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 19~20。

⁶⁶ 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 12~14。

 $^{^{67}}$ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 8~14。詳細については、平成 21 年度事業報告書 5.1 を参照。

勧告の要約版は、CLCS サイトの 4 ヵ国共同申請のページに掲載されている⁶⁸。勧告が示した延長大陸棚の範囲については下図を参照



フランス大陸棚延長プロジェクト (EXTRAPLAC) の Youssef 氏及び Roest 氏が 2009 年 9 月の GEBCO の会議で行ったプレゼンテーション資料に掲載されている図

http://www.gebco.net/about_us/gebco_science_day/

(右側の図における赤い部分がビスケー湾の4ヵ国共同申請に対する 勧告が発出されたエリアを示している。)

3.1.7 ノルウェーの申請

2006年11月27日、ノルウェーは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。ノルウェーの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、デンマーク、アイスランド、ロシア及びスペインがそれぞれ自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出した69。

ノルウェーの申請は、北極海の西ナンセン海盆、バレンツ海のループホール及びノルウ

69 デンマークとアイスランドの見解は、デンマーク領フェロー諸島、アイスランド及びノルウェー間で 2006 年 9 月 20 日に画定したバナナホールの南部分に対して影響を及ぼすものではないことを述べて いる。また、デンマークはグリーンランドと同意の上、バナナホールの CLCS の審査及び勧告が、将 来ノルウェー、デンマーク及びグリーンランドの間の大陸棚境界画定に対して影響を及ぼすものでは ないことに言及している。

一方、ロシアの見解は、バレンツ海におけるノルウェーとの協議が継続中であり、審査の対象と成りえないことを述べている。

スペインの見解は、ノルウェー領スバールバル諸島から伸びる可能性のある大陸棚について、1920年のパリ協定によりスペインに権利があることを述べている。

ノルウェーのエグゼクティブ・サマリー及びそれぞれの口上書は、CLCS サイトで閲覧可能である。 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_nor.htm

⁶⁸ 前掲注(51)参照。

ェー海のバナナホールの3海域のみについての申請であり、他の海域については後日申請を行うことに言及している70。

ノルウェーの申請は、2007年3月~4月の第19回 CLCS 会合において取り上げられ、4月2日にノルウェー外務省法務局長ファイフ氏よりプレゼンテーションが行われた。上記4カ国から提出された口上書について、同氏はノルウェーの立場を説明した。また、プレゼンテーションの後のCLCS委員よりの質問に対し、ノルウェー代表団は、今回ノルウェーが提出した申請のデータや情報には、機密情報は含まれていない旨述べた。ノルウェーからのプレゼンテーションの後、全体委員会は小委員会の構成を決定し、設置した。小委員会の委員長にはシモンズ氏(オーストラリア)が選出された。第19回会合中に小委員会は計6回の会合を開き、ノルウェー代表団との質疑応答も行った。小委員会からの質問に対し、第19回会合期間中にノルウェー側より書面で回答が提出したものもあったが、第20回会合までの間に(すなわち会期間中に)書面を提出して回答したものもあった。また、ノルウェー代表団の専門家によって、ノルウェーが申請に際して用いたGISソフトウェアであるGeoCapの使用方法について、小委員会メンバーに対し説明及びトレーニングがなされた71。

2007 年 8 月~9 月の第 20 回 CLCS 会合において、小委員会は引き続き審査を進め、ノルウェー側より提出された書面での回答やデータの分析を行った。

2008年3月~4月に開催された第21回 CLCS 会合期間中、ノルウェー小委員会は、ノルウェー代表団に対し、いくつかの海域について予備的見解(preliminary views)を示した 72 。この予備的見解に対し、同年7月にノルウェー代表団より、詳細な返答が送られ、これを受けて同年8月~9月に開催された第22回 CLCS 会合期間中、小委員会において更に検討が行われた 73 。

2009 年 3 月に開催された第 23 回 CLCS 会合期間中に、小委員会が勧告案を全体委員会に提出し、3 月 27 日に CLCS はノルウェーに対する勧告を行った 74 。

CLCS サイトに公開されている勧告の要約版によると、CLCS は、近隣諸国との交渉によって画定される部分については関係国間で解決されるべきであると述べた上で、ノルウェー側の提出した外側の限界について肯定的な勧告を行っている。

⁷⁰ ノルウェーは他に、2009 年 5 月 4 日に、南極大陸沖のブーベ島及び南極大陸において領有権を主張 している地域(ドローニング・モード・ランド)を基点とする大陸棚延長申請を提出している。

 $^{^{71}}$ 第 19 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/54)、パラ 41 \sim 54。第 19 回 CLCS 会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

⁷² 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/58)、パラ 24 \sim 28。第 21 回 CLCS 会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成 20 年度事業報告書 4.1 を参照。

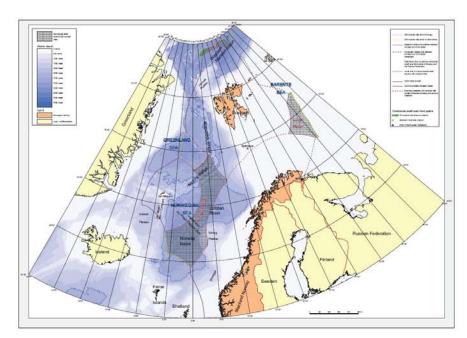
⁷³ 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/60)、パラ $15\sim18$ 。第 22 回 CLCS 会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成 20 年度事業報告書 4.3 を参照。

 $^{^{74}}$ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/62)、パラ $15\sim19$ 。第 23 回 CLCS 会合におけるノルウェーの申請の審査については、平成 21 年度事業報告書 5.1 を参照。

勧告を受け、ノルウェーのストーレ外務大臣は、2009 年 4 月 15 日にノルウェーの大陸棚の範囲が決定した歴史的な出来事として、プレス声明を発表し次のように述べている75。

- ① CLCS の勧告は、極北 (High North) 76の約 235,000 平方キロメートルの海域に おいて、ノルウェーに重要な権利と責任をもたらした。
- ② 勧告は、ノルウェーに大陸棚の外側の限界の境界画定の根拠を定めた。

なお、バレンツ海に関するロシアとノルウェーの海洋境界画定合意については、本事業報告書「3.1.1 ロシアの申請」における記述を参考のこと。



ノルウェーのエグゼクティブ・サマリーに掲載されている地図(申請海域の全体図) 斜線が引かれている部分が、ノルウェーが 200 海里を超えて延長申請をした大陸棚エリアを示している。

http://www.un.org/Depts/los/clcs new/submissions files/submission nor.htm

3.1.8 フランスの申請 (フランス領ギアナ及びニューカレドニア)

2007年5月22日、フランスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。フランスの申請が提出されたことが国連事務総長により、全国連加盟国に通知された後、バヌアツ、ニュージーランド及びスリナムはそれぞれ自国の見解を表明する口上書ないし書簡を提出した77。

 $\underline{http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/press/News/2009/shelf_clarified.html?id=554718}$

http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/high-north.html?id=1154

⁷⁵ 下記のノルウェー外務省サイト (英語版) に掲載されている。

⁷⁶ ノルウェー政府は、ノルウェー本土より北の極北 (High North) エリアを、漁業資源及びエネルギー 資源の豊富さの観点から、最も重要な戦略的エリアと位置づけている。下記ノルウェー外務省サイト参照。

⁷⁷ フランスのエグゼクティブ・サマリー及び各国からの口上書または書簡は、以下のサイトで閲覧可能。 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_fra.htm

ニュージーランドは、自国が既に申請を行った部分(スリーキングス海嶺)とフランスの申請した

フランスは、本申請は、フランス領ギアナ及びニューカレドニアのみに関する部分申請 であるとエグゼクティブ・サマリーの中で述べている。

バヌアツは、2007年7月11日付のバヌアツ外相発 CLCS 委員長宛書簡を送付し、フランスの申請のうち、ニューカレドニアの南東部分に関する申請が、バヌアツの領土であるマシュー島及びハンター島を侵害するものであると述べ、バヌアツ首相発フランス大統領宛の抗議の書簡を添付した。これを受けて、フランスは、2007年7月18日付のフランス首相発国連海事海洋法(DOALOS)課長宛書簡の中で、バヌアツからの抗議について検討したわけではないが留意の上、CLCS 手続規則附属書Iにもとづき、フランスの申請のうち、ニューカレドニアの南東部分については CLCS が審査を行わないよう要請すると述べている。したがって、ニューカレドニアについては、南西部分のみが委員会の審査対象となることになった。

フランスの申請は、2007 年 8 月~9 月の第 20 回 CLCS 会合において取り上げられ、フランス代表のジェマルシェ氏(フランス海洋事務局長)がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で、バヌアツからの異議申立てを受け、ニューカレドニアの南東部分については CLCS が審査を行わないよう要請したが、このことはバヌアツの立場を承認したものと解釈されるべきではない旨述べた。プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は、フランスの申請を審査する小委員会の設置を決定した。小委員会の委員長にはカレラ氏(メキシコ)が選出された。

小委員会は、フランス代表団よりの要請に応じ、第 20 回会合期間中にフランス代表団 との会合を開き、以下の点を確認した。

- ① CLCS は第 18 回会合において、申請の審査は、同時に 3 つの小委員会でしか行 えないことを決定したので、現在、他の 3 小委員会が各国の申請の審査を行っているこ とから、フランスの申請の正式な審査は第 21 回 CLCS 会合まで持ち越すこととする。
- ② 申請の書類は、機密保持の観点から取扱いに注意をして事務局により保管される。
- ③ 小委員会は、第 21 回 CLCS 会合までの会期中に会合及び技術的説明を求める要請は行わない。

フランス代表団は、上記の説明に関して承諾した。

また、小委員会は、以下の3つのワーキング・グループを作ることに合意した。

- ① 測地学と水路学に関するワーキング・グループ (アスティス氏、カルンギ氏、ルー 氏及びカレラ氏により構成)
- ② 地質学と地球物理学に関するワーキング・グループ (ブレッケ氏、カルンギ氏、オドゥロ氏、パク氏及びカレラ氏により構成)

部分に重複があり、将来境界画定を行う必要がありうることを踏まえ、UNCLOS 第76条10項にもとづきCLCSがこの点に影響を及ぼさずに審査することの確認を行っている。

スリナムは、スリナムとフランスとの間で一部地域について大陸棚境界画定交渉を継続中であるので、CLCSの審査及び勧告が影響を及ぼさないことを確認している。

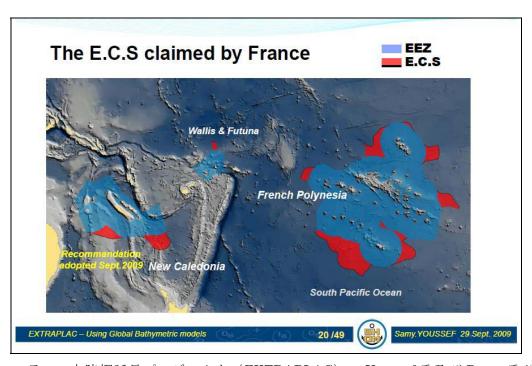
③ クオリティ管理に関するワーキング・グループ (ブレッケ氏、オドゥロ氏及びカレラ氏により構成) 78

小委員会の各委員は、2008 年 4 月の第 21 回 CLCS 会合開催前の会期間中に、予備的検討を進め、第 21 回 CLCS 会合において小委員会会合が開かれた 79 。2008 年 8 月~ 9 月の第 22 回 CLCS 会合においても、引き続き小委員会は審査を行った。

2009 年 3 月~4 月に開催された第 23 回 CLCS 会合期間中に、小委員会はフランス代表団と会って、小委員会としては勧告案を全体委員会に提出する用意があると伝えたところ、フランス代表団側から勧告案について更なる検討を行ってほしいとの希望が出されたため、次回会合まで延期されることになった80。

2009 年 8 月~9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合期間中に、小委員会はフランス代表団と会って議論した後、全体委員会に勧告案を提出した。9 月 2 日に全体委員会はコンセンサスで勧告を採択した81。

勧告の要約版が、CLCS サイトに掲載されている。(勧告が示した延長大陸棚の範囲については下図を参照。)



フランス大陸棚延長プロジェクト (EXTRAPLAC) の Youssef 氏及び Roest 氏が 2009 年 9 月の GEBCO の会議で行ったプレゼンテーション資料に掲載されている図

⁷⁸ 第 20 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/56)、パラ 37~50。第 20 回 CLCS 会合におけるフランスの申請の審査については、平成 19 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

⁷⁹ 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 29~30。

⁸⁰ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 20~21。

⁸¹ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 8~13。詳しくは、平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

http://www.gebco.net/about_us/gebco_science_day/

ニューカレドニア海域の延長大陸棚は、上の図の左側、New Caledonia と示されている赤いエリア。フランス領ギアナ海域の延長大陸棚については、本事業報告書 3.1.6「フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請」に記載の図を参照。

3.1.9 メキシコの申請

2007年12月13日、メキシコは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。 メキシコの申請が提出されたことは国連事務総長により、全国連加盟国に通知された。これまで、他国よりの口上書は提出されていない。

メキシコは、この申請は、メキシコ湾における2つの延長可能エリアのうち西側エリア (Western Polygon) のみに関する部分申請であるとエグゼクティブ・サマリーの中で述べている82。

メキシコの申請は、2008年3月~4月の第21回 CLCS 会合で取り上げられ、メキシコ 代表のエルナンデス氏(メキシコ外務省法律顧問)がプレゼンテーションを行い、申請内 容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で次のように述べている。

- ① 今回申請を行ったメキシコ湾の西側エリアについては 2000 年 6 月 9 日に署名された米国との境界画定条約にもとづくものである。
- ② 東側エリアについては、後の段階で申請を行う予定である。
- ③ メキシコが提出した申請のうち、第2部の主文書及び第3部の補助的な科学的・技術的データは機密情報であり、第2部はCLCS委員が国連本部以外で検討するために持出すこともできるが、第3部はCLCS手続規則附属書IIに従い厳密に機密情報として取り扱われるべきであり、指定されたGISラボ室の外に持ち出されてはならないものである。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は、メキシコの申請を審査する小委員会の 設置を決定した。小委員会の委員長には玉木氏(日本)が選出された⁸³。

2008 年 9 月の第 22 回 CLCS 会合期間中に、小委員会は初めての会合を開き、審査を開始した。小委員会は、メキシコの申請の形式や要件が揃っているが等を確認した後、水路学、地質学及び地球物理学の各ワーキング・グループを作り、詳細な検討を行うこととした。また、メキシコ代表団に対して質問状を送付した。小委員会の各委員は、会期間中に検討を行った84。

2009年3月の第23回 CLCS 会合期間中に、小委員会が全体委員会に勧告案を提出し、

⁸² メキシコのエグゼクティブ・サマリーは、次のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_mex.htm

⁸³ 第 21 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/58)、パラ 31~39。第 21 回 CLCS 会合におけるメキシコの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.1 を参照。

⁸⁴ 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ $20\sim21$ 。第 22 回 CLCS 会合におけるメキシコの申請の審査については、平成 20 年度大陸棚事業報告書 4.3 を参照。

3 月 31 日に全体委員会は勧告を採択した85。勧告の要約版は、CLCS サイトに掲載されている。

その後、メキシコは、CLCS の勧告にもとづき大陸棚の限界を設定し、国連海洋法条約第76条9項にもとづき、2009年6月8日、海図と関連情報を国連事務総長に寄託た。この海図と関連情報は、国連海事・海洋法課サイトの寄託海図のページ86に掲載されている。

なお、2010年2月28日現在、第76条9項にもとづき延長大陸棚に関する海図寄託を 行ったのは、メキシコとアイルランド⁸⁷のみである。いずれの申請も部分申請であり、延 長大陸棚の面積が比較的少なかったこと、また、近隣諸国との境界画定の必要性がなかっ た海域であったことが、迅速な海図寄託を可能にしたと思われる。

なお、当財団の平成 22 年度大陸棚事業において、2011 年 2 月 9 日、メキシコのガロ・カレラ氏らを招聘して、大陸棚セミナー「大陸棚延長と海洋政策―勧告に基づく限界設定の先例に学ぶ―」を開催し、メキシコの申請の過程や勧告後の国内での対応について解説していただいた。(詳細は、平成 22 年度事業報告書 4.を参照。)

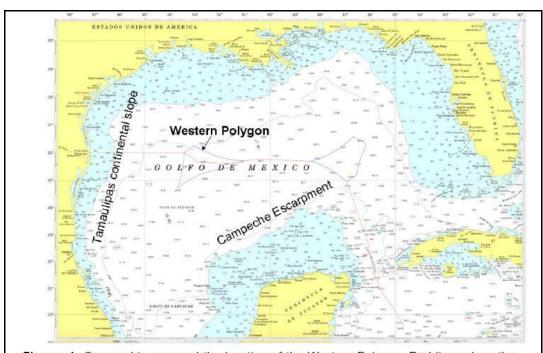


Figure 1. Geographic map and the location of the Western Polygon. Red lines show the agreed lines with other States (modified from Figure 1.2 of the Executive Summary).

勧告の要約版に掲載されている図

Western Polygon と示されている部分に、メキシコの申請エリアが含まれている。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/mex07/summary_recommendations_2009.pdf

-

⁸⁵ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 22~26。

⁸⁶ http://www.un.org/Depts/los/LEGISLATIONANDTREATIES/STATEFILES/MEX.htm

⁸⁷ 本事業報告書 3.1.4 を参照。

3.1.10 バルバドスの申請

2008年5月8日、バルバドスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。 バルバドスが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申 請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。その後、スリナム、トリニダード・トバゴ 及びベネズエラがそれぞれ自国の見解を示す口上書を提出した88。

バルバドスは、エグゼクティブ・サマリーの中で89、近隣諸国に関し、申請海域のうち 北部海域においてはフランス90と、南部海域においてはガイアナ及びスリナムと、それぞ れ、互いに沿岸 200 海里を超える海域において延長大陸棚が重複する海域があるが、いず れの国とも、バルバドスの申請を大陸棚限界委員会が審査することについて異議を申し立 てないことにつき合意している旨述べている。また、トリニダード・トバゴとの間では、 国連海洋法条約にもとづいて設置された仲裁裁判所によって 2006 年 4 月に両国間の海域 の境界画定が行われた旨述べている⁹¹。

バルバドスの申請は、2008 年 8 月~9 月の第 22 回 CLCS 会合において取り上げられ、バルバドス代表のレオナルド・ナース氏 (バルバドス大陸棚プロジェクト管理チーム長) がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。同氏はプレゼンテーションの中で次のように述べている。

- ① CLCS 委員からは助言を受けていない。
- ② バルバドスは、近隣諸国であるフランス、スリナム及びガイアナ(Guyana)と協議を行い、その結果、延長大陸棚の設定は境界画定に影響を及さないことを前提として、この4カ国間ではお互いの大陸棚延長申請に関し異議を申立てないことについて合意している。
- ③ トリニダード・トバゴは口上書の中で、バルバドスの申請を CLCS が審査するこ

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_brb.htm

⁸⁸ スリナムは、2008年8月6日付のスリナム外相発国連事務総長宛の口上書において、スリナムは、バルバドスの申請及び大陸棚限界委員会の勧告は、スリナムが将来行う大陸棚延長申請及び近隣諸国との海洋境界画定に影響を及ぼすものではない旨述べている。

トリニダード・トバゴは、2008年8月11日付のトリニダード・トバゴ代表部発国連事務総長宛の口上書において、①バルバドスはエグゼクティブ・サマリーの中で、仲裁裁判所が行った裁定の効果について言及しているが、それはバルバドスのみの意見であり、トリニダード・トバゴの意見ではない、②トリニダード・トバゴは大陸棚延長申請を行うことを検討中であり、申請予定エリアには、バルバドスが提出した申請エリアと重複する部分があるため、バルバドスの申請を大陸棚限界委員会が審査することに反対はしないが、トリニダード・トバゴの申請を提出する権利をはじめとする国連海洋法条約にもとづく全ての権利を留保する旨述べている。

ベネズエラは、2008 年 9 月 12 日付のベネズエラの外務大臣発国連事務総長宛の口上書において、 ベネズエラ が国連海洋法条約加盟国でないにもかかわらず、慣習国際法にもとづき、バルバドスのエグゼクティブ・サマリー の中で「南部海域」と言われている地域の大陸棚に対してベネズエラは権利を有するのであり、大陸棚限界委員会 の行動がベネズエラと大西洋近隣諸国との間の境界画定に影響を及してはならない旨述べている。

⁸⁹ バルバドスのエグゼクティブ・サマリー及び各国からの口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

⁹⁰ バルバドスの西側には、セントビンセント・グレナディーン、セント・ルシア、マルティニーク(フランス領)がある。

⁹¹ バルバドス対トリニダード・トバゴ海域画定仲裁裁判所判決文は、常設仲裁裁判所 (PCA) のホームページの中に掲載されている。http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag id=1152

とに関しては異議を申し立てていない。

続いて、ゴードン氏(バルバドス国営石油会社シニア・マネジャー)が申請の科学的・ 技術的側面についてプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、質疑応答が 行われ、その中で、バルバドス代表団は、申請文書の機密性(confidentiality)について は後ほど連絡すると述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は非公開会合を開き、申請の審査の進め方 について話し合い、バルバドスの申請を審査する小委員会を現段階では設置しないことを 投票により決定した(賛成11票、反対5票、棄権2票)92。

その後、2009年3月~4月に開催された第23回 CLCS 会合において、小委員会が設置 され、審査が開始された93。同年8月~9月に開催された第24回会合において、小委員会 はバルバドス代表団と3回の会合を持ち、その中で小委員会から懸案事項についてのプレ ゼンテーションが行われた。これを受けて、バルバドス側から延長大陸棚の定点を改訂す る表が提出され、小委員会は引き続き審査を継続することを決定した。同年 11 月に開催 される会期間会合で小委員会が一般的結論を示して勧告案を準備する見通しとなった94。

2010年3月~4月に開催された第25回 CLCS 会合において、小委員会が勧告案を全体 委員会に提出し、検討された結果、4月15日に勧告がコンセンサスで採択された95。勧告 の要約版は、CLCSのサイトに掲載されている96。

2011年7月25日、バルバドスは国連事務総長を通じ、CLCSに対して、改定した申請 (revised submission) を提出した。バルバドスが改定した申請を提出したことは、国連 事務総長によって全国連加盟国に通知され、改定した申請のエグゼクティブ・サマリーが 公表された。

バルバドスは、改定した申請のエグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べてい る。「大陸棚限界委員会から勧告を受け取った後、バルバドスは大陸縁辺部の外縁のうち一 点について更なる検討を行い、委員会と意見のやりとりを行った後、委員会から『本件を 扱うのに最も適切な方法は改定した申請を提出することである』と助言する旨の書簡 (2011年4月21日付)を受け取った。したがって、この書簡にもとづいて、バルバドス は改定した申請を提出する。」97

97 改定した申請に関しては、CLCS ホームページ上、バルバドスの最初の申請とは別のページ(下記

⁹² 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 22~27。第 22 回 CLCS 会合におけるバル バドスの申請の審査については、平成20年度事業報告書4.3を参照。

⁹³ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/62)、パラ 27~30。詳しくは、平成 21 年度事業報告書 5.1を参照。

 $^{^{94}}$ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/64)、パラ 14~15。詳しくは、平成 21 年度事業報告書 5.3

⁹⁵ 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 8~11。平成 22 年度事業報告書 5.1.2.を参

⁹⁶ 前掲注(88)参照。

CLCS は、バルバドスから改定した申請が提出されたことを受け、2011 年 8 月~9 月に 開催された第 28 回 CLCS 会合において議題として取り上げ検討した。そして、CLCS が 第 26 回会合において改定された申請は審査の行列待ちの列にかかわらず、優先的に扱わ れると決定していたことを踏まえ、改定した申請を審査するための小委員会(小委員会メ ンバーは最初のバルバドスの申請を審査した小委員会と同じ)を設置した98。

3.1.11 英国の申請 (アセンション島)

2008 年 5 月 9 日、英国は、国連事務総長を通じ CLCS に対して、英国の海外領土であ る南大西洋上のアセンション島を基点とする大陸棚の限界延長申請を提出した。英国が申 請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクテ ィブ・サマリーが公表された99。 オランダ100及び日本101から、自国の見解を示す文書が 提出されている。

英国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、この申請はアセンション島の大陸棚のみに 関する部分申請である、また、この申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しな いと述べている。また、英国は、このアセンション島の他に英国が行う予定の申請に関し て述べた口上書を提出している。この口上書において、英国は以下の点を述べている。

- 2009 年 5 月の提出期限より前に、アセンション島の他にもいくつかの部分申請 を行う予定である102。
- ② 南極に関しては、南極条約及び国連海洋法条約により共有されている原則と目的 を想起した上で、また、南極条約にもとづく南極の特別な法的・政治的地域を考 慮した上で、南極地域の大陸棚に関し限界延長申請を行うかどうかは、各国に委 ねられている。

申請する場合、(i)CLCS によって一定期間審査されないが南極地域の申請を 行うか103、または(ii)南極地域の大陸棚を含まない形で部分申請を行い、後の段

URL)に掲載されている。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_brb_10rev2011.htm

- 98 第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 49~52。本事業報告書 5.2.を参照。
- 99 英国のエグゼクティブ・サマリー及び2ヵ国の口上書は、以下のサイトで閲覧可能。 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_gbr.htm

100 オランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されてい

- ることを確認した自国がニュージーランドの申請に関して提出した口上書に言及して、この点が英国 の今回の申請にも同様に適用される旨を述べている。本事業報告書 3.1.5 参照。
- 101 日本は、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されているこ とを想起した上で、英国による申請提出の意図によって南極条約の権利義務関係が影響を受けること はない旨強調している。
- 102 2009年5月までに、英国は、ハットン・ロッコール海域、フォークランド海域について申請を提出 した。平成21年度事業報告書3.3.6及び3.3.8参照。
- 103 この方式で南極地域に関する申請を CLCS に提出したのが、オーストラリアである。(平成 21 年度 事業報告書 3.1.3「オーストラリアの申請」参照。)

階で南極地域の申請を行うかであり、(ii)の場合は国連海洋法条約附属書II第 4 条及び締約国会合の決定により定められている提出期限があるにもかかわらず、申請することができると考える。

③ 以上から、英国が今後行う部分申請には、南極地域の大陸棚に関する申請は含めないが、後の段階で申請を行うことができる104。

2008 年 8 月~9 月に開催された第 22 回大陸棚限界委員会の会期中に、英国の代表がプレゼンテーションを行い、申請の内容についての説明を行った。英国のウィルソン代表(英国外務省法律顧問)は、次のように述べている。

- CLCS 委員からは助言を受けていない。
- ② アセンション島は、経済活動を営みながら人間が活動し生存してきた長い継続的 な歴史に鑑みて、国連海洋法条約第121条にもとづく島としての要件を満たしている。
- ③ 英国が申請に用いられたデータの一部はCLCS手続規則附属書Ⅱにもとづき機密情報として取り扱われるべきである。

プレゼンテーションの後、CLCS 全体委員会は非公開会合を開き、申請の審査の進め方について話し合い、バルバドスの申請と同様、英国の本申請を審査する小委員会を現段階では設置しないことを決定した¹⁰⁵。

2009 年 3 月~4 月に開催された第 23 回 CLCS 会合において、小委員会が設置され、審査が開始された 106 。同年 8 月~9 月に開催された第 24 回会合において、小委員会は英国代表団と 3 回会合を持ち、その中で小委員会から申請のいくつかの点及びそれに関する一般原則の問題についてプレゼンテーションが行われた。これを受けて、英国側から、早ければ同年 11 月 1 日に回答を行う旨通知があった。同年 11 月 7 日~11 日に会期間会合が開催され、引き続き審査が継続されることとなった 107 。

2010 年 3 月~4 月に開催された第 25 回 CLCS 会合において、小委員会が勧告案を全体委員会に提出し、英国代表団と全体委員会との会合が開かれ、英国が第 76 条に関するプレゼンテーションを行った後、全体委員会で検討された結果、4 月 15 日に勧告がコンセンサスで採択された 108 。勧告の要約版は、CLCSのサイトに掲載されている 109 。なお、英国代表団メンバーであったリンゼイ・パーソン氏は、 2010 年 10 月に開催された海洋法諮問会議(ABLOS)において、アセンション島を起点とする申請についての CLCS による審

¹⁰⁴ ニュージーランドとフランスも同じ理由で、南極地域に関する申請の権利を留保している。(本事業報告書 3.1.5「ニュージーランドの申請」及び 3.3.4「フランスの申請」参照。)

¹⁰⁵ 第 22 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/60)、パラ 28~34。第 22 回 CLCS 会合における英国 の申請の審査については、平成 20 年度事業報告書 4.3.3 を参照。

¹⁰⁶ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 33~38。平成 21 年度事業報告書 5.1 を参照。

¹⁰⁷ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 16。平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

¹⁰⁸ 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 12~19。本事業報告書 5.1.2.を参照。

¹⁰⁹ 前掲注(99)参照。

査について、英国と CLCS との間に第 76 条の解釈をめぐって重大な相違があった旨述べている 110 。

3.1.12 インドネシアの申請

2008年6月16日、インドネシアは、国連事務総長を通じ、CLCSに対して、大陸棚の限界延長申請を提出した。インドネシアが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。インドが、第23回 CLCS 会合の会期中に自国の見解を表明する文書を事務総長に提出した¹¹¹。

インドネシアは、エグゼクティブ・サマリーの中で¹¹²、この申請はスマトラ島北西部の 大陸棚のみについてのものである(部分申請)、また、この部分申請に含まれる大陸棚に関 し他国との紛争は存在しないと述べている。

2009年3月~4月の第23回 CLCS 会合において、インドネシア代表団はプレゼンテーションを行い、他のエリア(スンバ南部及びパプア北部)についは後で提出する予定であると述べた。

プレゼンテーションの後、CLCS は、非公開会合を開き、申請数の増加に鑑み迅速かつ 効率的な審査を行うため、手続規則に規定されている一般原則(3つの小委員会のみが同 時に申請を検討する¹¹³)の例外として、インドネシア小委員会を設置すると決定し、小委 員会メンバーを選出した。小委員会は第 23 回 CLCS 会合期間中に検討を開始した¹¹⁴。

2009 年 8 月 \sim 9 月 の第 24 回 CLCS 会合において、小委員会はインドネシア代表団と 3 回の会合をもち、検討を行った 115 。

2010年3月~4月に開催された第25回 CLCS会合において、引き続き審査が継続され、インドネシアから新たに提出された資料を小委員会が検討した¹¹⁶。同年8月~9月に開催された第26回会合において、小委員会は全体委員会に勧告案を提出し、全体委員会による検討の結果、採択は次回会合に持ち越されることになった¹¹⁷。

2011年3月~4月に開催された第27回 CLCS 会合において、CLCS は勧告を採択した。 採択は投票により行われ、賛成11票、反対2票及び棄権2票によって採択された 118 。勧

¹¹⁰ 平成22年度大陸棚事業報告書5.3.を参照。

¹¹¹ インドの見解は、インドとインドネシアの大陸棚の主張には重複の可能性があるが、二国間で解決 されるべき問題であり、インドネシアによる申請は二国間の境界画定問題に影響を及ぼすべきではな い、というものである。

¹¹² インドネシアのエグゼクティブ・サマリー及びインドの口上書は以下のサイトで閲覧可能。 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_idn.htm

¹¹³ CLCS 手続規則 (CLCS/40/Rev.1)、規則 51、4bis

¹¹⁴ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 39~47。平成 21 年度事業報告書 5.1 を参照。

¹¹⁵ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 17。平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

 $^{^{116}}$ 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/66)、パラ 20。平成 22 年度事業報告書 5.1 を参照。

¹¹⁷ 第 26 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/68)、パラ 8~11。平成 22 年度事業報告書 5.2 を参照。

¹¹⁸ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ 8~9。本事業報告書 5.2 を参照。

告の要約版は、CLCSのサイトに掲載されている119。

3.1.13 モーリシャス及びセーシェルの共同申請

2008年12月1日、モーリシャス及びセーシェルは、国連事務総長を通じ CLCS に対して共同申請を提出した。この2 カ国が共同申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。他国からの見解を示す文書は、現在のところ、提出されていない。

2 カ国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べている¹²⁰。

- ① この申請は、2カ国による共同申請であると同時に、マスカレン海台 (Mascarene Plateau) 海域に関する部分申請であり、この他の海域についてはモーリシャス、セーシェルがそれぞれ個別に、後の段階において申請を提出する予定である。
- ② この申請の準備に際して、CLCS の現委員であるロゼット委員(セーシェル出身)、 ブレッケ委員(ノルウェー出身)、ガロ・カレラ委員(メキシコ出身)より、また、 過去に CLCS 委員であったチャン・チム・ユク氏(モーリシャス出身)及びヒン ツ氏(ドイツ出身)より支援を受けた。

2ヵ国代表団は、2009年3月~4月の第23回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。その中で、2ヵ国とも、それぞれ別の海域において、更なる申請を提出する予定であると述べた。この時点で、4つの小委員会が審査を行っていたので、モーリシャス及びセーシェルの共同申請を審査する小委員会は設置されなかった121。

2009 年 8 月~9 月の第 24 回 CLCS 会合では、4 つの小委員会のうち 2 つが勧告案を全体委員会に提出するまでは、モーリシャス及びセーシェルの共同申請を審査する小委員会を設置しないことが決定された122。

2010 年 3 月~4 月に開催された第 25 回 CLCS 会合において、る小委員会が設置され、審査が開始され、同年 8 月~9 月に開催された第 26 回 CLCS 会合においても審査は継続された 123 。

2011 年 3 月~4 月に開催された第 27 回 CLCS 会合において、小委員会から勧告案が全体委員会に提出され、CLCS は勧告をコンセンサスで採択した 124 。勧告の要約版は、CLCS のサイトに掲載されている 125 。

120 モーリシャス・セーシェル共同申請のエグゼクティブ・サマリーは以下のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs new/submissions files/submission musc.htm

¹¹⁹ 前掲注(112)参照。

¹²¹ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ $60\sim66$ 。平成 21 年度事業報告書 5.1 を参照。

¹²² 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 29~30。平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

¹²³ 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 23。平成 22 年度事業報告書 5.1 を参照。 第 26 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/68)、パラ 13。平成 22 年度事業報告書 5.2 を参照。

¹²⁴ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ 12~13。本事業報告書 5.1 を参照。

¹²⁵ 前掲注(120)参照。

なお、コモンウェルス事務局のホームページに、2011 年 5 月 6 日付で、モーリシャスとセーシェルは396,000 平方キロメートルというドイツの面積に匹敵する大陸棚を国連の大陸棚限界委員会から認められたことを紹介する記事を掲載しており、その中で、セーシェルのジェームズ・ミシェル大統領とモーリシャスのナビンチャンドラ・ラムグーラム首相がそれぞれ、勧告について、インド洋の島嶼小国が協力して大きな成果を得たことを評価したと紹介している126。

3.1.14 スリナムの申請

2008年12月5日、スリナムは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。 スリナムが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請 のエグゼクティブ・サマリーが公表された。フランス、トリニダード・トバゴ及びバルバ ドスが自国の見解を示す口上書を提出している¹²⁷。

スリナムは、エグゼクティブ・サマリーの中で、近隣諸国の立場に関して、以下のように述べている128。

- ① スリナムの東側に隣接するフランス (フランス領ギアナ) と協議した結果、フランスはスリナムの申請に対して異議を申立てないことにつき合意している。
- ② 西側に隣接するガイアナとスリナムとの間の 200 海里までの排他的経済水域間の境界画定は行われており、200 海里を超える部分については行われていないが、ガイアナと協議を行った結果、今回の申請について異議を申立てないことにつきガイアナより合意を得られた。
- ③ 西側に位置するバルバドス、トリニダード・トバゴ及びベネズエラとも協議を行い、いずれの国よりも、異議を申立てないことにつき合意を得られた。
- ④ したがって、スリナムの申請に関して紛争は存在しない。

申請海域については、スリナム・ガイアナ海盆及びデメララ海台における大陸縁辺部に沿って大陸斜面脚部を設定し、そこから延長大陸棚を設定したと述べている。また、現在の CLCS 委員からは助言を受けておらず、第 1 期 CLCS 委員を務めたヒンツ氏(ドイツ出身)より助言を得たと記してある。

2009 年 8 月~9 月の第 24 回 CLCS 会合において、スリナム代表団はプレゼンテーションを行った。CLCS は、手続規則第 51 条 4 項 ter.にもとづき 129 、将来の会合において設

¹²⁶ http://www.thecommonwealth.org/news/236405/050511unseabed.htm

¹²⁷ スリナムのエグゼクティブ・サマリー及び3ヵ国からの口上書は以下のサイトで閲覧可能。 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_sur.htm

¹²⁸ フランス及びトリニダード・トバゴは口上書で、CLCS の勧告がスリナムと自国との間の境界画定に 影響を及さない限り、CLCS がスリナムの申請を審査し勧告を行うことに異議を申立てない旨述べて いる。バルバドスは、自国が申請した海域と、スリナムが申請した海域との間に潜在的な重複があ るので、CLCS の行動は境界画定に影響を及さない旨述べている。

¹²⁹ 手続規則第51条4項 ter.は、申請は受領された順に行列に並び、申請を審査中の3つの小委員会の うちの1つが勧告案を全体委員会に提出した後で、行列の先頭に並んでいる国の小委員会が審査を

置される小委員会においてスリナムの申請が審査されることを決定した。2010 年 3 月~4月に開催された第 25 回 CLCS 会合において、スリナムの申請を審査する小委員会が設置され、同年 8 月~9月に開催された第 26 回 CLCS 会合において小委員会は審査を開始した130。

2011 年 3 月~4 月に開催された第 27 回 CLCS 会合において、小委員会から勧告案が全体委員会に提出され、CLCS は勧告案に修正を加えた上でコンセンサスで採択した 131 。勧告の要約版は、CLCS のサイトに掲載されている 132 。

3.2 審査中の申請

3.2.1 日本の申請 *1 *2

2008 年 11 月 12 日、日本は、CLCS に対して、大陸棚の限界延長申請を提出した。日本が申請を提出したことは、国連事務総長によって全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。米国、中国、韓国及びパラオが自国の見解を表明する口上書を国連事務総長に提出している¹³³。

日本は、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

① この申請は本州の南方及び南東の7つの海域(九州ーパラオ海嶺南部海域、南硫 黄島海域、南鳥島海域、茂木海山海域、小笠原海台海域、沖大東海嶺南方海域、 四国海盆海域)に関するものである。

開始する旨規定している。

- 130 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 24。本事業報告書 5.1 を参照。第 26 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/68)、パラ 14~15。本事業報告書 5.2 を参照。
- 131 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ 17~20。本事業報告書 5.1 を参照。 132 前掲注(127)参照。
- 133 日本のエグゼクティブ・サマリー並びに米国、中国、韓国及びパラオが提出した口上書は、以下のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_jpn.htm

米国の見解は、①日本が提出したエリア(母島及び南鳥島を基点として延長される部分並びに南硫 黄島を基点として延長される部分)と、パハロス島(米国領)を基点として延長されうる部分とが、潜在的に重複する可能性があることに留意する、②米国は、CLCSの勧告が米国の大陸棚延長または日米間の境界画定に影響を及さない限りにおいて、CLCSが日本の申請を審査し、勧告を行うことに 異議を申立てない、というものである。

中国の見解は、沖ノ鳥島は利用可能な科学的データにもとづくと UNCLOS 第 121 条 3 に言うところの岩であるので、日本の申請に沖ノ鳥という岩が含まれているのは UNCLOS と合致しておらず、沖ノ鳥という岩を基点とした EEZ 及び大陸棚は設定しえないし、まして大陸棚延長を行う権利はない、したがって沖ノ鳥という岩を基点とした延長大陸棚部分について勧告することは CLCS の任務の範囲内にはなく、CLCS は当該部分についていかなる行動もとらないよう要求する、というものである。

韓国の見解は、沖ノ鳥島は UNCLOS 第 121 条 3 項に規定されている岩であり、大陸棚延長を行うことができない、沖ノ鳥島の大陸棚限界設定に伴う法的地位は科学的または技術的事項ではなく、第 121 条の解釈及び適用という事項であり、これは CLCS の権限の範囲外であるので、CLCS が日本の申請に関して行動をとる際、沖ノ鳥島に関する部分を除外するよう要請する、というものである。

パラオの見解は、パラオ九州海嶺においてパラオと日本の大陸棚が重複する可能性に留意するが、UNCLOS 附属書 II 及び CLCS 手続規則に鑑み、パラオは、CLCS が日本の申請を審査し勧告を行うことに異議を申立てない、というものである。

- ② この申請に含まれる大陸棚に関し他国との紛争は存在しないが、母島及び南鳥島を基点とする海域並びに南硫黄島を基点とする海域には、米国が大陸棚延長をする場合、潜在的な重複が存在するので、両国の協議の対象である。日本の CLCS への申請と、これに対する CLCS の審査及び勧告は、日米間の 200 海里を超える大陸棚の境界画定の問題に影響を与えるものではない。米国政府は、この境界画定に影響を与えることなく、CLCS が日本の申請を審査し勧告を行うことについて異議を提起しないということを、日本政府に対して示している。
- ③ また、沖ノ鳥島を基点とする海域には、パラオが大陸棚延長をする場合、潜在的な重複が存在するので、両国の協議の対象である。日本の CLCS への申請と、これに対する CLCS の審査及び勧告は、日本とパラオとの間の 200 海里を超える大陸棚の境界画定の問題に影響を与えるものではない。パラオ政府は、この境界画定に影響を与えることなく、CLCS が日本の申請を審査し勧告を行うことについて異議を提起しないということを、日本政府に対して示している。

日本が申請した7つの海域の全体図については、本項の最後に掲載している。

2009 年 3 月~4 月の第 23 回 CLCS 会合において、日本代表団は申請内容についてのプレゼンテーションを行った。その後、CLCS は非公開会合を開き、小委員会によって日本の申請を検討することを決定したが、この時点で審査を行っている 4 つの小委員会のいずれかが勧告案を全体委員会に提出するまで、小委員会を設置しないことを決定した。また、中国及び韓国の口上書については、CLCS は条約第 121 条の法的解釈に関する問題について何らの役割も有していないことを認識し、小委員会を設置することになった時点で、その時点までの何らかの進展があればそれを考慮に入れた上でこの問題について再度検討することを決定した 134 。

2009 年 8 月~9 月の第 24 回 CLCS 会合において、フランスの仏領ギニア及びニューカレドニアに関する申請についての勧告が採択されたことを受けて、日本の申請を検討する小委員会が設置された。中国及び韓国の口上書について、CLCS は、ワーキング・グループを設置して検討した結果、CLCS による申請の検討は条約第 76 条及び附属書 II のみに関するものであり、条約の他の部分には影響を及ぼさないことを確認し、小委員会に対し、日本の申請全体について検討するよう小委員会に指示することを決定した。同時に、中国及び韓国の口上書に言及されている海域に関して小委員会が準備する勧告案については、CLCS 全体委員会が決定を行うまで、いかなる行動もとらないことを決定した。

小委員会は、9月8日に、日本代表団と最初の会合をもち、日本代表団によって申請に

¹³⁴ 第 23 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/62)、パラ 48~59。平成 21 年度事業報告書 5.1 を参照。

関する説明を行うプレゼンテーションが行われた135。

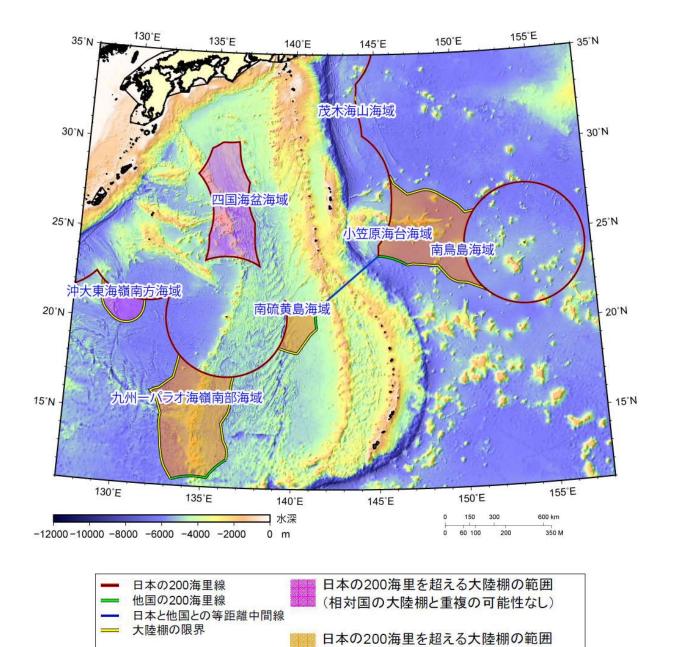
2010 年 3 月~4 月に開催された第 25 回 CLCS 会合、同年 8 月~9 月に開催された第 26 回 CLCS 会合及び 2011 年 3 月~4 月に開催された第 27 回 CLCS 会合においても、小委員会において審査が継続された136。

2011 年 8 月~9 月に開催された第 28 回 CLCS 会合において、小委員会が日本の申請に対する勧告案を提出し、全体会合において検討が行われたが、採択には至らず、次回会合(2012 年 3 月~4 月開催予定の第 29 回会合)で引き続き審議されることとなった¹³⁷。

- *1 日本が申請を提出するまでの大陸棚調査・準備体制については、平成 20 年度事業報告書「2.2.13 日本の申請」の項を参照のこと。また、平成 21 年度事業報告書 4.「講演会「国連海洋法条約にもとづく大陸棚延長 日本の申請の紹介 」の開催」も参照のこと。
- *2 日本の申請に対し、CLCS は 2012 年 4 月に開催された第 29 回会合において、勧告を採択した。第 29 回会合に関する情報収集及び調査研究については、平成 24 年度大陸棚の延長に伴う課題の調査研究事業において実施しているため、日本に対する勧告の詳細については、平成 24 年度事業報告書に記載することとする。

 ¹³⁵ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 18~28。平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。
 136 第 25 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/66)、パラ 21~22 及び第 26 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/68)、パラ 12 を参照 (また、平成 22 年度事業報告書 5.1 及び 5.2 も参照)。第 27 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/70)、パラ 10~11 及び本事業報告書 5.1 を参照。

¹³⁷ 第 28 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/72)、パラ 11~15 及び本事業報告書 5.2 を参照。



オレンジ色で示す海域については、相対国の延長された大陸棚と重なる 可能性があり、我が国と当該国の双方が必要に応じ、協議の上、延長された 大陸棚の境界画定を行う必要があります。

(相対国の大陸棚と重複の可能性あり)

出典:総合海洋政策本部ホームページに掲載の「大陸棚の限界」の図 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/CS/jpn es.html

3.2.2 フランスの申請(フランス領アンティル及びケルゲレン諸島)

2009年2月5日、フランスは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。フランスが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された¹³⁸。オランダ¹³⁹及び日本¹⁴⁰が自国の見解を示す文書を提出している。フランス単独での申請は、2007年のニューカレドニア及びフランス領ギアナに関する申請に続き、これで2件目となる。

フランスはエグゼクティブ・サマリーの中で、次のように述べている。

- ① この申請は部分申請であり、フランスの他の大陸棚に関しては後の段階で提出する予定である。
- ② アンティルの申請部分はカリブ海の沈み込み帯(subduction zone)の縁辺部に位置しており、この部分に関しては、バルバドスの大陸棚と重複する可能性があるが、バルバドスとの合意があるので、今回のフランスの申請を CLCS が審査することは妨げられない。
- ③ ケルゲレン¹⁴¹に関しては、いずれの国との紛争の主題ともなっていない。 また、フランスは、申請文書と共に提出した口上書において以下の点を述べている。
 - ① 南極条約により与えられた南極の特別な法的及び政治的地位を考慮し、フランスは、南極に隣接するエリアの大陸棚の限界が設定されていないことに留意する。これまで関係国は、CLCSが審査しないが南極地域の情報を提出するか¹⁴²、または、南極地域を除く部分申請を行い、南極地域については UNCLOS 附属書Ⅱ第4条及び締約国会合の決定にもかかわらず後の段階で申請できる¹⁴³、とのいずれかの立場をとっている。
 - ② フランスは今回、CLCS の規則に従い、南極に隣接するエリアの大陸棚を含まない部分申請を提出する。当該エリアについては、後の段階で提出されうる。

このフランス領アンティル及びケルゲレン諸島に関するフランスの申請は、2009 年 8 月~9 月に開催予定の第 24 回 CLCS 会合の議題に含まれる予定であったが、フランスは

¹³⁸ フランスのエグゼクティブ・サマリー及び2ヵ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_fra1.htm

¹³⁹ オランダは、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを確認した自国がニュージーランドの申請に関して提出した口上書に言及して、この点がフランスの今回の申請にも同様に適用される旨を述べている。本事業報告書 3.1.5 参照。

¹⁴⁰ 日本は、南極条約において南極地域における領土主権・領土についての請求権が凍結されていることを想起した上で、フランスによる申請提出の意図によって南極条約の権利義務関係が影響を受けることはない旨強調している。

¹⁴¹ ケルゲレン諸島はインド洋南縁部に位置する同名の主島と 300 あまりの火山性小岩島群からなる。 地理的には南極大陸に連なる海台の上にある。八木宏樹「インターネットでみる仏領ケルゲレン諸島 (iles Kerguelen) (インド洋・南極域)の概要」
http://www.soc.nii.ac.jp/sfjo/program 10 2004.pdf

¹⁴² この立場をとって、南極エリアに関する情報を含めて申請を提出したのがオーストラリアである。 本事業報告書 3.1.3「オーストラリアの申請」参照。

¹⁴³ この立場をとっているのが、ニュージーランド及び英国である。本事業報告書 3.1.5「ニュージーランドの申請」及び 3.2.2 「英国の申請 (アセンション島)」参照。

プレゼンテーションを行わないことにしたため、議題に含まれなかった。2010 年 3 月 \sim 4 月に開催された第 25 回 CLCS 会合において、フランスはプレゼンテーションを行った。同年 8 月 \sim 9 月に開催された第 26 回 CLCS 会合において小委員会が設置され、今後の作業計画について協議された 144 。小委員会は、第 27 回及び第 28 回 CLCS 会合において審査を行った 145 。

3.2.3 ウルグアイの申請

2009 年 4 月 7 日、ウルグアイは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。 ウルグアイが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申 請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。アルゼンチンが自国の見解を示す口上書を 国連事務総長に提出している。

ウルグアイは、エグゼクティブ・サマリーの中で、ウルグアイ本土の沖合に延長する大陸棚の外側の限界について説明しており、北側はブラジルと、南側はアルゼンチンとの境界とそれぞれ接すると述べており、また、いずれの国とも海洋境界に関する未解決の紛争は現時点では存在しないと述べている146。

ウルグアイは、2009 年 8 月~9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。その後、審査待ちの行列に並んでいたが、2011 年 3 月~4 月に開催された第 27 回 CLCS 会合においてウルグアイの申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された 147 。2011 年 8 月~9 月に開催された第 28 回 CLCS 会合においても審査を継続した 148 。

3.2.4 フィリピンの申請

2009 年 4 月 8 日、フィリピンは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。フィリピンが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。現在のところ、他国からの口上書は提出されていない。

フィリピンは、エグゼクティブ・サマリーの中で、本申請はフィリピンのルソン島東側にあるベンハムライズ (Benham Rise) エリアについてのみの部分申請であり、将来他のエリアについて申請を行う権利を有している旨述べている。

フィリピンは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。その後、

第 25 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/66)、パラ 25。平成 22 年度事業報告書 5.1 を参照。
 第 26 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/68)、パラ 52。平成 22 年度事業報告書 5.2 を参照。
 145 詳しくは、本事業報告書 5.を参照。

¹⁴⁶ ウルグアイのエグゼクティブ・サマリー及びアルゼンチンからの口上書は次のサイトで閲覧可能。 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_ury_21_2009.htm

¹⁴⁷ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 43~46。本事業報告書 5.1 を参照。

¹⁴⁸ 第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 17。本事業報告書 5.2 を参照。

審査待ちの行列に並んでいたが、2011 年 3 月 \sim 4 月に開催された第 27 回 CLCS 会合においてフィリピンの申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された 149 。2011 年 8 月 \sim 9 月に開催された第 28 回 CLCS 会合においても審査を継続した 150 。

3.2.5 クック諸島の申請

2009 年 4 月 16 日、クック諸島¹⁵¹は、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。クック諸島が申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。ニュージーランドが自国の見解を示す口上書を国連事務総長に提出している¹⁵²。

クック諸島は、エグゼクティブ・サマリーの中で、本申請はマニヒキ海台 (Manihiki Plateau) 海域についての部分申請である旨述べている¹⁵³。

クック諸島は、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。その後、審査待ちの行列に並んでいたが、2011 年 8 月~9 月に開催された第 28 回 CLCS 会合においてクック諸島の申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された 154 。

3.3 審査待ちの申請

3.3.1 ミャンマーの申請

2008 年 12 月 16 日、ミャンマーは、国連事務総長を通じ CLCS に対して申請を提出した。ミャンマーが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。スリランカ、ケニア、インド及びバングラデシュが自国の見解を示す口上書を国連事務総長に提出している。

ミャンマーは、エグゼクティブ・サマリーの中で次のように述べている155。

¹⁴⁹ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 44~45 及び 47~48。本事業報告書 5.1 を参照。

¹⁵⁰ 第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 18。本事業報告書 5.2 を参照。

¹⁵¹ クック諸島は国連加盟国ではなく、ニュージーランドとの間で自由連合制をとっている自治領である。クック諸島は、国連海洋法条約を 1982 年 12 月 10 日に署名し、1995 年 2 月 15 日に批准しており、条約当事国の地位を有しているので、大陸棚延長申請を行う権利を有している。クック諸島のエグゼクティブ・サマリー(後掲注(152))、5-6 頁参照。

¹⁵² ニュージーランドは提出した口上書において、以下を述べている。

⁽¹⁾ クック諸島が提出した延長大陸棚は、部分的に、ニュージーランドが 2009 年 5 月 11 日に提出した予備的情報の中で示したトケラウ (ニュージーランド自治領) における大陸棚延長の可能性のあるエリアと重複しており、両国の延長大陸棚間での境界画定の可能性が存在しうる。

⁽²⁾ クック諸島の申請とそれに対する CLCS の勧告は、クック諸島とトケラウとの間の大陸棚境界画 定にも、ニュージーランドが将来提出する可能性のある大陸棚延長申請にも影響を及ぼさないと理 解しているので、クック諸島の申請について CLCS が勧告を行うことについて異議を有さない。

¹⁵³ クック諸島のエグゼクティブ・サマリー及びニュージーランドからの口上書は次のサイトで閲覧可能。 http://www.un.org/Depts/los/clcs new/submissions files/submission cok 23 2009.htm

¹⁵⁴ 第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 44~46。本事業報告書 5.2 を参照。

¹⁵⁵ ミャンマーのエグゼクティブ・サマリー及び4ヵ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。 http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions files/submission mmr.htm

- ① この申請は、ベンガル湾におけるラカイン (Rakhine) 大陸縁辺部を基にして 200 海里を超える大陸棚の延長に関するものである。
- ② この申請の準備に際して、現 CLCS 委員であるラジャン氏(インド出身)から助言をもらい、また、インド国立南極海洋研究センター及びインド国立地球物理学研究所から助言をもらい、コンサルタントとしてタクール氏(前 CLCS 委員)から支援してもらった。
- ③ 隣国との関係に関し、インドとは 1986 年にベンガル湾及びアンダマン海に関する海洋境界画定条約を締結しており、バングラデシュとは第76条10にもとづき、海洋境界画定に関する交渉を行っており、今回のミャンマーの延長申請は将来の境界画定に影響を及すものではない。

スリランカ、インド、ケニア及びバングラデシュは、口上書の中で、ミャンマーの申請が第三次国連海洋法会議最終議定書附属書IIに組み込まれている大陸縁辺部の外縁を設定するのに用いられる特定の方法に関する了解声明(Statement of Understanding) 156 にもとづいていることに関し、それぞれ以下の点を述べている。

スリランカの主張

- ① この了解声明で言及されている「国家(State)」とは、スリランカである。
- ② したがって、スリランカは、ミャンマーの申請提出と、CLCSによる審査が、この了解声明にもとづくスリランカの将来の申請提出に影響を及すものではないと理解した上で、ミャンマーの申請提出に同意を与える。また、ミャンマーが主張する海域について、スリランカの利益を害する勧告を行わないよう CLCSに要求する。CLCSの審査は、ミャンマーが主張する海域における近隣諸国間の大陸棚境界画定に影響を及ぼしてはならない。

インドの主張

- ① ミャンマーは、この了解声明を援用するための根拠を示していない。ミャンマーによる了解声明の解釈及び適用について、インドはいかなる判断も行わないが、この了解声明はインド及びスリランカにのみ適用されると考える。
- ② インドとミャンマーとの二国間協定(1986年署名)において、ベンガル湾の特定 地点を越える海洋境界の延長は後の段階でなされると規定されているが、まだ実 現されていない。したがって、ミャンマーの申請は、二国間の境界画定の問題に

¹⁵⁶ この了解声明は、第三次国連海洋法会議において、スリランカから提出された修正提案にもとづき、 採択されたものであり、ベンガル湾の南部の諸国(スリランカやインド)のように、大陸縁辺部の広 範囲にわたって厚い堆積岩があるようなところについては、国連海洋法条約第 76 条に規定される大 陸縁辺部の外縁の設定方法とは異なる方法をとることを認めている。本事業報告書 2.2 を参照。

影響を与えるものではないことを確認する。

ケニアの主張157

- ① 沿岸国がこの了解声明を援用して申請を行う際の根拠は、その沿岸国が、特別な事情が存在し、条約第76条4項(a)(i)及び(ii)を適用すると不平等が生じることを証明できる能力にある、とケニアは考えている。
- ② ケニアは、この了解声明の中の方法を適用したいと考える沿岸国が、特別な事情の存在と、その方法を適用しなければ不平等が生じることを正当に証明できれば適用可能であると考えており、沿岸国の地理的位置によって決まるものではない、と考える。

バングラデシュの主張

- ① ミャンマーがエグゼクティブ・サマリーにおいて言及しているバングラデシュと の境界画定交渉は未解決のままなのであるから、CLCS 手続規則に照らして「紛 争 (a dispute)」と見なされる。
- ② ミャンマーが用いている直線基線について、バングラデシュは、すでにミャンマー政府に対して口上書を送って、異議を唱えており、この点においても、CLCS手続規則に照らして「紛争」と見なされる。また、バングラデシュは、CLCSには領海の基線となる直線基線について判断を下す権限はないと考える。
- ③ ミャンマーが用いた科学的データ及び了解声明の適用について、バングラデシュ は後の段階でコメントを提出する権利を留保する。
- ④ 以上の状況にかんがみ、バングラデシュは 2011 年 7 月までに大陸棚延長申請を提出し158、その時点で CLCS がミャンマーとバングラデシュの申請の両方を審査できるよう、あらゆる努力を払う。

2009 年 8 月~9 月の第 24 回 CLCS 会合において、ミャンマー代表団はプレゼンテーションを行った。その中でミャンマー代表は、以下の点を述べた159。

① ミャンマーの申請は CLCS 手続規則附属書 I に規定されている紛争を含んでいない。バングラデシュは口上書で「紛争」について言及しているが、紛争の存在についてはバングラデシュが挙証責任を負う。一方的主張だけでは不十分である。バングラデシュとの境界画定交渉は継続中であり、条約第76条10項にもとづき、

¹⁵⁷ ケニアは、このような考えにもとづき、2009 年 5 月 6 日に、CLCS に申請を提出した。ケニアは、申請のエグゼクティブ・サマリーの中で、この了解声明にある大陸縁辺部の外縁を設定する特定の方法を用いている、と述べている。平成 21 年度事業報告書 3.3 参照。

¹⁵⁸ バングラデシュは、2001年7月に国連海洋法条約の批准書を寄託したので、それから 10年以内に申請を行えばよいことになっている。

¹⁵⁹ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 35~39。平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

ミャンマーの申請は境界画定の問題に影響を及ぼさずに行われたのである。

- ② 了解声明は、条件を満たす全ての国に適用されると考える。ミャンマーは条件を 満たしている。
- ③ インドとの二国間協定は 200 海里以内のみについて定めており、ミャンマーは 200 海里以遠についてインドと交渉を行う用意がある。

ミャンマーのプレゼンテーションの後、CLCS は非公開会合を開き、ミャンマーの申請の検討の方式について検討した。その結果、4 ヵ国から提出された口上書、とりわけバングラデシュが手続規則附属書 I のパラグラフ 5(a)を援用していることに留意し、また、ミャンマーがプレゼンテーションで述べた見解にも留意した上で、CLCS は、審査待ちの行列に並んでいるミャンマーの申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び 4 ヵ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した 4 ヵ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めI60が成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされたI61。

第 26 回 CLCS 会合において、インドネシアの申請を審査する小委員会が勧告案を全体委員会に提出したことを受け、新たな小委員会の設置が検討されたが、ミャンマーの申請をめぐる状況に進展がみられないことから、ミャンマーの申請を審査する小委員会の設置は見送られることになった¹⁶²。第 27 回及び第 28 回 CLCS 会合においても、状況に進展はみられず、小委員会の設置は見送られた¹⁶³。

3.3.2 イエメンの申請

2009 年 3 月 20 日、イエメンは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して申請を提出した。 イエメンが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請 のエグゼクティブ・サマリーが公表された。ソマリアが自国の見解を示す文書を提出して いる¹⁶⁴。

イエメンは、エグゼクティブ・サマリーの中で、

¹⁶⁰ 手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めとは、境界画定に関するエリアを除いて行われる共同申請及び部分申請(パラグラフ 4)、境界画定の問題のあるエリアについて紛争当事国から CLCS が審査することについて事前の同意が得られている場合 (パラグラフ 5) を指している。

¹⁶¹ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 40。平成 21 年度事業報告書 4.3 を参照。

 $^{^{162}}$ 代わりにミャンマーの次に行列に並んでいたフランスの申請(仏領アンティル及びケルゲレン諸島 に関する申請)を審査する小委員会が設置された第 26 回 CLCS 委員長ステートメント(CLCS/68)、パラ 53 。平成 22 年度事業報告書 $^{5.2}$ を参照。

¹⁶³ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 42 及び本事業報告書 5.1 を参照。また、第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 43 及び本事業報告書 5.2 を参照。

¹⁶⁴ イエメンのエグゼクティブ・サマリー及びソマリアからの口上書は次のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_yem.htm

- ① この申請は、ソコトラ島 (Socotra Island) 南東部海域の大陸棚の外縁について の申請である。
- ② この申請において、他国との紛争は存在しない。

旨を述べている。

ソマリアは、提出した口上書において、以下のように述べている。

- ① ソマリアとイエメンとの間の大陸棚境界画定はなされていないので、両国がそれ ぞれ沿岸 200 海里を超えて主張する延長大陸棚の間に潜在的な重複が存在するため、CLCS 手続規則によれば「海洋紛争 (maritime dispute)」が存在する、よって、CLCS は両国間の境界画定に影響を与えてはならない。
- ② ソマリアは、予備的情報を提出しており、大陸棚延長申請を検討している海域について更なる検討とデータが必要である。
- ③ ソマリアは、イエメンと交渉を行う用意があり、交渉の結果、CLCS が両国間の 大陸棚境界画定に影響を及さない形で両国の申請を審査できるようになるまでの 間は、二国間の境界画定に影響を及ぼすいかなる行動もとらないよう要請する。

イエメンの申請は、2009 年 8~9 月に開催予定の第 24 回 CLCS 会合の議題に含まれる予定であったが、イエメンはプレゼンテーションをしないことにしたため、同会合では議題に含まれなかった。2010 年 8~9 月に開催された第 26 回 CLCS 会合において、イエメンはプレゼンテーションを行った。CLCS は、イエメンの申請が行列の先頭にくるまで申請及び口上書についての検討を延期することを決定した 165 。第 27 回及び第 28 回 CLCS 会合においても、状況に進展はみられず、小委員会の設置は見送られた 166 。

3.3.3 英国の申請 (ハットン・ロッコール)

2009 年 3 月 31 日、英国は、国連事務総長を通じ、CLCS に対して、英国のハット ン・ロッコール (Hatton Rockall) 海域の大陸棚の限界延長申請を提出した。英国が申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。デンマーク及びアイスランドが自国の見解を示す文書を提出している 167 。

英国は、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

- ① 申請は、英国北西部のハットン・ロッコール海域の大陸棚の限界に係わる部分申請である。
- ② アイルランドとの大陸棚の境界画定は、1988年に合意に至っている。

 ¹⁶⁵ 第 26 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/68)、パラ 16~19。平成 22 事業報告書 5.2 を参照。
 166 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 42 及び本事業報告書 5.1 を参照。また、第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 43 及び本事業報告書 5.2 を参照。

¹⁶⁷ 英国のエグゼクティブ・サマリー及び2ヵ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/submissions_files/submission_gbr1.htm

- ③ ハットン・ロッコール海域において、デンマーク及びアイスランドは、英国と重複する主張を行っており、この問題を解決するため、長年に渡って協議が行われている。英国は、合意に至るまで継続して協議に参加する予定であるが、申請の締切に間に合うように、本申請を今、提出する。
- ④ アイルランドの外務省及び通信・エネルギー・天然資源省の公表されていない地 球物理データを利用させてもらったことについて、両省に感謝する。

デンマークは、提出した文書において以下の点を述べている。

- ① 英国のエグゼクティブ・サマリーによると、英国はフェロー海台 (Faroe Plateau) について権利を有すると考えているが、デンマークは、自国の申請提出期限である 2014 年 12 月 16 日までに 168、フェロー海台についての部分申請を提出する予定である。 デンマークは、英国とアイルランドとの大陸棚境界画定についての1988 年の合意が、フェロー海台についてのデンマークの権利に影響を及ぼさないことを確認する。
- ② デンマークは、英国の申請に対する審査及び勧告が、同じ海域についてのデンマークの将来の申請に影響を与える、と考える。したがっ て、同じ海域についてデンマークが将来提出する申請と同時にのみ審査されるべきである。デンマークが更なる通告をしない限り、デンマークは、英国の今回の申請に同意を与えないことを宣言する。
- ③ デンマークは、ハットン・ロッコール海域に関するアイスランド、アイルランド、 英国及びデンマークの4カ国協議に引き続き参加していくことを確認する。

アイスランドは、提出した文書において以下の点を述べている。

- ① ハットン・ロッコール海域は、アイスランドの大陸棚の一部であるが、デンマーク、アイルランド及び英国が重複した主張を行っており、紛争の下にある。
- ② アイスランドは、CLCS による英国の申請の審査は、この海域のアイスランドの 大陸棚に対する権利に影響を及ぼす、と考える。したがってアイスランドは、 CLCS による英国の申請の審査に同意を与えない。
- ③ アイスランドは、2009 年 4 月に部分申請を提出しているが、ハットン・ロッコール海域を含めていない。これは、ハットン・ロッコール海域に関して重複した主張を行っている関係国間の境界画定の問題に予断を与えないためであるが、アイスランドは、後の段階で、この海域に関して別個の申請を提出する予定である。

 $^{^{168}}$ デンマークが国連海洋法条約を批准したのは 2004 年 11 月 16 日で、その 1 ヶ月後の同年 12 月 16 日に効力が生じているため、それから 10 年後の 2014 年 12 月 16 日がデンマークの申請提出期限となる。

2009 年 8 月~9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合において、英国代表は、申請の内容についてのプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、CLCS は非公開会合を開き、英国の申請の検討の方式について検討した。その結果、2 ヵ国から提出された口上書に留意し、CLCS は、審査待ちの行列に並んでいる英国の申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び 2 ヵ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した 2 ヵ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCSが考慮できるようにするためになされた 169 。その後、第 27 回及び第 28 回 CLCS 会合において、英国の本申請が行列の先頭に来たが、事態の進展はみられなかったため、小委員会の設置は見送られた 170 。

3.3.4 アイルランドの申請 (ハットン・ロッコール)

2009年3月31日、英国が CLCS に対して、ハットン・ロッコール海域の大陸棚の限界延長申請を提出したのと同じ日に、アイルランドは、国連事務総長を通じ、CLCS に対して、自国のハットン・ロッコール(Hatton Rockall)海域の大陸棚の限界延長申請を提出した。アイルランドが申請を提出したことは国連事務総長によって、全国連加盟国に通知され、申請のエグゼクティブ・サマリーが公表された。デンマーク及びアイスランドが自国の見解を示す文書を提出している¹⁷¹。

アイルランドは、エグゼクティブ・サマリーの中で、以下の点を述べている。

① この申請は、アイルランドが提出する3番目の、かつ最後の申請であり、ハットン・ロッコール海域の大陸棚の外側の限界のみに関する申請である。

1番目の申請は、2005年5月にポーキュパイン深海平原海域の大陸棚に関してアイルランドが単独で提出した申請である。2007年4月にCLCSが勧告を行い、アイルランド政府は、この勧告を受諾した。2009年に勧告にもとづき、この海域の大陸棚の外側の限界が政令によって設定された¹⁷²。

2 番目の申請は、アイルランド、フランス、スペイン及び英国の合意により、 2006 年 5 月にケルト海とビスケー湾の大陸棚の外側の限界に関して行った共同 申請である 173 。

② アイルランドは、英国と 1988 年にこの海域の大陸棚における境界画定に合意し

¹⁶⁹ 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 46。委員会の決定は、ミャンマーの申請 (本事業報告書 3.3.3) に対する決定と同じ内容である。英国のプレゼンテーションの内容について は、平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

¹⁷⁰ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 42 及び本事業報告書 5.1 を参照。また、第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 43 及び本事業報告書 5.2 を参照。

¹⁷¹ アイルランドのエグゼクティブ・サマリー及び2ヵ国からの口上書は次のサイトで閲覧可能。

http://www.un.org/Depts/los/clcs new/submissions files/submission irl1.htm

¹⁷² 本事業報告書 3.1.4「アイルランドの申請」を参照。

¹⁷³ 本事業報告書 3.1.6「フランス・アイルランド・スペイン・英国の共同申請」を参照。

ているが、アイスランド及びデンマークが広範囲にわたり重複する主張をしているため、受け入れられていない。2001年より4カ国は定期的に会合をもち、重複する主張によって生じる問題の解決に努力しているが、現在までに合意に至っていない。関係諸国との間でこれらの問題について合意は無いが、申請の提出期限を満たすため、本申請を提出する。

デンマークは、提出した文書において以下の点を述べている。

- ① アイルランドのエグゼクティブ・サマリーによると、英国はフェロー海台 (Faroe Plateau) について権利を有すると考えているが、デンマークは、自国の申請提出期限である 2014 年 12 月 16 日 174までに、フェロー海台についての部分申請を提出する予定である。デンマークは、英国とアイルランドとの大陸棚境界画定についての 1988 年の合意が、フェロー海台についてのデンマークの権利に影響を及ぼさないことを確認する。
- ② デンマークは、アイルランドの申請に対する審査及び勧告が、同じ海域についてのデンマークの将来の申請に影響を与える、と考える。したがって、同じ海域についてデンマークが将来提出する申請と同時にのみ審査されるべきである。デンマークが更なる通告をしない限り、デンマークは、アイルランドの今回の申請に同意を与えないことを宣言する。
- ③ デンマークは、ハットン・ロッコール海域に関するアイスランド、アイルランド、 英国及びデンマークの4カ国協議に引き続き参加していくことを確認する。

アイスランドは、提出した文書において以下の点を述べています。

- ① ハットン・ロッコール海域は、アイスランドの大陸棚の一部であるが、デンマーク、アイルランド及び英国が重複した主張を行っており、紛争の下にある。
- ② アイスランドは、CLCS によるアイルランドの申請の審査は、この海域のアイスランドの大陸棚に対する権利に影響を及ぼす、と考える。したがってアイスランドは、CLCS によるアイルランドの申請の審査に同意を与えない。
- ③ アイスランドは、2009 年 4 月に部分申請を提出しているが、ハットン・ロッコール海域を含めていない。これは、ハットン・ロッコール海域に関して重複した主張を行っている関係国間の境界画定の問題に予断を与えないためであるが、アイスランドは、後の段階で、この海域に関して別個の申請を提出する予定である。

2009 年 8 月~9 月に開催された第 24 回 CLCS 会合において、アイルランド代表は、申請の内容についてのプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションの後、CLCS は非

¹⁷⁴ 前掲注 (140) 参照。

公開会合を開き、アイルランドの申請の検討の方式について検討した。その結果、2ヵ国から提出された口上書に留意し、CLCS は、審査待ちの行列に並んでいるアイルランドの申請が行列の先頭に来る時まで、申請及び2ヵ国からの口上書の検討を延期することを決定した。この決定は、行列待ちの間に、申請国及び口上書を出した2ヵ国が利用できるような何らかの事態の進展があり、手続規則附属書 I に定められている実用的な取決めが成立すれば、それらを CLCS が考慮できるようにするためになされた175。その後、第 27 回及び第 28 回 CLCS 会合において、アイルランドの本申請が行列の先頭に来たが、事態の進展はみられなかったため、小委員会の設置は見送られた176。

175 第 24 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/64)、パラ 56。委員会の決定は、ミャンマーの申請 (本事業報告書 3.3.3) 及び英国の申請 (本事業報告書 3.3.6) に対する決定と同じ内容である。アイルランドのプレゼンテーションの内容については、平成 21 年度事業報告書 5.3 を参照。

¹⁷⁶ 第 27 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/70)、パラ 42 及び本事業報告書 5.1 を参照。また、第 28 回 CLCS 委員長ステートメント (CLCS/72)、パラ 43 及び本事業報告書 5.2 を参照。

3.3.5 そのほかの申請 (24件目から 59件目まで)

24件目の フィジーの申請から、59件目のタンザニアの申請までの一覧表を以下に示す。 この表のオリジナルは、国連海事・海洋法課(DOALOS)のサイト (http://www.un.org/Depts/los/clcs new/commission submissions.htm) に掲載されており、各国の申請のページ (英語) へのリンクが設定されている。

2010 年 8月~9月に開催された第 28回 CLCS 会合までに、以下の 36 件の申請のうち、 29 件についてプレゼンテーションが行われた。下記のいずれの申請についても小委員会は 設置されておらず、審査待ちの状況にある。

申請国		申請日	申請内容とプレゼンテーションの実施状況
24	フィジー (部分申請)	2009年4月20日	南フィジー海盆北部のラウ海嶺(Lau Ridge-northern South Fiji Basin)についての部分申請。 フィジーは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
25	アルゼンチン	2009年4月21日	アルゼンチンから延長する大陸棚についての申請。 英国との間に、マルビナス諸島(Islas Malbinas、 英語名フォークランド諸島[Falkland Islands])、サ ウスジョージア諸島(South Georgia Islands)及び サウスサンドウィッチ諸島(South Sandwich Islands)から延長する大陸棚を含んだ海域における 領土問題がある。 アルゼンチンは、第 24 回 CLCS 会合において、プ レゼンテーションを行った。
26	ガーナ	2009年4月28日	ガーナ本土からギニア湾の東側及び西側に延長する 大陸棚についての申請。 ガーナは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼン テーションを行った。
27	アイスランド (部分申請)	2009年4月29日	アイギル海盆(Ægir Basin)及びレイキャビク海嶺(Reykjanes Ridge)の西南海域についての部分申請。
28	デンマーク (部分申請)	2009年4月29日	フェロー諸島(Faroe Islands)北部海域についての部分申請。 デンマークは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
29	パキスタン	2009年4月30日	パキスタン本土からアラビア海に延長する大陸棚に ついての申請。

30	ノルウェー (部分申請)	2009年5月4日	ブーベ島(Bouvetøya Island)及びドローニング・モード・ランド(Dronning Maud Land)海域についての部分申請。 ノルウェーは、ドローニング・モード・ランド海域については、南極条約の規定により、CLCS に対し審査を行わないよう要請している。 米国、ロシア、インド、オランダ及び日本がそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。 ノルウェーは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
31	南アフリカ (部分申請)	2009年5月5日	南アフリカ本土から延長する大陸棚についての部分申請。南アフリカは、第 26 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
32	ミクロネシア パプアニューギニア ソロモン諸島 (共同申請)	2009年5月5日	オントンジャワ海台(Ontong Java Plateau)海域 についての共同申請。3カ国は共同で、第25回CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
33	マレーシア ベトナム (共同申請)	2009年5月6日	南シナ海南部海域についての共同申請。 中国は、この共同申請が、南シナ海における中国の 主権、主権的権利及び管轄権を侵害しているとして、 CLCS に申請の審査を行わないよう要請する文書を 国連事務総長に提出した。 ベトナムは、中国の主張は法的及び歴史的根拠がな く無効であるとの文書を、国連事務総長に提出して いる。 マレーシア及びベトナムは、第 24 回 CLCS 会合に おいて、プレゼンテーションを行った。
34	フランス 南アフリカ (共同申請)	2009年5月6日	プリンスエドワード諸島(Prince Edward Islands) 及びクローゼー諸島(Crozet Archipelago)につい ての共同申請。南アフリカ領プリンスエドワード諸 島と、フランス領クローゼー諸島は、インド洋に隣 接している。 2 カ国は共同で、第 26 回 CLCS 会合においてプレ ゼンテーションを行った。
35	ケニア	2009年5月6日	ケニア本土からインド洋に延長する大陸棚についての申請。 ケニアは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
36	モーリシャス (部分申請)	2009年5月6日	ロドリゲス島(Rodrigues Island)海域についての 部分申請。 モーリシャスは、第 24 回 CLCS 会合において、プ

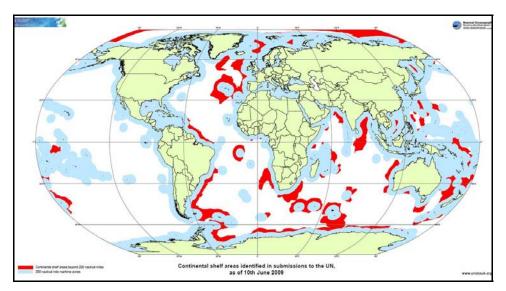
			レゼンテーションを行った。
			南シナ海に延長する大陸棚についての申請。
37	ベトナム	2009年5月7日	中国は、ベトナムの申請が、南シナ海における中国の主権、主権的権利及び管轄権を侵害しているとして、CLCSに申請の審査を行わないよう要請する文書を国連事務総長に提出した。 ベトナムは、中国の主張は法的及び歴史的根拠がなく無効であるとの文書を、国連事務総長に提出している。 ベトナムは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
38	ナイジェリア	2009年5月7日	ナイジェリア本土からギニア湾西側に延長する大陸棚についての申請。 ナイジェリアは、第 24 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
39	セーシェル (部分申請)	2009年5月7日	北部海台海域におけるバード島(Bird Island)及びアフリカ堆(African Banks)から延長する大陸棚についての部分申請。 セーシェルは、第24回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
40	フランス (部分申請)	2009年5月8日	インド洋のレユニオン島(La Réunion)、サンポール島(Saint-Paul Island)及びアムステルダム島(Amsterdam Island)において延長する大陸棚についての部分申請。
41	パラオ	2009年5月8日	パラオの南東、西部及び北部海域において延長する 大陸棚についての申請。パラオは、第 26 回 CLCS 会合においてプレゼンテーションを行った。
42	コートジボワール	2009年5月8日	コートジボワール本土からギニア湾の東側に延長する大陸棚についての申請。 コートジボワールは、第 24 回 CLCS 会合において、 プレゼンテーションを行った。
43	スリランカ (部分申請)	2009年5月8日	ベンガル湾の南西及び東側に延長する大陸棚についての部分申請。モルディブ及びインドがそれぞれ、 自国の見解を示す口上書を国連事務総長宛に提出した。
44	ポルトガル	2009年5月11日	大西洋の東側、西側及びガルシア海域の延長する大陸棚についての申請。モロッコ及びスペインがそれぞれ、自国の見解を示す口上書を国連事務総長宛に提出した。ポルトガルは、第 25 回大陸棚限界委員会の会合において、プレゼンテーションを行った。

		T	
45	英国 (部分申請)	2009年5月11日	英国の海外領土であるフォークランド諸島 (Falkland Islands)、サウスジョージア諸島(South Georgia Islands) 及びサウスサンドウィッチ諸島 (South Sandwich Islands) から延長する大陸棚に ついての部分申請。アルゼンチンが自国の見解を示 す文書を国連事務総長宛に提出している。 英国は、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
46	トンガ (部分申請)	2009年5月11日	ケルマディック海嶺 (Kermadec Ridge) から延長する大陸棚についての部分申請。トンガは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
47	スペイン (部分申請)	2009年5月11日	スペインからガルシア海域に延長する大陸棚についての部分申請。モロッコ及びポルトガルがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。スペインは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
48	インド	2009年5月11日	インドからベンガル湾及びアラビア海に延長する大陸棚についての申請。ミャンマー、バングラデシュ及びオマーンがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。第 26 回 CLCS おいて、プレゼンテーションを行った。
49	トリニダード・ トバゴ	2009年5月12日	トリニダード・トバゴからカリブ海に延長する大陸棚についての申請。スリナムが自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。トリニダード・トバゴは、第25回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
50	ナミビア	2009年5月12日	ナミビアから大西洋に延長する大陸棚についての申請。ナミビアは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
51	キューバ	2009年6月1日	メキシコ湾の東側エリアに延長する大陸棚についての申請。米国及びメキシコがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。キューバは、第 25 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
52	モザンビーク	2010年7月7日	モザンビークからインド洋に延長する大陸棚についての申請。第27回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
53	モルディブ	2010年7月26日	モルディブから東側と西側にそれぞれ延長する大陸棚についての申請。第 27 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。イギリスとモーリシャスがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務

			総長宛に提出している。
54	デンマーク	2010年 12月2日	フェロー諸島を起点として南側に延長する大陸棚についての申請。第 27 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。アイスランドが自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出した。
55	バングラデシュ	2011年2月25日	バングラデシュからベンガル湾に延長する大陸棚についての申請。第 28 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。ミャンマーとインドがそれぞれ、自国の見解を示す文書を国連事務総長宛に提出している。
56	マダガスカル	2011 年 4月 29日	マダガスカルの南側に延長する大陸棚についての申請。エグゼクティブ・サマリーには、隣国モザンビークとの、互いに調和のとれた大陸棚延長申請を行うこと、及び当該申請は最終的な境界画定に影響を及ぼさないことについて合意した文書が添付されています。第 28 回 CLCS 会合において、プレゼンテーションを行った。
57	ガイアナ	2011年9月6日	ガイアナ本土から大西洋沖合に延長する大陸棚についての申請。
58	メキシコ	2011 年 12月 19日	メキシコ湾の東側エリア(Eastern Polygon)に関する部分申請。
59	タンザニア	2012年1月18日	タンザニア本土からインド洋沖合に延長する大陸棚 についての申請。

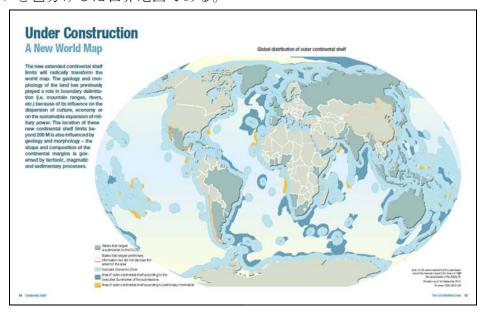
(参考)

英国サウザンプトン大学海洋学センターの UNCLOS グループは、2009 年 5 月の申請締切りの後、各国が申請したエリアを世界地図にコンパイルしたものをサイトに公開している。下図の赤色部分が申請エリアを示す。



http://www.unclosuk.org/UN Subm.html

また、UNEP-グリッド・アーレンダール(国際機関)も、各国の申請についての解説パンフレットをサイト上で公開している。下図は 2010 年 9 月の時点の情報に基づき刊行されたパンフレットの 14-15 頁目に掲載されている各国の申請エリア及び予備的申請で示されたエリアを色分けした世界地図である。



http://www.grida.no/publications/shelf-last-zone/

いずれも、世界各国の大陸棚延長の状況を把握するのに有用である。

3.4 予備的情報を申請した国(申請期限の延長措置)

2008 年 6 月の第 18 回国連海洋法条約締約国会合で、申請提出期限の問題が審議され、 多くの議論の後、以下の決定がなされた。

- ① 2009年5月12日までに200海里を超える大陸棚の外側の限界に関する予備的情報 (preliminary information) を国連事務総長に提出すれば締切りを満たしたものとする。
- ② この予備的情報について CLCS は審査をせず、その後提出される申請内容に影響を 及ぼすものではない。

本決定は、締約国会合文書(SPLOS/183)に記載されている。(申請の提出期限をめぐる経緯については、本事業報告書 2.2 「大陸棚延長の手続」を参照。)

これまでに、国連事務総長に 45 件の予備的情報が提出されている(2011 年 3 月 31 日 現在)。一つの沿岸国が複数の予備的情報を提出していたり、複数の国が共同で提出したりしているが、国別にまとめると次頁以降の表のようになる。 CLCS のサイト (http://www.un.org/Depts/los/clcs new/commission preliminary.htm) には、国名のアルファベット順に予備的情報が掲載されている。

予備的情報を提出した国

沿岸国		予備的情報提出日		備考
1 ベナン	. 8. 1- 3	2000 /	4月2日	ギニア湾沖合への延長について、トーゴと共同提出
	2009 年	5月12日	ギニア湾沖合への延長について単独で提出	
0	ソーリマ	9000 Æ	4 🖯 14 🖂	中央ソマリア海脚(Central Somali Spur)に沿ってイン
2	ソマリア	2009 年	4月14日	ド洋へ延長する大陸棚について提出
3	オマーン	2009年	4月15日	オーウェン海盆(Owen Basin)に沿ってアラビア海へ延 長する大陸棚について提出
			4月21日	南太平洋エリアのシャーロット堆(Charlotte Bank)エリアについて、フィジーと共同で提出
4	ソロモン諸島	2009年	4月21日	南太平洋エリアの北フィジー海盆(North Fiji Basin)エ リアについて、フィジー及びバヌアツと共同で提出
	у с у на ш	2000 1	5月5日	ソロモン諸島、パプアニューギニア、オーストラリアの EEZ に囲まれた南太平洋エリアにおいて、レンネル島 (Rennell Island) からの延長について単独で提出
	フィジー	2009年	4月21日	シャーロット堆 (Charlotte Bank)、北フィジー海盆 (North Fiji Basin) 及び南東地域の3つのエリアについて単独で提出
5			4月21日	ソロモン諸島との共同提出(ソロモン諸島の欄を参照)
			4月21日	ソロモン諸島及びバヌアツとの共同提出 (ソロモン諸島 の欄を参照)
	バヌアツ	2009年	4月21日	ソロモン諸島及びフィジーとの共同提出 (ソロモン諸島 の欄を参照)
6			8月10日	マシュー島及びハンター島を基点として延長申請を行う 意思を表明
7	ガンビア	2009年	5月4日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
8	パプアニューギ ニア	2009 年	5月5日	南太平洋エリアのオーリピック海膨 (Eauripik Rise) 及 びムサウ海嶺 (Mussau Ridge) の 2 つのエリアについて 提出
9	ミクロネシア	2009年	5月5日	南太平洋エリアのオーリピック海膨 (Eauripik Rise) 及 びムサウ海嶺 (Mussau Ridge) の 2 つのエリアについて 提出
10	メキシコ	2009年	5月6日	メキシコ湾の東側エリアについて申請する意思を表明。 (メキシコは、2011 年 12 月 19 日に本申請を提出した。)

11	モーリシャス	2009 年	5月6日	インド洋のチャゴス諸島(Chagos Archipelago)沖合エ リアについて提出。同諸島について英国と係争中である
				旨述べられている。
				隣国ケニア及び相対国セーシェルの境界線と、タンザニ
12	タンザニア	2009 年	5月7日	アのインド洋沖合の 200 海里線及び 350 海里線によって
12		2003 +	0 /1 / 🗅	囲まれるエリアを潜在的な延長大陸棚として提出。ケニ
				ア、セーシェルとの合意文書も添付されている。
				大西洋の西アフリカ沖合にあるケーン海山(Kane
13	カーボヴェルデ	2009年	5月7日	Seamount) 及びネヴァ海峡(Neva Seachannel)の2つ
				のエリアについて提出
			5月8日	南西太平洋の仏領ポリネシア及びウォリス・フツナ諸
			9月0日	島についての情報提出
14	フランス	2009年		カナダのニューファンドランド島沖合のサンピエール島
			5月8日	及びミクロン島についての情報提出。カナダが口上書を
				提出している。
1.5	1 -3	2000年	4月2日	ベナンとの共同提出 (上記のベナンの欄を参照)
15	トーゴ	2009 年	5月8日	ギニア湾沖合への延長について単独で提出
				チリ本土 (タイタオ半島) を基点とするエリア、太平洋
	チリ	2009 年	5月8日	の島々を基点とする複数のエリアについて延長大陸棚の
16				情報を提出。南極エリアについては後の段階でチリの立
				場を知らせる旨述べている。ペルーが口上書を提出して
				いる。
17	セーシェル	2009年	5月8日	インド洋のアルダブラ群島エリアに関する情報を提出
18	ギニアビサウ	2009年	5月8日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
10	中国	2009年	5月11日	中国本土から沖縄トラフへの延長についての情報を提
19				出。日本が口上書を提出している。
20	スペイン	2009年		大西洋のカナリア諸島を基点とした延長大陸棚について
20			5月11日	の情報を提出。モロッコが口上書を提出している。
0.5	コスタリカ	2009年	5月11日	太平洋のココス島からの延長大陸棚に関する情報を提
21				出。ニカラグアが口上書を提出している。
0.0	韓国	2009年		日韓共同開発エリア(東シナ海)に関して情報を提出。
22			5月11日	日本が口上書を提出している。
23	ギニア	2009年	5月11日	大西洋側への延長大陸棚に関する情報を提出。
	カメルーン	2009年	5月11日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。隣国
24				の赤道ギニアが口上書を提出している。
	L		L	ı

25モザンビーク2009 年5月 11 日関する情報を提出26コンゴ民主共和 国2009 年5月 11 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。アンラが口上書を提出している27ド (トケラウ)2009 年5月 11 日トケラウ諸島の東西を横切るロビー海嶺 (Robbie Ridge に沿って延長する大陸棚について情報を提出28モーリタニア2009 年5月 11 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出29セネガル2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出30シエラレオネ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出31ガボン2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出32ブルネイ2009 年5月 12 日北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南ナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出33コンゴ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出34アンゴラ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35キューバ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35キューバ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出36ガイアナ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出					- モザンビーク海峡からインド洋にかけての延長大陸棚に
26国2009 年5月 11 日ラが口上書を提出している27ド (トケラウ)2009 年5月 11 日トケラウ諸島の東西を横切るロビー海續 (Robbie Ridge に治って延長する大陸棚について情報を提出。モロコが口上書を提出している。28モーリタニア2009 年5月 11 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。モロコが口上書を提出している。29セネガル2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出30シェラレオネ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出31ガボン2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出32ブルネイ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出33コンゴ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出34アンゴラ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35キューバ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出36ガイアナ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出38サントメ・ブリンシペ2009 年5月 13 日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009 年5月 14 日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	25	モザンビーク	2009年	5月11日	
国 ラボロ上書を提出している トケラウ諸島の東西を横切るロビー海嶺 (Robbie Ridge に トケラウ) 2009年 5月 11日 トケラウ諸島の東西を横切るロビー海嶺 (Robbie Ridge に トケラウ) 2009年 5月 11日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。モロコがロ上書を提出している。 29 セネガル 2009年 5月 12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 30 シエラレオネ 2009年 5月 12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 31 ガボン 2009年 5月 12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 32 ブルネイ 2009年 5月 12日 北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南ナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出 33 コンゴ 2009年 5月 12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 34 アンゴラ 2009年 5月 12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 キューバは、6月 1日に本申請(メキシコ湾東側エリに関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書 提出している。 36 ガイアナ 2009年 5月 12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 ブレーク海台 (Blake Plateau) に沿って大西洋側に延する大陸棚に関する情報を提出 サントメ・ブリ 2009年 5月 13日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 39 赤道ギニア 2009年 5月 14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 4000年 4000年		コンゴ民主共和			大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。アンゴ
27 ド (トケラウ) 2009年 5月11日 トケラウ諸島の東西を横切るロビー海嶺 (Robbie Ridge に トケラウ) 28 モーリタニア 2009年 5月11日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。モロコが口上書を提出している。 29 セネガル 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 30 シエラレオネ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 31 ガボン 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 32 ブルネイ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 33 コンゴ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 34 アンゴラ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 35 キューバ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 36 ガイアナ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 37 バハマ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 38 サントメ・プリンシペ 2009年 5月13日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 39 赤道ギニア 2009年 5月14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 39 赤道ギニア 2009年 5月14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	26	围	2009年	5月11日	ラが口上書を提出している
27 ド (トケラウ) 2009年 5月11日 に沿って延長する大陸棚について情報を提出。モロコが口上書を提出している。 28 モーリタニア 2009年 5月11日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。モロコが口上書を提出している。 29 セネガル 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 30 シエラレオネ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 31 ガボン 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 32 ブルネイ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 33 コンゴ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 34 アンゴラ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 35 キューバ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 36 ガイアナ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 37 バハマ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 38 サントメ・プリンシベ 2009年 5月13日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 39 赤道ギニア 2009年 5月14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 39 赤道ギニア 2009年 5月14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出		ニュージーラン			
(トケラウ) 28 モーリタニア 2009年 5月11日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。モロコが口上書を提出している。 29 セネガル 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 30 シエラレオネ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 31 ガボン 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 32 ブルネイ 2009年 5月12日 北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南ナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出 33 コンゴ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 34 アンゴラ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 35 キューバ 2009年 5月12日 に関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書提出している。 36 ガイアナ 2009年 5月12日 大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 37 バハマ 2009年 5月12日 ブレーク海台(Blake Plateau) に沿って大西洋側に延する大陸棚に関する情報を提出 38 サントメ・ブリンシペ 2009年 5月13日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 39 赤道ギニア 2009年 5月14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	27	ド	2009年	5月11日	
28モーリタニア2009 年5月11日コが口上書を提出している。29セネガル2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出30シエラレオネ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出31ガボン2009 年5月12日北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南ナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出32プルネイ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出33コンゴ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出34アンゴラ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35キューバ2009 年5月12日に関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書提出している。36ガイアナ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009 年5月12日ブレーク海台(Blake Plateau)に沿って大西洋側に延する大陸棚に関する情報を提出38サントメ・プリンシペ2009 年5月13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009 年5月14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出		(トケラウ)			に沿って延長する大陸棚について情報を提出
29セネガル2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出30シエラレオネ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出31ガボン2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出32ブルネイ2009年5月12日北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南ナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出33コンゴ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出34アンゴラ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35キューバは、6月1日に本申請(メキシコ湾東側エリに関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書提出している。36ガイアナ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009年5月12日ブレーク海台(Blake Plateau)に沿って大西洋側に延っる大陸棚に関する情報を提出38サントメ・プリンシペ2009年5月13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009年5月14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	20	- 11 h	2222 年		大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出。モロッ
30シエラレオネ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出31ガボン2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出32ブルネイ2009 年5月12日北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南ナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出33コンゴ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出34アンゴラ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35キューバ2009 年5月12日に関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書提出している。36ガイアナ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009 年5月12日ブレーク海台(Blake Plateau)に沿って大西洋側に延する大陸棚に関する情報を提出38サントメ・プリンシペ2009 年5月13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009 年5月14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	28	モーリタニア	2009年	5月11日	コが口上書を提出している。
31ガボン2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出32ブルネイ2009 年5月12日北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南 ナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出33コンゴ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出34アンゴラ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35キューバ2009 年5月12日に関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書提出している。36ガイアナ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009 年5月12日ブレーク海台(Blake Plateau)に沿って大西洋側に延する大陸棚に関する情報を提出38サントメ・プリンシペ2009 年5月13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009 年5月14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	29	セネガル	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
32ブルネイ2009年5月12日北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南 ナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出33コンゴ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出34アンゴラ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35キューバ2009年5月12日に関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書提出している。36ガイアナ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009年5月12日ブレーク海台(Blake Plateau)に沿って大西洋側に延っる大陸棚に関する情報を提出38サントメ・プリンシペ2009年5月13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009年5月14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	30	シエラレオネ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
32ブルネイ2009 年5月12日ナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出33コンゴ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出34アンゴラ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35キューバ2009 年5月12日に関する申請)を提出した。メキシコ湾東側エリ36ガイアナ2009 年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009 年5月12日ブレーク海台(Blake Plateau)に沿って大西洋側に延っる大陸棚に関する情報を提出38サントメ・プリンシペ2009 年5月13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009 年5月14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	31	ガボン	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
おおおいます大海に至る延長大陸棚に関する情報を提出33 コンゴ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出34 アンゴラ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35 キューバ2009年5月12日に関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書提出している。36 ガイアナ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37 バハマ2009年5月12日ブレーク海台(Blake Plateau)に沿って大西洋側に延っる大陸棚に関する情報を提出38 サントメ・プリンシペ2009年5月13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39 赤道ギニア2009年5月14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	20	ブルネイ	2009 年	5月12日	北西ボルネオ棚(Northwest Borneo Shelf)に沿って、南シ
34アンゴラ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出35キューバ2009 年5月 12 日に関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書提出している。36ガイアナ2009 年5月 12 日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009 年5月 12 日ブレーク海台(Blake Plateau)に沿って大西洋側に延する大陸棚に関する情報を提出38サントメ・プリンシペ2009 年5月 13 日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009 年5月 14 日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	32				ナ海に至る延長大陸棚に関する情報を提出
35キューバ2009年5月12日キューバは、6月1日に本申請(メキシコ湾東側エリ に関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書 提出している。36ガイアナ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009年5月12日ブレーク海台 (Blake Plateau) に沿って大西洋側に延っる大陸棚に関する情報を提出38サントメ・プリ ンシペ2009年5月13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009年5月14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	33	コンゴ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
35キューバ2009 年5月 12日に関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書提出している。36ガイアナ2009 年5月 12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009 年5月 12日ブレーク海台 (Blake Plateau) に沿って大西洋側に延する大陸棚に関する情報を提出38サントメ・プリンシペ2009 年5月 13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009 年5月 14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	34	アンゴラ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
提出している。36 ガイアナ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37 バハマ2009年5月12日ブレーク海台 (Blake Plateau) に沿って大西洋側に延する大陸棚に関する情報を提出38 サントメ・プリンシペ2009年5月13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39 赤道ギニア2009年5月14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出					キューバは、6月1日に本申請(メキシコ湾東側エリア
36ガイアナ2009年5月12日大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出37バハマ2009年5月12日ブレーク海台 (Blake Plateau) に沿って大西洋側に延する大陸棚に関する情報を提出38サントメ・プリンシペ2009年5月13日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出39赤道ギニア2009年5月14日ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	35	キューバ	2009年	5月12日	に関する申請)を提出した。メキシコと米国が口上書を
37 バハマ 2009年 5月12日 ブレーク海台 (Blake Plateau) に沿って大西洋側に延っる大陸棚に関する情報を提出 38 サントメ・プリンシペ 2009年 5月13日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 39 赤道ギニア 2009年 5月14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出					提出している。
37 バハマ 2009 年 5月12日 38 サントメ・プリンシペ 2009 年 5月13日 39 赤道ギニア 2009 年 5月14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	36	ガイアナ	2009年	5月12日	大西洋沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
38 サントメ・プリ ンシペ 2009年 5月13日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 39 赤道ギニア 2009年 5月14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	97	バハマ	2009年	5月12日	ブレーク海台(Blake Plateau)に沿って大西洋側に延長
38 2009 年 5月13日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出 39 赤道ギニア 2009 年 5月14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	37				する大陸棚に関する情報を提出
39 赤道ギニア 2009年 5月14日 ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	20	サントメ・プリ	2009 年	5月13日	**・ア湾油合への延長大陸棚に関する棲却を提出
	50	ンシペ	<u> ۵</u> 005 +		1一/151Tローツル及八座伽に関する旧報を近山
40 コモロ 2009年 6月2日 延長申請を行う意思を表明	39	赤道ギニア	2009年	5月14日	ギニア湾沖合への延長大陸棚に関する情報を提出
	40	コモロ	2009年	6月2日	延長申請を行う意思を表明
41 ニカラグア 2010年 4月7日 カリブ海沖合への延長大陸棚に関する情報を提出	41	ニカラグア	2010年	4月7日	カリブ海沖合への延長大陸棚に関する情報を提出

4. セミナーおよび専門家会議「国連海洋法条約 30 周年と条約実施機関の役割―大陸棚限界委員会を例として-」の開催

4.1 開催目的

2012年は、海の憲法と言われる国連海洋法条約が1982年12月10日に採択されてから30周年の節目となる年であり、同条約が1996年に発効してから設立された大陸棚限界委員会等の条約実施機関が着実に積み重ねてきたこれまでの活動を検討するのに適した年である。

そこで、本セミナーおよび専門家会議では、同条約採択 30 周年を機に、国連海洋法条約の趣旨目的の実現のために条約実施機関、特に大陸棚限界委員会がどのように任務を遂行しているかについて最新の状況を踏まえ、理解を深めることを目指した。具体的には、200 海里を超える大陸棚延長について規定する条約第 76 条の実施機関としての同委員会がどのような任務を与えられており、どのようにその任務を実施してきているのかに関する講演および議論を通じて、海洋の法的秩序の確立という条約の目的実現のための同委員会の果たす役割の重要性について検討することを目的とした。

4.2 セミナーの概要

(1) 開催日時

平成 24 年 7 月 11 日 (水) 13:30-17:30

(2) 開催場所

東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル 2階 大会議室

(3) 主催

海洋政策研究財団

(4) 助成

日本財団

(5) 参加者

約170名

(6) プログラム

13:30 開会

13:30-13:40 開会の辞

海洋政策研究財団理事長

今 義男

13:40-15:20 第1セッション:国連海洋法条約採択から今日まで

座長: 林 司宣氏

早稲田大学名誉教授

海洋政策研究財団特別研究員

13:40-13:45 座長挨拶・講演者紹介

13:45-14:25 国連海洋法条約と条約実施機関の役割

講演者: 池島 大策氏

早稲田大学国際学術院教授

14:25-15:05 大陸棚限界委員会-設置からその後の実行に至るまで-

講演者: ドナルド・ロスウェル氏

オーストラリア国立大学法学部教授

15:05-15:20 質疑応答・議論

15:20-15:40 休憩

15:40-17:30 第2セッション:国連海洋法条約の実施-大陸棚限界委員会を例として-

15:40-15:45 講演者紹介

15:45-16:30 国連海事海洋法部(DOALOS)の役割と国連海洋法条約

の実施

講演者: セルゲイ・タラシェンコ氏

国連事務局法務局海事海洋法部部長

16:30-17:10 大陸棚限界委員会の任務とその実行

講演者: 浦辺 徹郎氏

東京大学大学院理学系研究科教授

大陸棚限界委員会委員

17:10-17:30 質疑応答・議論

17:30 閉会

17:45-19:00 レセプション

(7) 講演の概要および質疑応答 (講演資料は附録7に掲載)

第1セッションでは、国連海洋法条約の実施のためにいかなる機関が設立され、どのような役割を与えられているのかについて確認することを目的とし、条約の制度および条約第76条にもとづく大陸棚延長と大陸棚限界委員会の役割について、国際法の専門家よりご講演いただいた。

池島大策氏(早稲田大学教授)からは、条約実施のために設立された3つの機関(大陸棚限界委員会、国際海底機構、国際海洋法裁判所)について概要をご説明いただくと共に、国内・地域・国際の各次元での条約実施の体制と重要性についてご解説いただいた。

ドナルド・ロスウェル氏(オーストラリア国立大学法学部教授)からは、200 海里を超えて大陸棚を延長するために沿岸国が大陸棚限界委員会に申請を提出し、審査を経て勧告を得る必要があるという条約第 76 条の制度とこれまでの実行について設置から現在までを4つの時期に分けてご解説いただいた。

第2セッションでは、国連海洋法条約の実施を担っている専門家より、実際の活動についてご講演いただいた。

セルゲイ・タラシェンコ氏(国連事務局海事海洋法部(DOALOS)部長)からは、条約 実施のために DOALOS が担っている多様な任務(条約寄託者たる国連事務総長の任務の 遂行や条約の普及のための活動等)についてご紹介いただくとともに、大陸棚限界委員会 の事務局としての DOALOS がどのような役務を提供しているかについてご説明いただい た。

浦辺徹郎氏(東京大学大学院教授、大陸棚限界委員会委員)からは、委員会が沿岸国から提出された申請をどのような手続にもとづいて審査し、勧告を採択しているかについてご説明いただき、委員会の独立性・公平性を担保するには、審査プロセスの透明性の確保とともに勧告内容の一貫性を保つことが重要であるという点が指摘された。

各セッションの講演の後の質疑応答では、科学的専門家から成る委員会が条約をどのように扱うのか、沿岸国の申請に境界画定に関わる紛争エリアが含まれている場合どのように扱われるのか、勧告が発出された後で沿岸国はどのような行動をとることができるのかといった点について、一般参加者から質問が提起され、講演者との間で活発なやりとりが行われた。

4.3 専門家会議

(1) 開催日時

平成 24 年 7 月 12 日 (木) 10:30-12:30

(2) 開催場所

東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル 2階 第8会議室

(3) 主催

海洋政策研究財団

(4) 助成

日本財団

(5) 参加者

2 1 名

(6) 会議の概要

上記のセミナーでの講演の内容を踏まえ、大陸棚に関する専門家が参加し、さらに詳細な議論が行われた。ドナルド・ロスウェル氏より、国連海洋法条約の実施の例として、オーストラリアの大陸棚延長申請に対し 2008 年に採択された委員会の勧告にもとづき、同国政府が本年 5 月に大陸棚の外側の限界を画定する宣言を公布したこと等が述べられた。セルゲイ・タラシェンコ氏より、現時点では条約第 76 条 8 項に基づき国連事務総長に海図等の情報を寄託したのはアイルランドとメキシコの 2 カ国のみであること等が述べられた。参加者からは、オーストラリア政府が国連事務総長に海図等の情報を寄託するためにはどのような国内手続が必要かといった論点が提起され、条約の国内的実施の重要性を具体的に検討することができ、活発な議論が行われた。

4.4 成果

平成24年4月に開催された第29回大陸棚限界委員会は、第3期目の委員が出席する最後の会合であったことから、3つの申請について勧告が採択される等、条約実施機関としての委員会が効率的に任務を遂行する努力が多く見られた会合であった。このような点を踏まえ、本セミナーでは、委員会の設立当初から現在までの活動を包括的に検討することができた。

また、国連海洋法条約の重要性を反映して、諸外国では採択 30 周年を記念し、その意義を再評価する趣旨の会議が多く開催されているが(ジャマイカの国際海底機構本部で 2 月 29 日に開催された記念行事¹⁷⁷や国連ニューヨーク本部で 6 月 8 日に開催されたワールド・オーシャン・デー会議¹⁷⁸、8 月 12 日に韓国の麗水(ヨス)世界博覧会会場にて開催された 30 周年記念会議¹⁷⁹等)、我が国では、本セミナーが現在のところ、唯一、条約 30 周年をテーマとした会議であり、条約および実施機関である大陸棚限界委員会の役割について包括的に検討する機会を提供した意義は大きいと言える。この点で、海洋問題について我が国の国民に向けて情報を発信するという当財団の役割の一翼を担えたものと思料する。

本セミナーの講演概要については、当財団ホームページにも掲載し、条約の重要性および大陸棚限界委員会の活動の意義について理解を深めてもらう機会を提供している。

¹⁷⁷ ISA and the Government of Jamaica Commemorates 30th Anniversary of UNCLOS: http://www.isa.org.jm/en/node/736

¹⁷⁸ WORLD OCEANS DAY 2012, UNCLOS at 30, A panel discussion to commemorate the thirtieth anniversary of the opening for signature of the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea:

http://www.un.org/Depts/los/reference_files/worldoceansday.htm

An international conference "Commemorating the 30th Anniversary of the Opening for Signature of the United Nations Convention on the Law of the Sea" held at the Yeosu World Expo, Republic of Korea, on 12 August 2012.

http://www.un.org/Depts/los/reference_files/yeosu.htm

セミナーの様子



開会挨拶



会場の様子



林座長



第1セッションの様子(左:ロスウェル氏、右:池島氏)



第2セッションの様子(左:浦辺氏、右:タラシェンコ氏)



質疑応答の様子

5. 海外調査の概要

5.1 第27回大陸棚限界委員会に関する情報収集

5.1.1. 目的

本出張は、2011年3月7日から4月21日まで7週間にわたって開催された大陸棚限界委員会(Commission on the Limits of the Continental Shelf: CLCS)第27回会合において、我が国が2008年11月12日に提出した大陸棚限界延長申請の審査における最新情報を収集するため、関係者との意見交換を行い、今後の大陸棚に係る諸問題の調査研究に資することを目的とした。

今次第 27 回会合では、スマトラ島北西海域に係るインドネシアの申請、モーリシャス及びセーシェル共同申請並びにスリナムの申請に対する勧告案がそれぞれ全体委員会で検討され、全ての勧告が採択された。また、我が国の申請及び仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係るフランスの申請は、それぞれの小委員会において審査が継続された。さらに、モーリシャス及びセーシェル共同申請並びにスリナムの申請を審査する小委員会が勧告案を全体委員会に提出したことにより、新たにウルグアイの申請及びベンハムライズに係るフィリピンの申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された。

前回会合後、新たに提出された3件の申請のプレゼンテーションが行われ、委員会はそれぞれの申請に対する取り扱いを決定した。これにより、今次会合までに勧告が発出された14件、小委員会で審査が継続中の4件及び申請の審査が延期された4件を除き、33件の申請が審査待ちの行列を作ることになった180。

5.1.2 調査期間等

(1) 会議名

第 27 回大陸棚限界委員会 (The twenty seventh session of the Commission on the Limits of the Continental Shelf)

(2) 開催日および開催場所

2011年3月7日(月)~4月21日(木) 米国ニューヨーク市 国際連合本部

(3) 行程

3月23日(水) 成田11:00発 NH010 ニューヨーク 10:30 着

3月23日(水)

→ 第 27 回 CLCS における我が国の申請支援及び情報収集

4月21日(木)

¹⁸⁰ 第 27 回会合時の申請数は 55 件

22 日 (金) ニューヨーク 12:30 発 NH009

23 日(土) 成田 15:25 着

5.1.3 概要

本概要は、第 27 回大陸棚限界委員会に関する委員長ステートメント (CLCS/70) に基づき作成した。

(1) CLCS 委員長による第 27 回会合開会の辞

国連事務局タラセンコ海事海洋法課課長(以下、タラセンコ課長)はアルバカーキ委員長(ブラジル)が欠席のため、第27回会合の全体委員会を開会した。 CLCS 手続規則に従い、委員会は4名の副委員長の中からブレッケ委員(ノルウェー)を第27回会合の委員長代行に全会一致で指名した。

法律顧問による声明

オブライエン法律顧問は、委員会の委員を歓迎し、マスカレン海台に係るモーリシャス及びセーシェル共同申請並びにスリナムの申請を審査する小委員会による勧告案の作成に感謝の意を表した。法律顧問は、前回会合においてインドネシアの申請を審査する小委員会によって作成された勧告と同様に、これらの勧告を採択することは、委員会が最大限迅速かつ効率的に現存する作業量に取組んでいることを締約国に再確認させると述べた。その理由として、委員会の作業量の問題は、非公式ワーキング・グループによって協議が継続されており、特に第20回締約国会合の決定を反映した追加的に必要な措置を判断することを再確認した。法律顧問は、来たる第21回会合における声明と同様、締約国会議議長宛委員会委員長からの書簡を通して、締約国会合に対し、作業量の問題における見解を伝える機会を活用して委員会がこの経過に取組んでいくことを奨励した。

(2) インドネシアのスマトラ島北西に係る申請について

2008年6月16日に提出されたスマトラ島北西に係るインドネシアの部分申請について、委員会は第26回会合において小委員会により作成された勧告及びインドネシア代表団によるプレゼンテーションについての詳細な審議の後、委員にさらにそれらを検討する時間を提供するため、今次第27回会合に勧告の考察を延期することを決定した。

今次第 27 回会合において、勧告及び懸案事項を検討した後、委員会は 2011 年 3 月 28 日に賛成 11 票、反対 2 票及び棄権 2 票で勧告を採択した。国連海洋法条約(以下、条約)附属書 II 第 6 条 3 項¹⁸¹により、要約を含む勧告は、沿岸国及び

¹⁸¹ 国連海洋法条約附属書Ⅱ

第6条3項 委員会の勧告は、要請を行った沿岸国及び国際連合事務総長に対し書面によって提出

国連事務総長に文書で提出された。

(3) 日本の申請について

2008年11月12日に提出された日本の申請について、ブレッケ小委員会委員長は、小委員会が会期間中及び2010年11月22日から12月3日の第26回継続会合の期間に申請の審査を継続したと報告した。第26回継続会合において、小委員会は、その要請により日本代表団から提出された追加資料を審査し、小委員会が申請の一部の海域について予備的見解を示し、意見交換を行うため、代表団と3回会合をもった。

2010年12月に小委員会により提出された予備的見解及び考察について、小委員会は、2011年2月末に日本代表団から回答を受領した。小委員会は、第27回会合期間中の2011年4月11日から21日に開催される会合のための準備として、会期間作業を継続した。今次第27回会合において、小委員会は日本の申請の全海域の考察及び見解の第2ラウンドを準備し、4月19日及び21日に日本代表団との2回の会合でプレゼンテーションを行った。小委員会は、8月1日から12日の第28回会合期間中に勧告案を仕上げ、全体委員会前に提出することを念頭に、審査及び勧告案作成のため、6月6日から17日に第27回継続会合を開くことを決定した。

(4) マスカレン海台に係るモーリシャス及びセーシェル共同申請について

2008年12月1日に提出されたモーリシャス及びセーシェルの共同申請について、玉木小委員会委員長は、第26回継続会合において2010年12月6日から10日まで審査を継続したと報告した。第26回継続会合において、小委員会が第26回会合の終わりに伝達したマスカレン海台海域における特定事項についての予備的審査への回答として、モーリシャス及びセーシェル代表団より会期間中に提出されたデータ及び情報を審査した。その後小委員会は、代表団に対しマスカレン海台の性質についての見解及び全般的な結論を提供した。これらの見解及び全般的な結論への返答として、代表団は会期間中に追加データ及び情報を提出した。小委員会の委員は、会期間中にさらに申請の審査を継続した。

今次第 27 回会合において、小委員会は会期間中に受領した新たな資料を審査した。小委員会はモーリシャス及びセーシェル代表団と 3 回会合をもち、代表団に対しさらに 1 つの質問を提出し、CLCS 手続規則附属書III規則 $10(3)^{182}$ に従い、共

する。

¹⁸² CLCS 手続規則附属書Ⅲ

IV. Main scientific and technical examination of the submission

^{10.} Additional data, information or advice

^{3.} At an advanced stage during the examination of the submission, the subcommission shall

同申請の審査から得られた見解及び全般的な結論についての包括的なプレゼンテーションを行った。委員会の慣行に従い、小委員会は代表団に勧告案の概要を伝えた。その後、小委員会は勧告を仕上げ、2011年3月25日にコンセンサスで採択し、28日に全体委員会に提出した。

勧告の協議について

3月29日に玉木小委員会委員長は、シモンズ小委員会副委員長と共に委員会に対しプレゼンテーションを通して勧告を紹介した。同日、モーリシャス及びセーシェルの要請により、CLCS手続規則附属書Ⅲ規則15(1bis)¹⁸³に従い、代表団と全体委員会の間で会合が開催された。会合において、モーリシャス及びセーシェル代表団のプレゼンテーションは、モーリシャスよりシーバルック内閣大臣及び行政長官並びにクーンジュル大使、セーシェルよりチャンテーブ土地利用及び宅地・国際境界大臣並びにジョセフ地球物理学者及びセーシェル石油会社調査部長により行われた。代表団はプレゼンテーションにおいて、外側の限界について小委員会に同意すると述べた。

委員会は非公開で会合を継続し、小委員会が作成した勧告及び代表団によるプレゼンテーションについて検討し、3月30日にコンセンサスで勧告を採択した。条約附属書II第6条3項により、要約を含む勧告は、沿岸国及び国連事務総長に文書で提出された。

(5) スリナムの申請について

2008年12月5日に提出されたスリナムの申請について、ラジャン小委員会委員長は、小委員会の委員が会期間中に申請の審査を継続し、今次第27回会合において2011年3月14日から25日まで会合を開催したと報告した。この期間中、小委員会は会期間中にスリナム代表団より提出された資料を審査した。小委員会は代表団と1回会合を開催し、代表団がプレゼンテーションを行い、追加資料を

invite the delegation of the coastal State to one or several meetings at which it shall provide a comprehensive presentation of its views and general conclusions arising from the examination of part or all of the submission.

VI. Participation by coastal State representatives in the proceedings

15. Definition of relevant proceedings

1 bis. After the subcomission presents its recommendations to the Commission, and before the Commission consider and adopts the recommendations, the coastal State may make a presentation on any matter related to its submission to the plenary of the Commission, if it so chooses. For that presentation, the coastal State may be allowed up to half a day. The coastal State and the Commission shall not engage in discussion on the submission or its recommendations at that meeting. After the presentation made by the coastal State, the Commission shall consider the recommendations in private, without the participation of the representatives of the coastal State.

¹⁸³ CLCS 手続規則附属書Ⅲ

提出した。その後、代表団は、小委員会との間で外側の限界の位置についての全般的な見解に合意しているため、申請の審査から得られた見解及び全般的な結論についての包括的なプレゼンテーションを聞く機会は必要ないことを小委員会に伝えた。小委員会は見解及び全般的な結論の包括的なプレゼンテーションを反映した文書を代表団に提供した。その後、小委員会は勧告案を仕上げ、2011年3月23日にコンセンサスで採択し、25日に全体委員会に提出した。

勧告の協議について

3月29日にラジャン小委員会委員長は、委員会に対しプレゼンテーションを通して勧告を紹介した。スリナム政府は、CLCS手続規則附属書Ⅲ規則15.1bisに規定されている全体委員会との会合を開催しなかった。

委員会は小委員会が作成した勧告を検討し、勧告内容に修正を行い、コンセンサスで採択した。委員会の1委員は、スリナムによって提出された根拠及び反証 184 に基づいた大陸斜面位置の2点の脚部の決定を立証する海域について、現存する科学的情報及び利用可能な文献について見解を述べた。しかし、スリナムが 200 海里を超えた大陸棚の外側の限界の決定からこの 2 点を取り除くことを受け入れる意思を表明しているため、この委員は勧告に反対しなかった。条約附属書 11 第 6 条 3 項により、要約を含む勧告は、沿岸国及び国連事務総長に文書で提出された。

(6) フランスの仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係る申請について

2009年2月5日に提出された仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係るフランスの申請について、ジャファー小委員会委員長は、第26回会合においてまず申請の様式に漏れがないことを確認し、2010年11月15日から19日に開催された第26回継続会合において、小委員会が申請の審査を開始したと報告した。第26回継続会合において、フランス代表団とは会合を開催しなかったが、代表団に対し最初の一連の質問を伝達した。小委員会の委員は、会期間中に申請の審査をさらに進めた。

小委員会は、今次第27回会合において2011年3月7日から11日まで作業を

¹⁸⁴ 国連海洋法条約

第6部 大陸棚

第76条4

⁽a) この条約の適用上、沿岸国は、大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超 えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縁辺部の外縁を設定する。

⁽i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の1パーセント 以上であるとの要件を満たすときにこのような点のうち最も外側のものを用いて7の規定 に従って引いた線

⁽ii) 大陸斜面の脚部から60海里を超えない点を用いて7の規定に従って引いた線

⁽b) 大陸斜面の脚部は、<u>反証</u>のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化する点とする。

継続した。この間、代表団と4回会合が開催され、代表団は小委員会によって提起された最初の一連の質問に対する回答を提出した。代表団に対しさらに質問が伝達され、予備的見解及び全般的な結論が伝達された。小委員会は、会期間、第28回会合において8月29日から9月2日まで及び第28回継続会合において11月28日から12月2日まで申請の審査を継続することを決定した。

- (7) 国連海洋法条約第76条8項に従って提出された他の申請の審査について
 - (a) モザンビークの申請について

2010年7月7日に提出されたモザンビークの申請について、2011年3月31日にアントニオ国連代表部全権大使(代表団団長)、チッサノ海洋境界研究所所長及びマハンジャネ国立石油会社地質担当官により委員会に対し、申請に係るプレゼンテーションが行われた。モザンビーク代表団には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i ブレッケ委員 (ノルウェー) 及びカレラ委員 (メキシコ) の 2 名が申請に 対し科学的・技術的助言を行っている。
- ii 申請海域に紛争はない。モザンビーク政府は、特に申請海域の延長大陸棚の重複について、2国間の海洋空間境界問題に関する南アフリカ及びマダガスカル政府のタスクフォースとの交渉に参加してきた。それぞれの申請は、将来の境界画定に影響を及ぼさないとの理解に基づき、委員会によって審査されることに同意する。

委員会は非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、モザンビークの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立った時に、全体委員会において申請の審査について再検討することを決定した。

(b) モルディブの申請について

2010年7月26日に提出されたモルディブの申請について、2011年3月31日にファイサル大統領付き国家防衛アドバイザー(代表団団長)、ムイジ法務次官、イブラヒム国家防衛軍海上保安局長及びディディ外務副大臣により委員会に対し、申請に係るプレゼンテーションが行われた。代表団には、アスラム外務大臣代理、サワド司法長官、モハメッド国連代表部全権大使及び多くのアドバイザーが加わっていた。プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i モルディブは申請に際し、委員会委員から科学的・技術的助言を受けていない。
- ii 申請海域に紛争はない。申請のエグゼクティブ・サマリーは、申請の審査 及び向かい合っているか、もしくは隣接している沿岸国により提出された

申請の審査から生じる未解決の境界画定の余地を述べている。申請に係る 口上書は、2010年8月9日付英国並びに2010年10月29日付及び2011 年3月24日付モーリシャスから提出されている。モルディブは、今後生 じる問題に取組んでいく方法を検討している。

委員会は非公開で会合を続け、申請の審査について、申請に際して受領した口上書を取上げた。また委員会は、モルディブのプレゼンテーションにおける見解を考慮した。口上書及びモルディブ代表団のプレゼンテーションを考慮し、委員会は申請の審査待ちの列の先頭に立つまで申請及び口上書についての検討を延期することを決定した。

(c) デンマークのハットン・ロッコール海台海域に係る申請について

2010年12月2日に提出されたハットン・ロッコール海台海域に係るデンマークの申請について、2011年3月31日にクノイフェロー諸島外務省法律顧問(代表団団長)及びハイネセンフェロー諸島地球エネルギー省第76条プロジェクトマネージャーより委員会に対し、申請に係るプレゼンテーションが行われた。デンマーク代表団には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i ブレッケ委員 (ノルウェー) が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ii 口上書は提出されていないが、申請海域は、2009 年 3 月 31 日に英国及びアイルランドより提出された 2 件の申請と部分的に重複する。これらの申請に対する対応として、デンマークは 2009 年 5 月 27 日付で 2 通の口上書を提出し、本申請の提出の際に 2010 年 12 月 2 日付の口上書を提出している。また、アイスランドは提出期限内に申請を提出していないが、ハットン・ロッコール海域において部分的に重複すると主張している。これに関連して、デンマークは、もしアイスランドが申請を提出するのであれば、同海域に係る全ての申請を同時に審査するべきと考える。

委員会は、非公開で会合を続け、デンマークのプレゼンテーションにおける見解、本申請に際して発出された 2010 年 12 月 2 日付デンマークの口上書及び申請のエグゼクティブ・サマリーの 7 章「海洋境界」を取上げた。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭に立つまで申請及び口上書についての検討を延期することを決定した。

(8) 機密委員会委員長の報告

機密委員会のクロッカー委員長は、今次第27回会合において会合を開催する事案がなかったと報告した。

(9) 編集委員会委員長の報告

編集委員会のジャファー委員長は、今次第 27 回会合において会合を開催しなかったと報告した。しかし、ジャファー委員長は、委員会の文書及び作業において使われる専門用語の規格化を継続的に行うべきであると繰り返した。

(10)科学的・技術的助言委員会委員長の報告

科学的・技術的助言委員会のシモンズ委員長は、委員会に正式な科学的・技術的助言の要請がなかったため、今次第 27 回会合において会合を開催しなかったと報告した。シモンズ委員長は、委員会に沿岸国を支援する用意があることを強調し、もし必要であれば事務局を通して正式に支援要請をするよう奨励した。

また、CLCS 手続規則第 10 章に規定されている通り、特に小委員会の設置において委員会を支援する情報として、大陸棚の画定に関して科学的・技術的助言を与えた沿岸国についての情報を提供するよう委員会委員に奨励した。前回会合で合意した 2010 年 12 月 31 日の締切りまでに 10 名が情報を提出した。シモンズ委員長は、他の委員にできるだけ早く情報を提供するよう促した。

(11)トレーニング委員会委員長の報告とその他のトレーニングについて

トレーニング委員会のカレラ委員長は、今次第27回会合において会合を開催しなかったと報告した。

この議題において、タラセンコ課長は、アンゴラ政府より 200 海里を超えた大陸棚の外側の限界画定及び CLCS への申請の作成について、本年 5 月にトレーニングコース実施の要請があったことを報告した。カレラ委員長は、トレーニングコースの科学的・技術的プログラムの実施においてアンゴラ政府を支援することを委員会に伝えた。また、前委員であるヒンツ氏が講師として参加する。

(12)新たな小委員会の設置について

(a) ミャンマー、イエメン、ハットン・ロッコールに係る英国及びハットン・ロッコールに係るアイルランドの申請

マスカレン海台に係るモーリシャス及びセーシェルの共同申請並びにスリナムの申請の小委員会での審査完了を受けて、委員会は申請数が多いことを考慮し、迅速性及び効率性を確保するため、一般規則である CLCS 手続規則 51 (4bis) 185の例外として、新たに 2 小委員会を設置することを決定した。

Rule 51 Consideration of the submission

4bis. Unless the Commission decides otherwise, only three subcommissions shall function

¹⁸⁵ CLCS 手続規則

委員会は、申請の審査待ちの列の先頭がミャンマー、イエメン、ハットン・ロッコールに係る英国及びハットン・ロッコールに係るアイルランドの4件の申請であることに注目した。これらの申請に係る決定を確認し、申請海域の沿岸国全ての申請の審査を認める合意が明示されるような進展がないことから、委員会は、これらの申請を審査する小委員会の設置をさらに延期することを決定した。また、これらの申請は、審査待ちの列における順番は変わらず、次回の小委員会の設置の際に状況を再検討することを決定した。

(b) ウルグアイ及びフィリピンのベンハムライズに係る申請

委員会は、申請の審査待ちの列の次の2件の申請であるウルグアイ及びフィリピンのベンハムライズに係る申請を審査する小委員会を設置した。それぞれの小委員会の構成は表1及び表2の通り。

表 1:ウルグアイ小委員会

委員長:	チャールズ (トリニダード・トバゴ)
副委員長:	ラジャン (インド)、シモンズ (オーストラリア)
委 員:	クロッカー (アイルランド)、カルンギ (カメルーン)、
	カズミン (ロシア)、ルー (中国)

表 2:フィリピン小委員会

委員長:	アヲシカ (ナイジェリア)
副委員長:	パク (韓国)、ロゼット (セーシェル)
委 員:	アスティス (アルゼンチン)、ブレッケ (ノルウェー)、
	クロッカー (アイルランド)、玉木 (日本)

(c) ウルグアイ小委員会委員長の第27回会合における作業の進捗の報告

ウルグアイ小委員会は、4月6日から8日に会合を開催し、ウルグアイの申請の審査を開始した。小委員会は、申請の様式に漏れがないことを確認し、申請の予備的分析に着手し、全てのデータを審査した上で委員会に提出するための勧告を作成するには、さらに時間が必要であると決定した。小委員会は、最初の審査及びウルグアイ代表団への質問を用意し、会期間中に個々に申請についての作業を継続することを決定した。

小委員会は、第 28 回会合において 2011 年 8 月 8 日から 12 日及び 9 月 6 日から 9 日、第 28 回継続会合において 12 月 5 日から 9 日に会合を開催する ことを決定した。小委員会は、8 月 8 日から 12 日の週に予定される会合にウ

Simultaneously while considering submissions.

ルグアイ代表団を招待することを決定した。

(d) フィリピン小委員会委員長の第27回会合における作業の進捗の報告

アヲシカ委員長は、4月6日から8日に会合を開催し、ベンハムライズに係 るフィリピンの申請の審査を開始したことを報告した。小委員会は、申請の 様式に漏れがないことを確認し、申請の予備的分析に着手し、全てのデータ を審査した上で委員会に提出するための勧告を作成するには、さらに時間が 必要であると決定した。

小委員会は、申請の最初の分析を基にフィリピン代表団に対し一連の質問 を用意し、会期間中は個々に申請についての作業を継続することを決定した。 小委員会は、第28回会合において2011年8月29日から9月9日、第28回 継続会合において12月5日から9日に審査を再開することを決定した。

(13)委員会の作業量について

タラセンコ課長は、非公式ワーキング・グループによって行われた最近の作業 について、要点を簡潔に説明した。

委員会は、非公式ワーキング・グループのコーディネーターであるエデン・チ ャールズ氏からの書簡への回答について協議した。書簡においてチャールズ氏は、 作業量に対応するための最も効率的で文書 SPLOS/216 における決定186で列挙さ れた方法の影響について、国連事務局での常勤化や年間 6 か月の作業を含む、多 くの可能な方法について、委員会の見解を要求した。

また書簡において、委員会は非公式ワーキング・グループとの会合へ招待され た。委員会は、締約国会合議長宛書簡、2005年から締約国会合及び 2010年から 非公式ワーキング・グループでのプレゼンテーション並びに委員長報告を通して、 書簡に示された多くの方法についての見解を伝える機会を既に持ったことを確認 した。作業量の問題に対応するために委員会によって設置されたカレラ委員(メ キシコ)をチェアーとするワーキング・グループは、非公式ワーキング・グルー

 $^{^{186}}$ SPLOS/216

^{1.} Requests the Commission to consider adopting the following measures as appropriate on an urgent and priority basis, from now until the twenty-second Meeting of States Parties, within existing resources, and in coordination with the Secretariat, as required:

⁽a) Flexible size of subcommissions, taking into account the relevant provisions of annex II to the Convention and the rules of procedure of the Commission on the Limits of the Continental

⁽b) Extended meetings of subcommissions;

⁽c) More frequent meetings of subcommissions;

⁽d) Flexible arrangements of plenary and subcommission meetings;

⁽e) Subcommissions may be tasked to examine more than one submission, as far as practicable, and where capacity allows;

⁽f) Remote working by the members of the Commission with the consent of the submitting State;

プとの会合のためのプレゼンテーション案を作成することが指示された。プレゼンテーションは、ワーキング・グループのメンバーであるブレッケ委員(ノルウェー)、カレラ委員(メキシコ)、クロッカー委員(アイルランド)、ジャファー委員(マレーシア)及びシモンズ委員(オーストラリア)の助力により準備された。委員会は、プレゼンテーションを概観してその内容を確認し、カレラ委員に会合において発表するよう伝えた。委員会は、全委員が会合に出席することを決定した。また、第21回締約国会合の議長宛委員長からの書簡及びプレゼンテーションを準備することを決定した。

またタラセンコ課長は、非公式ワーキング・グループより列挙された様々な選択肢の費用及び財政への影響について、事務局に情報を提供するよう要請があったことを委員会に報告した。これに関連してタラセンコ課長は、事務局の財政面において、委員会が審査を促進するために効率的であると考える方法について、多くの選択肢に基づいた通常予算及び財政的影響についての情報を提供するよう促し、委員会はこれに同意した。

(14)その他

(a) バングラデシュの申請について

委員会は、2011 年 2 月 25 日にバングラデシュより申請を受領し、総申請数は 55 件となった。

(b) 委員会の今後の会合について

委員会は、第27回継続会合を表3の日程で開催することを決定した。

表 3:第27回継続会合日程

会合		各小委員会日程
第27回継続会合	日本小委員会	2011年6月6日~17日

委員会は、第 28 回会合を 2011 年 8 月 1 日から 9 月 9 日まで開催することを決定した。第 28 回会合の詳細日程は表 4 の通り。

表 4:第28回会合日程

会合	全体委員会日程	各小委員会日程	
		日本小委員会	8月1日~12日
		よっドラフエチロ人	8月8日~12日及び
第 28 回	2011 年	ウルグアイ小委員会	9月6日~9日
会合	8月15日~26日	フランス小委員会(仏領アン	8月29日~9月2日
		ティル及びケルゲレン諸島) 8月 29日	8 Д 29 Д ~ 9 Д 2 Д
		フィリピン小委員会	8月29日~9月9日

委員会は、第 28 回継続会合を 2011 年 11 月 28 日から 12 月 9 日まで開催 することを決定した。第 28 回継続会合の詳細日程は表 5 の通り。

表 5:第28回継続会合日程

会合	各小委員会日程		
	フランス小委員会(仏領アン	2011年11日22日212日2日	
第 28 回継続会合	ティル及びケルゲレン諸島)	2011年11月28日~12月2日	
	ウルグアイ小委員会	2011年12月5日~9日	
	フィリピン小委員会	2011 午 12 月 5 日~9 日	

委員の要請により、事務局は 2012 年の全体委員会の仮日程について、国連総会による承認を得ることが必要であるとの見解の下、伝えた。事務局が委員会に伝えた仮日程は表 6 の通り。

表 6:第29回及び30回会合の全体会合日程

第 29 回会合	2012年4月2日~4月12日
第 30 回会合	2012年8月21日~31日

(c) 勧告の要約について

第25回会合における委員会の決定に従い、ロシア及びブラジルの申請に係る勧告の要約は、両小委員会委員長であるカレラ委員(メキシコ)によって作成された。第26回会合において、要約は会期間中の委員の再検討のため、委員会委員に配布された。

ロシアの申請に係る勧告について、委員会は、勧告が採択された当時に効力をもっていた CLCS 手続規則は、勧告の要約の作成を要求していない上、現在の CLCS 手続規則における要約の作成については、効力をもつ前に採択された勧告にさかのぼって適用できないことを確認した。この関連で委員会は、これらの勧告は CLCS 手続規則に関わらず、国連事務総長報告に含まれ

ていることを確認した。したがって委員会は、これらの勧告の要約を追加的 に公表しないことを決定した。

ブラジルの申請に係る勧告について、委員会は 2011 年 2 月 15 日付ブラジル政府からの書簡において再申請の意向が示され、「要約が(再)申請の審査の結果よりも前に公表されるべきではない」と要請されている点を再検討した。委員会は、CLCS 手続規則に従うこと及び次回会合に事案を先送りすることを決定した。

(d) 勧告の公表について

事務局は、第 26 回会合における委員会の要請に従い、国連海洋法条約第 76 条 9 項により、ポーキュパイン深海平原に係るアイルランド及びメキシコ湾西側に係るメキシコの大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図及び関連する情報(測地原子を含む)を寄託した両沿岸国に対し、勧告に機密もしくは独自のデータと考慮される情報が含まれていないかどうか確認する口上書を送ったことを報告した。

事務局は委員会に対し、2010年12月21日付アイルランド代表部からの口上書において、国連事務総長によるCLCS手続規則54(3) ¹⁸⁷に従った勧告の公表について、勧告に機密もしくは独自のデータは含まれていないとして、2007年4月5日に採択されたポーキュパイン深海平原に隣接する海域における2005年5月25日のアイルランドの部分申請に係る委員会の勧告を公表することに反対しないと事務局に伝達したことを委員会に報告した。

また事務局は委員会に対し、2011 年 3 月 25 日付の口上書において、メキシコが 2009 年 3 月 31 日に採択されたメキシコ湾西側に係るメキシコの大陸棚の限界に係る委員会の勧告の本文に機密情報があるため、パート 1 (イントロダクション)及び附属書 I のみ公表する旨を事務局に伝達したことを報告した。

(e) 委員会委員の出席について

委員会は、申請の審査のために要求される技術的専門性及び全ての小委員会が協議を行うために求められる定足数の確保には、委員の全参加が必要であることに念を押し、指名国からの財政支援の欠如により、一地域からの委

¹⁸⁷ CLCS 手続規則

Rule 54 Deposit and publicity of the limits of the continental shelf

^{3.} Upon giving due publicity to the charts and relevant information, including geodetic data, permanently describing the outer limits of the continental shelf deposited by the coastal State in accordance with article 76, paragraph 9, of the Convention, the Secretary-General shall also give due publicity to the recommendations of the Commission which in the view of the Commission are related to those limits.

員数名が会合に参加できないことを指摘した。

(f) 信託基金について

タラセンコ課長は、大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加のための信託基金の状況について、委員会に概要を伝えた。タラセンコ課長は、第 27 回会合において、アルゼンチンが信託基金の支援を求めなかった一方、中国は指名委員に医療保険を提供したと委員会に報告した。中国、アイルランド、日本、メキシコ及び韓国がトラストファンドに出資した。暫定会計報告によると、2011 年 2 月末の残高は、約 718,000US ドルである。

タラセンコ課長は、申請の準備を促進することを目的とする信託基金の状況について、2010年後半期にアイルランドからの拠出があったことを述べた。また、2010年にバヌアツと約110,000USドルの金額について合意案に至ったことを委員会に報告した。暫定会計報告によると、2011年2月末の残高は、約530,000USドルである。

(g) アセンション島の申請に関する 2011 年 1 月 11 日付イギリスからの口上書へ の回答について

2011年1月11日にイギリス政府は、2010年4月15日に委員会により採択されたアセンション島に係るイギリスの申請に対する勧告について、失望を表明する国連事務総長宛口上書を提出した。イギリスは、2010年4月12日に発表した法解釈の要点についてのプレゼンテーションの要約に口上書を添付し、海事海洋法課のウェブサイトに掲載することを要請した。

委員会は口上書を取上げ、イギリスの申請に係る委員会の勧告は、条約第76条及び附属書IIに厳格に固守して作成されたことをもう一度全会一致で確認した。これに関連して委員会は、「沿岸国は、委員会の勧告について意見の相違がある場合には、合理的な期間内に、委員会に対して改定した又は新たな要請を行う」と規定した条約附属書II第8条を確認した。

(h) 2011 年 2 月 14 日付バルバドスからの書簡への回答について

第26回会合において、委員会は2010年7月13日付バルバドスからの書簡に対し、「申請及び2011年4月15日に採択された勧告を再検討する立場にはないが、要請があれば、勧告の内容について説明をすることが可能である」と回答することを決定した。

2011年2月14日にバルバドスは、委員会の姿勢を評価する一方、勧告を 基に大陸棚の外側の限界を設定する正確な脚部の位置について説明を求める 別の書簡を提出した。 委員会は協議の後、バルバドスが求めている定点の説明は、書簡においてバルバドスによって提出された脚部の点の新たな分析に係る事項であると決定した。したがって、委員会は書簡において挙げられている問題を反映した大陸棚の外側の限界の部分に関して、修正申請を提出するようバルバドスに伝達することを決定した。これに関連して、委員会は第 26 回会合において、申請の審査待ちの列に関わらず、修正申請は優先的に審査されると決定したことを確認した。

(i) その他の通信について

委員会は、2010年10月20日付バングラデシュ及び12月29日付シエラレオネによる国連事務総長宛口上書並びに2011年2月10日付ナミビア国連代表部によるタラセンコ課長宛て書簡を取上げた。

(j) ソフトウェアの問題について

2011年2月4日にタラセンコ課長は、委員会の委員長に対し、地理情報システム (GIS) ソフトウェア及びオペレイティングシステム (OS) が日々進化を続けており、特に委員会が既に受領している申請に含まれる GIS は時期的に遅れ、将来のソフトウェアのバージョンを提供できない問題に注意を喚起する書簡を提出した。

協議の後、委員会は、申請の審査において申請の判読及びソフトウェアの 互換性を確保することは、申請国の責任であると結論づけた。したがって、 委員会は、特に GIS の規格についてルーチンを設定することを沿岸国に推奨 する。沿岸国は、例えば使用しているソフトウェアの新しいバージョンが発 売された際には、申請をアップデートすることによってこれを達成できる。

(k) 玉木委員(日本)の逝去

今次第 27 回会合の全体委員会中の 2011 年 4 月 5 日に、玉木委員は突然逝去された。玉木委員は、2002 年に委員会委員として初めて選出され、2007年に再選された。玉木委員は多くの小委員会の委員であり、メキシコ湾西側に係るメキシコの申請並びにマスカレン海台に係るモーリシャス及びセーシェル共同申請の 2 小委員会の委員長であった。また玉木委員は、東京大学大学院工学系研究科エネルギー・資源フロンティアセンター長及び日本政府外務省参与で在られた。玉木委員は、地球構造学及び海底エネルギー並びに海底における鉱床の形成の関係に焦点を充てた海洋地質及び地球物理学の分野の優れた科学者であった。彼の知識、経験、献身及びリーダーシップについて、委員会はとても寂しく思うだろう。委員会は、玉木委員のご家族及び日

本政府に深いお悔やみを表明する。

(1) 事務局への謝辞

委員会は、海事海洋法課による高い水準の事務局業務に謝意を述べた。委員会は、海事海洋法課の職員、今次第 27 回会合の間における委員会支援のための事務局の他の職員、国連公用語の専門的に高度な通訳及び会議場スタッフの支援に謝意を述べた。

5.2 第 28 回大陸棚限界委員会に関する情報収集

5.2.1 目的

本出張は、8月1日から9月9日まで6週間にわたって開催された大陸棚限界委員会 (CLCS) 第28回会合において、我が国が2008年11月12日に提出した大陸棚限界延長申請の審査についての最新情報を収集すると共に、関係者との意見交換を行い、今後の大陸棚に係る諸問題の調査研究に資することを目的とした。

今次第 28 回会合では、我が国の申請に対する勧告案が全体委員会で検討されたが、採択は延期された。また、仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係るフランス、ウルグアイ並びにフィリピンの申請は、それぞれの小委員会において審査が継続された。さらに、我が国の申請を審査する小委員会が勧告案を全体委員会に提出したことにより、新たにクック諸島の申請を審査する小委員会が設置され、審査が開始された。

前回会合後、新たに提出された 2 件の申請について、沿岸国代表団よりプレゼンテーションが行われ、委員会はそれぞれの申請に対する取り扱いを決定した。これにより、今次会合までに勧告が発出された 14 件、全体委員会で勧告が検討中の 1 件、小委員会で審査が継続中の 4 件及び申請の審査が延期された 4 件を除き、33 件の申請が審査待ちの行列を作ることになった。

5.2.2 調査機関等

(1) 会議名

第 28 回大陸棚限界委員会 (The twenty eighth session of the Commission on the Limits of the Continental Shelf)

(2) 会議の開催日及び開催場所

2011年8月1日(月)~9月9日(金) 米国ニューヨーク市 国際連合本部

(3) 行程

8月10日(水) 成田11:00発 NH010 ニューヨーク 10:45 着

8月10日(水)

→ 第 28 回 CLCS における我が国の申請支援及び情報収集

9月2日(金)

3日(土) ニューヨーク 12:30 発 NH009

4日(日) 成田 15:25 着

5.2.3 概要

本概要は、第 28 回大陸棚限界委員会に関する委員長ステートメント (CLCS/72) に基づき作成した。

(1) CLCS 委員長による第 28 回会合開会の辞

第27回会合の委員長代行のブレッケ委員(ノルウェー)は、第28回会合の全体委員会を開会した。ブレッケ委員長代行は委員会に対し、アルバカーキ委員長から今次会合に参加することができない旨の伝達が事務局にあったことを報告した。ブレッケ委員長代行は CLCS 手続規則に従い、今次会合の委員長代行として、4名の副委員長の中から1名をコンセンサスにより指名することを促した。協議の結果、委員会はブレッケ委員(ノルウェー)を8月15日午前、パク委員(韓国)を今次会合の他の日程の期間の委員長代行に指名した。

(a) 宣誓

ブレッケ委員長代行は、第 27 回会合中の 2011 年 4 月 5 日の玉木賢策委員(日本)の急逝により生じた欠員を補充するため、8 月 11 日に国連海洋法条約締約国会合が開催され、浦辺徹郎氏(日本)が前委員の残りの任期の 2012 年 6 月 15 日まで委員に選出されたことに言及した。ブレッケ委員長代行は、委員会を代表して浦辺委員の当選を祝福した。

浦辺委員は、CLCS手続規則に従って宣誓を行い、簡潔な声明を行った。

(b) 海事海洋法課長の声明

国連事務局タラセンコ海事海洋法課長(以下、タラセンコ課長)は、法律顧問の代理として簡潔な声明を行い、委員会の重要性を強調し、事務局は委員会が必要とする業務を行っていくことを確認した。

(2) 日本の申請の審査について

2008年11月12日に提出された日本の申請について、ブレッケ小委員会委員長は、小委員会が会期間中の2011年6月6日から17日に開催された第27回継続会合及び第28回会合の最初の2週間である8月1日から12日において、申請の審査を継続し

たと報告した。小委員会は第27回継続会合において、小委員会の要請に応えて日本代表団から会期間中に提出された資料を審査し、代表団と2回会合をもった。

これらの会合において、小委員会は代表団からの回答を受領し、CLCS 手続規則附属書Ⅲ規則 10(3)188に従い、申請の審査から得られた見解及び全般的な結論についてのプレゼンテーションを行った。第 28 回会合において、小委員会は代表団ともう一度会合を開催し、委員会の慣例に従い、小委員会は代表団に勧告案の概要を伝えた。その後、小委員会は勧告案を仕上げ、8 月 12 日に採択し、同日、全体委員会委員長に提出した。

勧告案の協議について

日本小委員会は8月15日及び16日に委員会に対し、勧告案を紹介した。8月16日に日本の要請により、CLCS手続規則附属書Ⅲ規則15(1bis)¹⁸⁹に従い、代表団と委員会の間で会合が開催された。

日本代表団は、西田国連代表部全権大使を代表団長とし、長嶺外務省国際法局長、 葉室国連代表部大陸棚限界委員会特命大使及び多くのアドバイザーが加わっていた。 西田大使は、プレゼンテーションにおいて、日本小委員会が作成した沖ノ鳥島海域を 含む全海域について、委員会が勧告案を検討し、採択することを求めた。西田大使は、 日本の申請の内容について中国及び韓国が沖ノ鳥島の領有権を主張していないにも関 わらず、国連海洋法条約(以下、条約)第121条の解釈に関わる問題を提起している ことに言及した。また、米国及びパラオ共和国が口上書において委員会による申請の 審査に反対しないことを委員会に伝えていることに言及した。領土若しくは海洋の紛 争がない当該海域において、日本は委員会に申請を検討し、勧告を発出することを要 請する。さらに西田大使は、委員会が認識しているように、委員会の権限が条約第76 条及び附属書Ⅱに限定されており、第121条の解釈は含まれていないことを述べた。

IV. Main scientific and technical examination of the submission

- VI. Participation by coastal State representatives in the proceedings
- 15. Definition of relevant proceedings

¹⁸⁸ CLCS 手続規則附属書Ⅲ

^{10.} Additional data, information or advice

^{3.} At an advanced stage during the examination of the submission, the subcommission shall invite the delegation of the coastal State to one or several meetings at which it shall provide a comprehensive presentation of its views and general conclusions arising from the examination of part or all of the submission.

¹⁸⁹ CLCS 手続規則附属書Ⅲ

¹ bis. After the subcomission presents its recommendations to the Commission, and before the Commission consider and adopts the recommendations, the coastal State may make a presentation on any matter related to its submission to the plenary of the Commission, if it so chooses. For that presentation, the coastal State may be allowed up to half a day. The coastal State and the Commission shall not engage in discussion on the submission or its recommendations at that meeting. After the presentation made by the coastal State, the Commission shall consider the recommendations in private, without the participation of the representatives of the coastal State.

この関連で、委員会は「委員会による申請の審査は、条約第76条及び附属書Ⅱに関わる事柄を扱い、条約の他の箇所の解釈または適用に影響を及ぼさない」ことを述べていることに西田大使は言及した190。

委員会は、その後非公開で会合を継続した。委員会の合意により、副委員長であるカズミン委員(ロシア)に本件に関わる残りの協議について委員長代行を務めるよう要請した。勧告案の詳細な協議に引き続き、代表団及び小委員会によるプレゼンテーションを考慮し、委員会は、CLCS 手続規則 53(1)¹⁹¹に従って、申請及び勧告案を検討する十分な時間を委員に確保するため、第 29 回会合に勧告案の検討を延期することを決定した。

(3) フランスの仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係る申請の審査について

2009年2月5日に提出された仏領アンティル及びケルゲレン諸島に係るフランスの申請について、ジャファー小委員会委員長は、今次第28回会合において2011年8月29日から9月2日にかけて審査を継続したと報告した。この期間に、小委員会はフランス代表団と3回会合を開催した。代表団は、小委員会により提示された2度目の一連の質問に対する回答についてプレゼンテーションを行った。小委員会は、予備的見解及び申請の残りの部分についての一般的結論並びに2度目の一連の質問への回答に対する追加的コメントに関するプレゼンテーションを行った。小委員会は、2011年11月28日から12月9日まで及び2012年3月19日から4月5日まで申請の審査を継続する。

(4) ウルグアイの申請の審査について

2009年4月7日に提出されたウルグアイの申請について、チャールズ小委員会委員長は、今次第28回会合において2011年8月8日から12日及び9月6日から9日にかけて審査を継続したと報告した。この期間に、小委員会はウルグアイ代表団と3回会合を開催した。代表団は、第27回会合において小委員会から提示された最初の一連の質問への回答についてプレゼンテーションを行った。小委員会は、会期間に受領した資料を検討し、申請の特定側面についての見解をプレゼンテーションした。また小委員会は、代表団に対し4つ目の質問を提示し、質問に対して予備的に代表団から提供された新たなデータ及び情報を検討した。小委員会は、2011年12月5日から9日、

Rule 53 Recommendations of the Commission

¹⁹⁰ CLCS/64 パラグラフ 25

¹⁹¹ CLCS 手続規則

^{1.} The Commission shall consider and approve or amend the recommendations prepared by the subcommission following their submission by the subcommission. Unless the Commission decides otherwise, the recommendations drafted by the subcommission shall be considered by the Commission during the next session following their submission by the subcommission. Sufficient time shall be allowed to the members of the Commission to consider the submission and the recommendations in each case.

2012年3月19日から4月5日及び申請の審査の進捗に応じて2012年4月23日から27日まで審査を継続する。

(5) フィリピンのベンハムライズに係る申請の審査について

2009年4月8日に提出されたベンハムライズに係るフィリピンの申請について、ア ヲシカ小委員会委員長は、今次第28回会合において2011年8月29日から9月9日 まで審査を継続したと報告した。この期間に、小委員会はフィリピン代表団と2回会 合を開催した。代表団は、小委員会からの予備的質問に対する回答としての追加情報 及び申請に対する追加的意見についてプレゼンテーションを行った。小委員会は、 2011年12月5日から9日及び2012年3月26日から4月5日まで申請の審査を継続 する。

- (6) 国連海洋法条約第76条8項に従って提出された他の申請の審査について
 - (a) バングラデシュの申請について

2011 年 2 月 25 日に提出されたバングラデシュの申請について、2011 年 8 月 24 日にモニ外務大臣 (代表団団長)、モメン国連代表部全権大使及びアラム外務省海洋法特別局長 (海軍少将)により委員会に対し、申請に係るプレゼンテーションが行われた。バングラデシュ代表団には、この他多くのアドバイザーが加わっていた。プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i ブレッケ委員(ノルウェー)が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ii 申請海域には、インド及びミャンマーとの間で紛争がある。両国との海洋境 界画定に関わる紛争は、現在、法的手続が行われている。ミャンマーが提出 した 3 月 31 日付の口上書及びインドが提出した 6 月 20 日付の口上書は、バ ングラデシュの申請の審査に反対していない。これらの口上書は、申請及び 委員会による申請の審査が紛争の解決に影響を及ぼさないことを否定してい ない。

委員会は、その後非公開で会合を続けた。申請の審査について、口上書及び代表団によるプレゼンテーションを考慮し、委員会は申請の審査待ちの列の先頭に立つまで申請及び口上書についての検討を延期することを決定した。委員会は、審査の順番がくるまでに CLCS 手続規則付属書 I に記載されている暫定協定等の新たな進展があれば、検討に含める決定を採択した。

(b) マダガスカルの申請について

2011年4月29日に提出されたマダガスカルの申請について、2011年8月24日にヴィタル首相(代表団団長)、ランジョアニナ外務大臣付法律顧問並びにラハリマナニリナ上級地球物理専門官及びマダガスカル技術グループリーダーより委

員会に対し、申請に係るプレゼンテーションが行われた。代表団には、シラー外務大臣及び国家大陸棚画定委員会議長、ラトボマララ鉱物炭化水素大臣、ラファジー国連代表部全権大使並びに多くのアドバイザーが加わっていた。プレゼンテーションの要点は以下の通り。

- i ブレッケ委員 (ノルウェー) が申請に対し科学的・技術的助言を行っている。
- ii 申請海域に近隣諸国との紛争はないが、モザンビークとの間で二国間の海洋 空間の境界画定について交渉中である。マダガスカルは、それぞれの申請の 審査は、将来の画定に影響を及ぼさないことでモザンビークと合意している。 本申請に際して、口上書は提出されていない。

委員会は、その後非公開で会合を続け、将来の会合において小委員会を設置し、 マダガスカルの申請を審査することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列 の先頭に立った時に、小委員会を設置することを決定した。

(7) 第21回国連海洋法条約締約国会合についての報告

ブレッケ委員 (ノルウェー) は、第 27 回会合の委員長代行の資格で第 21 回国連海洋法条約締約国会合の結果を委員会委員に報告した。ブレッケ委員は、特に文書 SPLOS/229 に記載された会合の決定について注目した。タラセンコ課長は、委員会の作業時間数の増加を促進するため、第 66 回国連総会において、事務局に必要な適当な財源を要求することを奨励するパラグラフ 2192の決定について、注目した。

その後、委員会は決定について協議し、ニューヨークで委員会業務に従事している間の委員への医療保険を提供するよう締約国に奨励するパラグラフ 5¹⁹³に対し、感謝をもって言及した。

委員会は、全体で締約国会合の全決定を取り上げた。しかし、委員会委員への 金銭的支援及び事務局への適切な財源の問題に触れなければ決定のパラグラフ 1194の手段は委員会の相当な作業量の減少に対する支援にならないとの懸念に言

¹⁹² SPLOS/229

^{2.} Recommends that any requests for appropriate resources required by the Secretariat to facilitate an increased number of working weeks by the Commission be presented to the General Assembly during its sixty-sixth session;

¹⁹³ SPLOS/229

^{5.} Encourages States Parties which are in a position to do so to provide medical coverage to the members of the Commission nominated by them while performing Commission duties in New York;

^{194 1.} Requests the Commission to consider, in coordination with the Secretariat, in addition to those measures provided for in subparagraphs (a) to (f) of paragraph 1 the decision of the twentieth Meeting of States Parties (SPLOS/216), as from 16 June 2012, within the existing resources made available to the Secretariat, that the Commission, and its subcommissions meeting simultaneously as far as possible, meet in New York for up to 26 weeks but not less than an intended minimum of 21 weeks a year for a period of five years, distributed in such a way that the Commission determines to be the most effective, and that no two sessions be sequential;

及した。

(8) 機密委員会委員長の報告

機密委員会のクロッカー委員長は、今次第28回会合において会合を開催する事案がなかったと報告した。

(9) 編集委員会委員長の報告

編集委員会のジャファー委員長は、今次第 28 回会合において会合を開催しなかった と報告した。しかし、ジャファー委員長は、委員会の文書及び作業において使われる 専門用語の規格化を継続的に行うべきであると念を押した。

(10)科学的・技術的助言委員会委員長の報告

科学的・技術的助言委員会のシモンズ委員長は、委員会に正式な科学的・技術的助言の要請がなかったため、今次第 28 回会合において会合を開催しなかったと報告した。シモンズ委員長は、委員会に沿岸国を支援する用意があることを強調し、もし必要であれば事務局を通して正式に支援要請をするよう奨励した。

また、第 23 回会合における決定に言及し、委員会委員は、大陸棚の画定について科学的・技術的助言を提供した沿岸国について、情報を提供するべきであると強調した。特に 2012 年 6 月に開催される選挙における委員会の委員の変更の観点から、情報は委員会、特に小委員会の設置において CLCS 手続規則第 10 章 195 に規定されている手続の画一化に役立つ。この点において、シモンズ委員長は委員会の委員が助言をした沿岸国について常に科学的・技術的助言委員会に報告する慣例を構築していく重要性を強調した。

(11)トレーニング委員会委員長の報告とその他のトレーニングについて

トレーニング委員会のカレラ委員長は、今次第28回会合において会合を開催しなかったと報告した。

カレラ委員長は、アンゴラ政府が大陸棚の外側の限界画定の法的・科学的観点及び 委員会への申請の準備について、政府関係者に対するトレーニングの目的でワークショップを開催するため、事務局が招待されたことを報告した。さらに、委員会はワークショップを支援するよう要請された。

ワークショップは、2011 年 5 月 16 日から 20 日までアンゴラの首都ルアンダで開かれ、様々な省庁、国家機関及び学会から 60 名以上の参加があった。4 名のファシリテーターのチーム(カレラ委員(メキシコ)、ヒンツ第 1 期委員(ドイツ)及び 2 名の

¹⁹⁵ CLCS 手続規則

X. Subcommissions and other subsidiary bodies

事務局オフィサー) がワークショップに参加し、一連のプレゼンテーションを行った。

(12)国連海洋法条約第 76 条及び附属書Ⅱ以外の規定の解釈の問題に関する助言を求める 体系について

この議題において、委員会は特に条約第76条、附属書II及び了解声明以外の条約の規定の解釈について、沿岸国の間で紛争がある場合、委員会の勧告や沿岸国の履行が200海里を超える大陸棚の外側の限界画定に影響を与え得るとし、委員会がどのような行動をとるべきかについての質問に関する一委員によるプレゼンテーションに応じた。提案は、国連法務局から助言を求めるかどうかについて、「委員会が第76条、附属書II及び了解声明以外の条約の規定の解釈の問題について、助言を求めるどのような体系が可能か?」との質問が提起された。

引き続き協議においてある委員は、委員会が適切にその機能を果たすため、法的確実性が必要であるとの見解を述べた。他の委員は、委員会はその権限に従い、科学的及び技術的性格の問題に焦点を絞り、第76条及び附属書II以外の条約の規定の解釈の法的事項について、助言を求めることを控えるべきであるとの見解だった。数名の委員の要請により、タラセンコ課長は国際司法裁判所(ICJ)及び国際海洋法裁判所(ITLOS)の法的助言機能について説明を行った。協議を尽くした結果、委員会は次回会合に本事案の検討を延期することを決定した。

(13)その他

(a) 欠員の補充について

協議の結果、委員会は、玉木委員(日本)が逝去したことによるフィリピン小委員会及び機密委員会の欠員を補充するため、浦辺委員(日本)を指名した。

(b) 新たな小委員会の設置について

日本小委員会の審査が終了したことにより、委員会は、多くの申請において迅速性及び効率性を確保するため、CLCS 手続規則 51 (4bis) 196の例外として新たな小委員会を設置することを決定した。委員会は、申請の審査待ちの列の先頭がミャンマー、イエメン、ハットン・ロッコールに係る英国及びハットン・ロッコールに係るアイルランドの 4 件の申請であることに注目した。これらの申請に係る決定を確認し、申請海域の全沿岸国から審査を認める合意が明示されるような進展がないことから、委員会は、これらの申請を審査する小委員会の設置をさらに延期することを決定した。また、これらの申請は、審査待ちの列における順番は変わらず、次の小委員会の設置の

Rule 51 Consideration of the submission

4bis Unless the Commission decides otherwise, only three subcommissions shall function simultaneously while considering submissions.

¹⁹⁶ CLCS 手続規則

際に状況を再検討することを決定した。

(c) マニヒキ海台に係るクック諸島の申請について

委員会は、申請の審査待ちの列の次の順番の 2009 年 4 月 16 日に提出されたマニヒキ海台に係るクック諸島の申請を審査するための小委員会を設置した。小委員会の構成は表 7 の通り。

表 7: クック諸島小委員会

委員長:	カレラ (メキシコ)
副委員長:	ブレッケ (ノルウェー)、浦辺 (日本)
委 員:	ジャファー (マレーシア)、カルンギ (カメルーン)、
	オデュロ (ガーナ)、パク (韓国)

小委員会は、2011 年 8 月 29 日から 9 月 2 日に会合を開催し、申請の審査を開始した。特に、申請の様式に漏れがないことを確認し、予備的分析に着手し、全てのデータを検討するのにはさらに時間が必要であると決定した。

小委員会は、クック諸島代表団に最初の多くの質問を提示し、会期間に各自で申請の審査を続けることを決定した。小委員会は、2012 年 4 月 23 日から 27 日に申請の審査を再開することを決定した。

(d) バルバドスの再申請について

委員会は、2011年7月25日に受領したバルバドスからの再申請に注目した。CLCS手続規則51(1)¹⁹⁷により、再申請の審査は第29回会合の議事に含まれる。これに関連して、委員会は第26回会合において、再申請は申請の審査待ちの列に関わらず、優先的に審査されると決定したことを確認した。

CLCS 手続規則 51 (1) に従い、委員会は、2008 年 5 月 8 日に提出されたバルバドスの申請の審査のために設置された小委員会が再申請を審査することを決定した。バルバドス小委員会の構成は、表 8 の通り。委員会はさらに、小委員会は CLCS 手続規則に従い、エグゼクティブ・サマリーが公開されてから 3 か月後に審査を開始することを決定した。

バルバドス小委員会のラジャン委員長は、小委員会委員は 2011 年 12 月 5 日から 9 日に会合をもつと委員会に報告した。

Rule 51 Consideration of the submission

¹⁹⁷ CLCS 手続規則

^{1.} Upon receipt of a submission by the Secretary-General, the consideration of that submission shall be included in the provisional agenda of the next ordinary session of the Commission prepared in accordance with rule 5 and paragraph 2 of annex III, provided that that session, as convened in accordance with rule 2, is held not earlier than three months after the date of the publication by the Secretary-General of the executive summary including all charts and coordinates referred to in rule 50.

表 8: バルバドス小委員会

委員長:	ラジャン (インド)
副委員長:	クロッカー (アイルランド)、オデュロ (ガーナ)
委員:	アルブケルケ (ブラジル)、アスティス (アルゼンチン)、
	ルー (中国)、ロゼット (セーシェル)

(e) 委員会の今後の会合について

委員会は、小委員会の作業を継続するため、第 28 回継続会合を表 9 の日程で開催 することを決定した。

表 9:第28回継続会合日程

会合	各小委員会日程		
第 28 回継続会合	フランス小委員会(仏領アンティル 及びケルゲレン諸島)	2011年11月28日~12月9日	
	バルバドス小委員会		
	ウルグアイ小委員会	2011年12月5日~9日	
	フィリピン小委員会		

委員会は、第 29 回会合を 2012 年 3 月 19 日から 4 月 27 日まで開催することを決定した。第 29 回会合全体委員会は、国連総会の承認を得て 4 月 9 日から 20 日まで開催される。各小委員会の審査日程は表 10 の通り。

表 10:第29回会合日程

会合	全体委員会日程	各小委員会日程	
		フランス小委員会(仏領アン ティル及びケルゲレン諸島)	3月19日~4月5日
第 29 回会合	9 日~20 日	ウルグアイ小委員会	3月19日~4月5日及び4月23日~27日
		フィリピン小委員会	3月26日~4月5日
		クック諸島小委員会	4月23日~27日

委員会は、第 30 回会合の全体委員会を国連総会の承認を得て、2012 年 7 月 30 日から 8 月 10 日まで開催することを決定した。

(f) 勧告の要約について

ブラジル小委員会のカレラ委員長は、第27回会合の決定に従い、勧告の要約の改訂版を紹介した。協議の結果、委員会はブラジルの勧告の要約をコンセンサスにより採択し、ブラジル及びCLCS手続規則に従って公表するため、国連事務総長に伝達した。

(g) 委員会への会合出席について

委員会は、全ての小委員会が協議を行うために求められる定足数及び申請の審査のために求められる技術的専門性を確保するために、全委員の参加が必要であることについて念を押した。指名国からの財政支援の欠如により、一地域からの委員数名が会合に参加できないことを指摘した。この関連で、CLCS 手続規則 7 (4) 198が確認された。

一地域から、委員会委員長が欠席をしている会合において、委員会の作業のあらゆる状況において、全地域の衡平な参加を確保するため、委員長が所属する地域グループから仮の副委員長が代表するべきであると提案があった。協議の結果、提案は取り下げられた。

(h) 信託基金について

タラセンコ課長は、大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加のための信託基金の状況について、委員会に概要を伝えた。アイスランド、アイルランド、メキシコ及び韓国がトラストファンドに出資した。暫定会計報告によると、2011 年 7 月末の残高は、約 620,000US ドルである。その後、コートジボワール及び日本から貢献があった。

タラセンコ課長は、申請の準備を促進するための信託基金の状況について、2011年にオーストラリア、アイスランド及びアイルランドからの出資があったことを述べた。また、タラセンコ課長は、2010年後半期から申込がなかったことを委員会に伝えた。暫定会計報告によると、2011年7月末の残高は、約1,229,000USドルである。その後、コートジボワール及び日本から貢献があった。

(i) 事務局への謝辞

委員会は、海事海洋法課による高い水準の事務局業務に謝意を述べた。また委員会は、今次第 28 回会合において委員会を支援した海事海洋法課及び事務局の他の職員に 謝意を述べ、国連公用語の専門的に高度な通訳及び会議場スタッフの支援に言及した。

5.3 国際ワークショップ「大陸棚の限界画定についての経験の共有」への参加

5.3.1 目的

198 CLCS手続規則

Rule 7 Term of office

^{4.} The absence of a member of the Commission during two consecutive sessions of the Commission without justification shall be brought to the attention of the Meeting of States Parties.

本出張は、2011年10月12日から14日まで3日間にわたって開催された、アルゼンチン政府大陸棚限界委員会 (The Argentine Commission on the Outer Limit of the Continental Shelf (COPLA)) 主催の国際ワークショップ「大陸棚の限界画定についての経験の共有」に出席し、各講演者の議論を直接収集することを目的とした。

5.3.2 調査期間等

(1) 会議名

国際ワークショップ「大陸棚の限界画定についての経験の共有」(International Workshop "Sharing Experiences on the Delineation of the Outer Limit of the Continental Shelf")

(2) 開催日および開催場所

2011 年 10 月 12 日 (水) ~14 日 (金) アルゼンチンブエノスアイレス州 アルゼンチン外務省

(3) 行程

- 10月10日(月) 成田 11:25 発 LH7229 フランクフルト 16:35 着 フランクフルト 22:50 発 LH510
 - 11 日 (火) ブエノスアイレス 07:45 着
 - 12 日 (水)

↓ 国際ワークショップ「大陸棚の限界画定の経験の共有」出席

- 14 日 (金)
- 14 日(金) ブエノスアイレス 16:40 発 LH511
- 15 日 (土) フランクフルト 10:50 着 フランクフルト 13:40 発 LH710
- 16 日 (日) 成田 07:40 着

5.3.3 概要

本ワークショップでは、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド及びメキシコの大陸棚関係者により、申請から勧告までの経験が講演された。また、4 名の大陸棚限界委員会委員により、申請の審査において重要となる「海底海嶺」、「海底の高まり」及び「脚部の設定」の技術的側面について講演が行われた。本出張では、これらの最新情報を収集すると共に関係者との意見交換を行い、大陸棚に関わる諸問題の将来の調査研究に資する大変貴重な機会となった。なお、本ワークショップは、主催者(アルゼンチン外務省)の意向により、会議プログラムや配布資料については非公開の扱いとされているため、本事業報告書へのそれら資料の掲載はできないことをご了承いただきたい。

6. 大陸棚サイト「大陸棚の延長とは?国連海洋法条約と大陸棚」の更新

海洋政策研究財団ホームページ上に平成 20 年度に開設した「大陸棚サイト」 (http://www.sof.or.jp/tairikudana/) に関し、更新を行うと共に、より多くの方に見ていただくための一助とすべく、アクセス解析ツールを導入した。

6.1 大陸棚サイトの構成

大陸棚サイトの構成(サイトマップ)は以下のとおりである。(2012年3月31日現在、 大陸棚サイトは、2011年11月30日時点のものが最新版である。)

- (a) 大陸棚はなぜ重要なのか
 - ▶ イントロダクションー領土と海ー
 - ▶ 近隣諸国の大陸棚との関係
 - ▶ 国連海洋法条約における「大陸棚」の定義
 - ▶ 米国東海岸の北部エリアを例として
 - ▶ 世界の大陸棚
 - ▶ 日本の申請準備体制と申請の提出
- (b) 大陸棚限界委員会とは?
 - ▶ 大陸棚限界委員会の任務
 - ▶ 大陸棚限界委員会の委員の構成
 - ▶ 大陸棚限界委員会の手続
 - ・ 大陸棚延長のための手続 (概要)
 - ・ 大陸棚延長のための手続(詳細)
 - ・ 大陸棚限界委員会のための手続(小委員会について)
- (c) 大陸棚限界委員会に対する各国の申請状況
 - ▶ ロシアの申請(2001年)
 - ▶ ブラジルの申請(2004年)
 - ▶ オーストラリアの申請(2004年)
 - ▶ アイルランドの申請(2005年)
 - ニュージーランドの申請(2006年)
 - ▶ フランス、アイルランド、スペイン及びイギリスの共同申請(2006年)
 - ▶ ノルウェーの申請(2006年)
 - ▶ フランスの申請(2007年)
 - ▶ メキシコの申請 (2007年)
 - ▶ バルバドスの申請(2008年)
 - ▶ イギリスの申請(2008年)
 - ▶ インドネシアの申請(2008年)
 - ▶ 日本の申請(2008年)

- ▶ モーリシャス及びセーシェルの共同申請(2008年)
- ▶ スリナムの申請(2008年)
- ▶ ミャンマーの申請 (2008年)
- ▶ フランスの申請(2009年)
- ▶ イエメンの申請 (2009年)
- ▶ イギリスの申請(2009年)
- ▶ アイルランドの申請(2009年)
- ▶ ウルグアイの申請(2009年)
- ▶ フィリピンの申請(2009年)
- ▶ クック諸島の申請(2009年)
- ▶ そのほかの申請(24件目から57件目まで)
- ▶ 予備的情報を提出した国 (申請期限の延長措置)
- (d) 沿岸国の権利・義務と海底に眠る資源
 - ▶ 国連海洋法条約にもとづく大陸棚に対する沿岸国の権利・義務
 - ▶ 海底に眠る資源
- (e) 大陸棚資料集
 - > 大陸棚関係年表
 - ▶ リンク集
 - 日本の大陸棚/海洋関係機関
 - 世界各国の大陸棚/海洋関係機関
 - ・ 大陸棚や海洋に関する国際機関等
 - ▶ 国連海洋法条約 (関連条文)
 - 条約文(日本語)
 - · 条約文(英語正文)
- (f) 海洋政策研究財団が実施したセミナー等
 - ▶ 大陸棚画定の技術的課題に関する専門家会議(2006年3月8,9日)
 - ▶ 国連海事・海洋法課セミナー(2006年12月7日)
 - ▶ ロン・マクナブ氏講演会(2007年3月2日)
 - ▶ 大陸棚セミナー (2008年2月27日)
 - ▶ レイ・ウッド氏講演会(2008年7月25日)
 - ▶ 日本の申請に関する講演会(2010年1月28日)
 - 大陸棚延長と海洋政策セミナー(2011年2月9日)

6.2 大陸棚サイトのイメージ図

以下、大陸棚サイトから、主なページについてイメージ図を抜粋した。

(1) トップページ



Copyright(c) Ocean Policy Research Foundation. All rights reserved. このホームページは、日本財団の協力を得て制作しました。

(2) 「大陸棚限界委員会における各国申請状況」の冒頭ページ

申請の状況ごとに分類し、どの申請がどういう状態にあるのかが一目でわかるように改訂した。



6.3 大陸棚サイトの成果について

検索サイト「Google」において、「大陸棚」と検索すると、本サイトは第 6 位にヒットしている。また、「大陸棚」で検索した結果のページに、関連キーワードとして、「大陸棚延長」という組み合わせが登場するようになっており、これらで検索すると、本サイトがトップにヒットしている(昨年 3 月時点でも第 1 位であった)。さらに、他の関連キーワードとして、「大陸棚限界委員会」、「大陸棚条約」、「日本 大陸棚」、「排他的経済水域 大陸棚」といったものも挙がるようになっており、昨年 3 月時点と同じ程度の関連キーワードを維持していることは、引き続き大陸棚に対する関心は高いものと思われ(検索結果はいずれも、2012 年 3 月 15 日現在)、大陸棚や、大陸棚延長に関心のある人がネット検索する際、本サイトは引き続き多くの人からアクセスしてもらっており、我が国一般国民への周知啓蒙という本サイト制作の目的を引き続き果たしていると思われる。

また、今年度より、大陸棚サイトへのアクセスの解析のため、Google アナリティクスを導入し、月ごとに解析レポートを作成し、アクセス数の向上に努めた。

7. 成果と今後の課題

以上のとおり、本年度事業においては、大陸棚延長に関する関係各機関及び各国の動向の把握に努め、国際的議論についての正確な理解を行い、各国及び各機関の大陸棚関係者と直接、意見交換を行うことができた。そして、セミナー「国連海洋法条約 30 周年と条約実施機関の役割一大陸棚限界委員会を例として一」を開催し、多くの一般の方々に、条約実施機関としての大陸棚限界委員会の役割の重要性を周知することができた。また、当財団ホームページにおいて開設している、大陸棚延長に関するサイトを随時更新し、一般の方々への理解と関心を高めることができた。これらの活動を通じて、我が国の国民への周知啓蒙を促進することができたことは、大きな成果であった。

大陸棚限界委員会は、2012 年 3 月 31 日現在、我が国の申請を含め現在 5 つの申請を審査中であり、40 件が審査待ちの行列に並んでいるという状況であり、45 件の予備的申請が出されており、今後、これらの国は順次、本申請を行う見込みである。これらの状況から、大陸棚限界委員会は引き続き、膨大な作業を行う必要に直面している。同時に、2012 年 6 月に委員会の第 3 期委員が任期満了を迎え、改選選挙が行われることから、また、委員会のこれまでの活動によって蓄積された組織的知見が適切な形で第 4 期委員に引き継がれることが作業の効率化にとって重要であると思われることから、動向を更に注視する必要がある。

なお、来年度は本事業の最終年度となることから、各国申請の状況や審査状況の把握を 行うとともにと、本事業の目的である大陸棚延長に伴う課題を明確化し、我が国の海洋政 策立案にとって有益となる調査研究報告書を取りまとめる予定である。

8. あとがき

本事業の実施にあたっては、関係各機関より多くのご理解とご協力を賜った。あらためて、本事業を支援して頂いた日本財団をはじめ、内閣官房総合海洋政策本部事務局、外務省国際法局海洋室、海上保安庁海洋情報部をはじめとする関係省庁及び関係機関の方々に厚く感謝申し上げる。

また、我が国選出の大陸棚限界委員会委員として多大な貢献をされた故玉木賢策先生には、これまでの大陸棚事業の実施にあたって多くのご協力を賜った。ここに、あらためて 感謝申し上げるとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げる。

附 録

- 1. 大陸棚限界委員会(委員の構成)
- 2. 大陸棚延長のための手続
- 3. 国連海洋法条約 第6部「大陸棚」
- 4. 国連海洋法条約 附属書Ⅱ「大陸棚の限界に関する委員会」
- 5. 第三次国連海洋法会議最終議定書附属書Ⅱ 大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明
- 6. セミナー「国連海洋法条約 30 周年と条約実施機関の役割―大陸棚限界 委員会を例として―」講演資料

附録1-1 大陸棚限界委員会(委員の構成)

	クック諸島 小委員会	委員		委員			副委員長			委員	委員				委員長					委員長				
	ど真ソ会			S 員 長		茶買	員*10 副	員長				清長			4717					5員 副				02/50
	F III			副委	員長	ЖM	委員	₩.				副祭		桜		岷				Ж¥	黑		員長	010 02/
	た ウルグ マ イ小委 ル き も も も も も も も も も も も も も も も も も も	ıV	桜		副委員					泰	喇					茶具			₩ _X		長奏		副委員長	SO IO 88
	フランス 小委員会 (仏領アン テイル、ケル ゲレン諸島)	委員長	委員						委員		副委員					委員				委員	副委員			/ SO 10 8
	スリナム 小委員会			子曽棻ا	子曽筌							副委員長		首条					表画		米司	委員		02/5010 02/5010 89/5010 89/5010
	モーリシャ ス・セー シェル共 同申請小 委員会		茶皿			委員長				茶員			副委員長			悉員	委員						副委員長	99/3010
	日本 小委員会	委員						副委員長			委員				副委員長			茶画		委員長			委員	19/3010
(成される)	インドネシ ア 小委員会			副委員長		表画			※ 三	副委員長							委員				委員長	茶員		79/SO 10 69/SO 10
会(7名の委員で構成される	イギリス (アセンション 島) 小委 員会	副委員長				茶画		委員長								委員			张	副委員長			委員	
員会(7名0	バルバド ス 小委員会		茶員		委員長						副委員長	茶買	委員	委員							副委員長			69/3010
請を審査する小委員	メキシコル委員会				委員	委員長						茶画		副委員長					米		nm?	副委員長		6/SO 10 69/SO 10 85/20 10 85/80 10 87/80 10
申請を審査	フランス (仏領ギア ナ、ニュール ドニア)小委 員会		茶雪	副委員長						茶画	茶員			茶員	委員長					茶員				95/5010
	/ルウェー 小委員会	委員		副委員長				副委員長					専門家 *5			委員 *9	委員				米司		委員長	1 05/24
	4カ国共同 中請 小委員会	委員長	茶	ion.				委員					ı <u>m</u> r			委員 *9	委員		米				副委員長	
	4 ジーランド 小委員会				委員 *7	副委員長						委員 *7	副委員長							委員長	米司	委員	IO.	ı
	アイルラン ド小委員会 : *8	委員長				Iom			委員								委員		副委員長			専門家*5	委員	01/3010
	オーストラ ア リア小委 ド 員会				委員 *7	副委員長			委員			委員 *7	副委員長		車門家*5				IOE	委員長		委員		0 77/5010
	ブラジル オ 小委員会 1 *7		茶画	委員		Iom		委員						委員	委員長					専門家*5			副委員長	01/3010
	ロシアル委員会			茶				委員	委員(追加)*4				委員		委員長		委員(追加)*4				報告者			65/S010 87/S010 77/S010 67/S010 68/S010
第2期*2	2002年 ~2007年	0	0	0	*	0		0	0	*	ı	ı	0	0	0	1	0	I	0	0	0	0	0	車 4 m 時
第1期*1	1997年 ~2002年	0	0	0	*	*		0	*	*	I	ı	0	0	0	Ι	ı	ı	0	0	0	ı	I	ľ
	国籍	Malaysia	China	Republic of Korea	India	Japan	Japan	Nigeria	Mauritius	Cameroon	Ghana	Seychelles	Brazil	Argentina	Mexico	rinidado and Tobago	Romania	Georgia	Russian Federation	Norway	Ireland	Portugal	Australia	
	地域	_		トシ ^{&}	<u>~</u>				۷,) +		± 5 +	ا	41	Η	ď	単			₹ [5	きゅう		
								т.	ee								-				0		ş	
	現在 (第3期) のCLCS委員 (21名)*3	Jaafar	7	Park	Rajan	Tamaki	Urabe	Awosika	Fagoonee	Kalngui	Oduro	Rosette	Albuquerque	Astiz	Carrera	Charles	German	Jaoshvil	Kazmin	Brekke	Croker	Pimentel	Symonds	

〇:本人が在任していたことを示す。 ◆: 第1期及び第2期に同じ国籍国の委員が在任していたことを示す。(次ページの第1期委員及び第2期委員の表を参照) 一: 第1期及び第2期に同じ国籍国の委員が在任していなかったことを示す。(次ページの第1期委員及び第2期委員の表を参照) : 勤告案を全体委員会に提出し、任務を終了した小委員会(2012年3月31日現在)

: 現在、審査を行っている小委員会(2012年3月31日現在)

(注)
**1 第1期CLCS委員の任期は1997年6月16日より2002年6月16日まで。
**2 第3期CLCS委員の任期は1997年6月16日より2002年6月16日まで。
**2 第3期CLCS委員の任期は2002年6月16日より2007年6月16日まで。
**3 第3期CLCS委員の任期は2002年6月16日より2002年6月16日まで。
**3 第3期CLCS委員の任期は2002年6月16日まり2012年6月15日まで。
**3 第3期CLCS委員の任期は2002年6月16日まり2012年6月15日まで。
**4 Hrnz委員及びLamont交員が第2期CLCS委員に選出されなかったことに作い、2名の委員が第かとしてのアドバイスを求めることができる。(CLCS手続規則附属書1V, 第10項、パラ2)
**5 小委員会は、(小委員会のメンバーとなっていない)CLCS委員に対し、専門家としてのアドバイスを求めることができる。(CLCS手続規則附属書1V, 第10項、パラ2)
**6 第2期「CLCS委員に第3期の選挙に立候権しなかった同じインでの下が17年~ストナーストトナーストリフトの会員会会主のエージーランド小委員会のそそれぞれの金員となった。
**8 第2期 CLLCS委員にプルイルに及びFanoisによっアイルランド小委員会の委員だった。「西氏は第3期の選挙に立候権しなかった。なお、アイルランド」が考え勧告は、2007年3月に発出され
**9 Charles委員は、第3期の選挙に立候権しなかったジャマイカのFanois委員が務めていた4万国共同申請小委員会及びノルウェー小委員会のそれぞれの委員となった。
**10 浦辺委員は、逝去された玉木委員が務めていたフィリビン小委員会の委員となった。

附録1-2 大陸棚限界委員会の構成(時期別)

第1期委員の地域別構成*

知 英	Name	(Nationality)	_
	Hamuro	(Japan)	
	Jaafar	(Malaysia)	
アジア 5	Lu	(China)	
	Park	(Republic of Korea)	
	Srinivasan	(India)	
	Awosika	(Nigeria)	
	Beltagy	(Egypt)	
アフリカ 5	Betah	(Cameroon)	
	Chan Chim Yuk	(Mauritius)	
	M'Dala	Zambia	
	Albuquerque	(Brazil)	
ラテンアメリカ・	Astiz	(Argentina)	
カリブ 4	Carrera	(Mexico)	
	Francis	(Jamaica)	
6 471単	Juracic	(Croatia)	
米 欧 2	Kazmin	(Russian Federation)	
	Brekke	(Norway)	
	Croker	(Ireland)	
西欧その他 5	Hinz	(Germany)	
	Lamont	(New Zealand)	
	Rio	(France)	

第2期委員の地域別構成

地域	Name	(Nationality)
	Al-Azri	(Oman)
	Jaafar	(Malaysia)
4%4	Lu	(China)
	Park	(Republic of Korea)
	Tamaki	(Japan)
	Thakur	(India)
	Awosika	(Nigeria)
7	Betah	(Cameroon)
+ 57.7.7	Fagoonee	(Mauritius)
	Woeledji	(Togo)
	Albuquerque (Brazil)	e (Brazil)
ラテンアメリカ・	Astiz	(Arigentina)
カリブ 4	Carrera	(Mexico)
	Francis	(Jamaica)
	German	(Romania)
東欧 3	Juracic	(Croatia)
	Kazmin	(Russian Federation)
	Brekke	(Norway)
7 季 3 4 3 3 3	Croker	(Ireland)
+ E E	Pimentel	(Portugal)
	Symonds	(Australia)

第3期委員(現委員)の地域別構成

知	Name	(Nationality)
	Jaafar	(Malaysia)
	rŋ	(China)
ا ا ا	Park	(Republic of Korea)
0	Rajan	(India)
	Tamaki∗ı	(Japan)
	Urabe	(Japan)
	Awosika	(Nigeria)
	Fagoonee	(Mauritius)
アフリカ 5	Kalngui	(Cameroon)
	Oduro	(Ghana)
	Rosette	(Seychelles)
	Albuquerque * 2	(Brazil)
ラテンアメリカ・	Astiz	(Argentina)
カリブ 4	Carrera	(Mexico)
	Charles	(Trinidado and Tobago
	German	(Romania)
東欧 3	Jaoshvili	(Georgia)
	Kazmin	(Russian Federation)
	Brekke	(Norway)
田野子の生人	Croker	(Ireland)
+ 원 () ()	Pimentel	(Portugal)
	Symonds	(Australia)

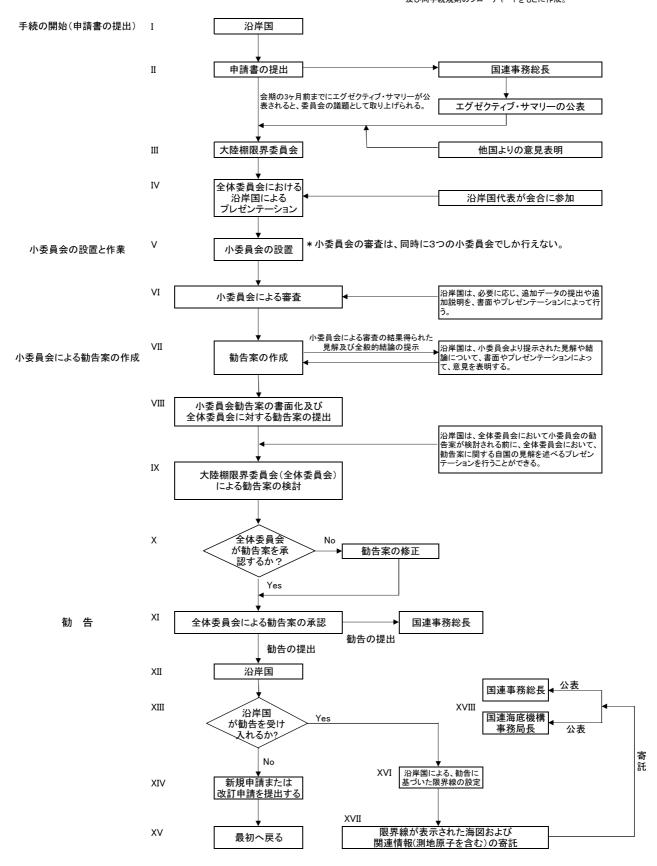
CLCS委員の地域配分については、国連海洋法条約附属書工第2条3項では、「いずれの地理的地域からも3名以上の委員を選出する」とのみ規定しているが、 実際上、締約国会合において選挙ごとに地域配分が締約国間で合意された上で、選挙が実施されている。第一回選挙(1997年3月実施)の地域配分について、 SPLOS/20, paras. 12-13を参照。第二回選挙(2002年4月実施)の地域配分について、SPLOS/91, para. 97を参照。第三回選挙(2007年6月実施)の地域配分について、SPLOS/91, para. 97を参照。(いずれの文書も締約国会合報告書。) いて、SPLOS/91, para.81を参照。(いずれの文書も締約国会合報告書。) 日本から選出された玉木委員は、2011年4月に逝去されたため、同年8月の締約国会合において浦辺委員が選出された。 *

*

ブラジルから選出されたAlbuquerque委員は、2012年3月に逝去された。同委員の空席を埋める補欠選挙は2012年3月31日現在行われていない。 **%**

附録2 大陸棚延長のための手続

*大陸棚限界委員会の改正手続規則(CLCS/40/Rev.1) 及び同手続規則のフローチャートをもとに作成。



海洋法に関する国際連合条約

1982 年 4 月 30 日 第三次国際連合海洋法会議にて採択 1994 年 11 月 16 日効力発生

我が国については、1996年7月20日効力発生(1996年7月12日公布・条約6号)

第6部 大陸棚

第 76 条 大陸棚の定義

- 1 沿岸国の大陸棚とは、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であってその領土の自然の延長をたどって大陸縁辺部の外縁に至るまでのもの又は、大陸縁辺部の外縁が領海の幅を測定するための基線から 200 海里の距離まで延びていない場合には、当該沿岸国の領海を越える海面下の区域の海底及びその下であって当該基線から 200 海里の距離までのものをいう。
- 2 沿岸国の大陸棚は、4から6までに定める限界を越えないものとする。
- 3 大陸縁辺部は、沿岸国の陸塊の海面下まで延びている部分から成るものとし、棚、斜面 及びコンチネンタル・ライズの海底及びその下で構成される。ただし、大洋底及びその海洋 海嶺又はその下を含まない。
- 4 (a) この条約の適用上、沿岸国は、大陸縁辺部が領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超えて延びている場合には、次のいずれかの線により大陸縁辺部の外縁を設定する。
 - (i) ある点における堆積岩の厚さが当該点から大陸斜面の脚部までの最短距離の 1パーセント以上であるとの要件を満たすときにこのような点のうち最も外側 のものを用いて7の規定に従って引いた線
 - (ii) 大陸斜面の脚部から 60 海里を超えない点を用いて7の規定に従って引いた線
 - (b) 大陸斜面の脚部は、反証のない限り、当該大陸斜面の基部における勾配が最も変化 する点とする。
- 5 4(a)の(i)又は(ii)の規定に従って引いた海底における大陸棚の外側の限界線は、これを構成する各点において、領海の幅を測定するための基線から 350 海里を超え又は 2500 メートル等深線(2500 メートルの水深を結ぶ線をいう。)から 100 海里を超えてはならない。
- 6 5の規定にかかわらず、大陸棚の外側の限界は、海底海嶺の上においては領海の幅を測定するための基線から350海里を超えてはならない。この6の規定は、海台、海膨、キャップ、堆及び海脚のような大陸縁辺部の自然の構成要素である海底の高まりについては、適用しない。
- 7 沿岸国は、自国の大陸棚が領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超えて延びている場合には、その大陸棚の外側の限界線を経緯度によって定める点を結ぶ 60 海里を超えない長さの直線によって引く。

- 8 沿岸国は、領海の幅を測定するための基線から 200 海里を超える大陸棚の限界に関する情報を、衡平な地理的代表の原則に基づき附属書 II に定めるところにより設置される大陸棚の限界に関する委員会に提出する。この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う。沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する。
- 9 沿岸国は、自国の大陸棚の外側の限界が恒常的に表示された海図及び関連する情報(測地原子を含む。)を国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、これらを適当に公表する。
- 10 この条の規定は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定の問題に影響を及ぼすものではない。

第77条

大陸棚に対する沿岸国の権利

- 1 沿岸国は、大陸棚を探査し及びその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使する。
- 2 1の権利は、治岸国が大陸棚を探査せず又はその天然資源を開発しない場合においても、 当該沿岸国の明示の同意なしにそのような活動を行うことができないという意味において、 排他的である。
- 3 大陸棚に対する治岸国の権利は、実効的な若しくは名目上の先占又は明示の宣言に依存 するものではない。
- 4 この部に規定する天然資源は、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性の種族に属する生物、すなわち、採捕に適した段階において海底若しくはその下で静止しており又は絶えず海底若しくはその下に接触していなければ動くことのできない生物から成る。

第 78 条

上部水域及び上空の法的地位並びに他の国の権利及び自由

- 1 大陸棚に対する沿岸国の権利は、上部水域又はその上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。
- 2 沿岸国は、大陸棚に対する権利の行使により、この条約に定める他の国の航行その他の権利及び自由を侵害してはならず、また、これらに対して不当な妨害をもたらしてはならない。

第 79 条

大陸棚における海底電線及び海底パイプライン

- 1 すべての国は、この条の規定に従って大陸棚に海底電線及び海底パイプラインを敷設する権利を有する。
- 2 沿岸国は、大陸棚における海底電線又は海底パイプラインの敷設又は維持を妨げることができない。もっとも、沿岸国は、大陸棚の探査、その天然資源の開発並びに海底パイプラインからの汚染の防止、軽減及び規制のために適当な措置をとる権利を有する。

- 3 海底パイプラインを大陸棚に敷設するための経路の設定については、沿岸国の同意を得る。
- 4 この部のいかなる規定も、沿岸国がその領土若しくは領海に入る海底電線若しくは海底パイプラインに関する条件を定める権利又は大陸棚の探査、その資源の開発若しくは沿岸国が管轄権を有する人工島、施設及び構築物の運用に関連して建設され若しくは利用される海底電線及び海底パイプラインに対する当該沿岸国の管籍権に影響を及ぼすものではない。
- 5 海底電線又は海底パイプラインを敷設する国は、既に海底に敷設されている電線又はパイプラインに妥当な考慮を払わなければならない。特に、既設の電線又はパイプラインを修理する可能性は、害してはならない。

第80条

大陸棚における人工島、施設及び構築物

第60条の規定は、大陸棚における人工島、施設及び構築物について準用する。

第81条 大陸棚における掘削

沿岸国は、大陸棚におけるあらゆる目的のための掘削を許可し及び規制する排他的権利を 有する。

第82条

200 海里を超える大陸棚の開発に関する支払及び拠出

- 1 沿岸国は、領海の幅を測定する基線から 200 海里を超える大陸棚の非生物資源の開発に関して金銭による支払又は現物による拠出を行う。
- 2 支払又は拠出は、鉱区における最初の5年間の生産の後、当該鉱区におけるすべての生産に関して毎年行われる。6年目の支払又は拠出の割合は、当該鉱区における生産額又は生産量の1パーセントとする。この割合は、12年目まで毎年1パーセントずつ増加するものとし、その後は7パーセントとする。生産には、開発に関連して使用された資源を含めない。
- 3 その大陸棚から生産される鉱物資源の純輸入国である開発途上国は、当該鉱物資源に関する支払又は拠出を免除される。
- 4 支払又は拠出は、機構を通じて行われるものとし、機構は、開発途上国、特に後発開発途上国及び内陸国である開発途上国の利益及びニーズに考慮を払い、衡平な配分基準に基づいて締約国にこれらを配分する。

第83条

向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定

- 1 向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における大陸棚の境界画定は、 衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第 38 条に規定する国際法に基づいて合 意により行う。
- 2 関係国は、合理的な期間内に合意に達することができない場合には、第 15 部に定める手続に付する。

- 3 関係国は、1の合意に達するまでの間、理解及び協力の精神により、実際的な性質を有する暫定的な取極を締結するため及びそのような過渡的期間において最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う。暫定的な取極は、最終的な境界画定に影響を及ぼすものではない。
- 4 関係国間において効力を有する合意がある場合には、大陸棚の境界画定に関する問題は、 当該合意に従って解決する。

第84条

海図及び地理学的経緯度の表

- 1 大陸棚の外側の限界線及び前条の規定に従って引かれる境界画定線は、この部に定めるところにより、それらの位置の確認に適した縮尺の海図に表示する。適当な場合には、当該外側の限界線又は当該境界画定線に代えて、測地原子を明示した各点の地理学的経緯度の表を用いることができる。
- 2 沿岸国は、1の海図又は地理学的経緯度の表を適当に公表するものとし、当該海図又は表の写しを国際連合事務総長に及び、大陸棚の外側の限界線を表示した海図又は表の場合には、これらの写しを機構の事務局長に寄託する。

第85条

トンネルの掘削

この部の規定は、トンネルの掘削により海底(水深のいかんを問わない。)の下を開発する沿岸国の権利を害するものではない。

United Nations Convention on the Law of the Sea

(In force from 16 November 1996)

PART VI CONTINENTAL SHELF

Article 76 Definition of the continental shelf

- 1. The continental shelf of a coastal State comprises the sea-bed and subsoil of the submarine areas that extend beyond its territorial sea throughout the natural prolongation of its land territory to the outer edge of the continental margin, or to a distance of 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured where the outer edge of the continental margin does not extend up to that distance.
- 2. The continental shelf of a coastal State shall not extend beyond the limits provided for in paragraphs 4 to 6.
- 3. The continental margin comprises the submerged prolongation of the land mass of the coastal State, and consists of the sea-bed and subsoil of the shelf, the slope and the rise. It does not include the deep ocean floor with its oceanic ridges or the subsoil thereof.
- 4. (a) For the purposes of this Convention, the coastal State shall establish the outer edge of the continental margin wherever the margin extends beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured, by either:
 - (i) a line delineated in accordance with paragraph 7 by reference to the outermost fixed points at each of which the thickness of sedimentary rocks is at least 1 per cent of the shortest distance from such point to the foot of the continental slope; or
 - (ii) a line delineated in accordance with paragraph 7 by reference to fixed points not more than 60 nautical miles from the foot of the continental slope.
 - (b) In the absence of evidence to the contrary, the foot of the continental slope shall be determined as the point of maximum change in the gradient at its base.
- 5. The fixed points comprising the line of the outer limits of the continental shelf on the sea-bed, drawn in accordance with paragraph 4 (a)(i) and (ii), either shall not exceed 350 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured or shall not exceed 100 nautical miles from the 2,500 metre isobath, which is a line connecting the depth of 2,500 metres.
- 6. Notwithstanding the provisions of paragraph 5, on submarine ridges, the outer limit of the continental shelf shall not exceed 350 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured. This paragraph does not apply to submarine elevations that are natural components of the continental margin, such as its plateaux, rises, caps, banks and spurs.
- 7. The coastal State shall delineate the outer limits of its continental shelf, where that shelf extends beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured,

by straight lines not exceeding 60 nautical miles in length, connecting fixed points, defined by coordinates of latitude and longitude.

- 8. Information on the limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured shall be submitted by the coastal State to the Commission on the Limits of the Continental Shelf set up under Annex II on the basis of equitable geographical representation. The Commission shall make recommendations to coastal States on matters related to the establishment of the outer limits of their continental shelf. The limits of the shelf established by a coastal State on the basis of these recommendations shall be final and binding.
- 9. The coastal State shall deposit with the Secretary-General of the United Nations charts and relevant information, including geodetic data, permanently describing the outer limits of its continental shelf. The Secretary-General shall give due publicity thereto.
- 10. The provisions of this article are without prejudice to the question of delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts.

Article 77 Rights of the coastal State over the continental shelf

- 1. The coastal State exercises over the continental shelf sovereign rights for the purpose of exploring it and exploiting its natural resources.
- 2. The rights referred to in paragraph 1 are exclusive in the sense that if the coastal State does not explore the continental shelf or exploit its natural resources, no one may undertake these activities without the express consent of the coastal State.
- 3. The rights of the coastal State over the continental shelf do not depend on occupation, effective or notional, or on any express proclamation.
- 4. The natural resources referred to in this Part consist of the mineral and other non-living resources of the sea-bed and subsoil together with living organisms belonging to sedentary species, that is to say, organisms which, at the harvestable stage, either are immobile on or under the sea-bed or are unable to move except in constant physical contact with the sea-bed or the subsoil.

Article 78

Legal status of the superjacent waters and air space and the rights and freedoms of other States

- 1. The rights of the coastal State over the continental shelf do not affect the legal status of the superjacent waters or of the air space above those waters.
- 2. The exercise of the rights of the coastal State over the continental shelf must not infringe or result in any unjustifiable interference with navigation and other rights and freedoms of other States as provided for in this Convention.

Article 79

Submarine cables and pipelines on the continental shelf

- 1. All States are entitled to lay submarine cables and pipelines on the continental shelf, in accordance with the provisions of this article.
- 2. Subject to its right to take reasonable measures for the exploration of the continental shelf, the exploitation of its natural resources and the prevention, reduction and control of pollution from pipelines, the coastal State may not impede the laying or maintenance of such cables or pipelines.
- 3. The delineation of the course for the laying of such pipelines on the continental shelf is subject to the consent of the coastal State.
- 4. Nothing in this Part affects the right of the coastal State to establish conditions for cables or pipelines entering its territory or territorial sea, or its jurisdiction over cables and pipelines constructed or used in connection with the exploration of its continental shelf or exploitation of its resources or the operations of artificial islands, installations and structures under its jurisdiction.
- 5. When laying submarine cables or pipelines, States shall have due regard to cables or pipelines already in position. In particular, possibilities of repairing existing cables or pipelines shall not be prejudiced.

Article 80

Artificial islands, installations and structures on the continental shelf

Article 60 applies *mutatis mutandis* to artificial islands, installations and structures on the continental shelf.

Article 81 Drilling on the continental shelf

The coastal State shall have the exclusive right to authorize and regulate drilling on the continental shelf for all purposes.

Article 82

Payments and contributions with respect to the exploitation of the continental shelf beyond 200 nautical miles

- 1. The coastal State shall make payments or contributions in kind in respect of the exploitation of the non-living resources of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured.
- 2. The payments and contributions shall be made annually with respect to all production at a site after the first five years of production at that site. For the sixth year, the rate of payment or contribution shall be 1 per cent of the value or volume of production at the site. The rate shall increase by 1 per cent for each subsequent year until the twelfth year and shall remain at 7 per cent thereafter. Production does not include resources used in connection with exploitation.

- 3. A developing State which is a net importer of a mineral resource produced from its continental shelf is exempt from making such payments or contributions in respect of that mineral resource.
- 4. The payments or contributions shall be made through the Authority, which shall distribute them to States Parties to this Convention, on the basis of equitable sharing criteria, taking into account the interests and needs of developing States, particularly the least developed and the land-locked among them.

Article 83

Delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts

- 1. The delimitation of the continental shelf between States with opposite or adjacent coasts shall be effected by agreement on the basis of international law, as referred to in Article 38 of the Statute of the International Court of Justice, in order to achieve an equitable solution.
- 2. If no agreement can be reached within a reasonable period of time, the States concerned shall resort to the procedures provided for in Part XV.
- 3. Pending agreement as provided for in paragraph 1, the States concerned, in a spirit of understanding and co-operation, shall make every effort to enter into provisional arrangements of a practical nature and, during this transitional period, not to jeopardize or hamper the reaching of the final agreement. Such arrangements shall be without prejudice to the final delimitation.
- 4. Where there is an agreement in force between the States concerned, questions relating to the delimitation of the continental shelf shall be determined in accordance with the provisions of that agreement.

Article 84 Charts and lists of geographical co-ordinates

- 1. Subject to this Part, the outer limit lines of the continental shelf and the lines of delimitation drawn in accordance with article 83 shall be shown on charts of a scale or scales adequate for ascertaining their position. Where appropriate, lists of geographical co-ordinates of points, specifying the geodetic datum, may be substituted for such outer limit lines or lines of delimitation.
- 2. The coastal State shall give due publicity to such charts or lists of graphical co-ordinates and shall deposit a copy of each such chart or list with the Secretary-General of the United Nations and, in the case of those showing the outer limit lines of the continental shelf, with the Secretary-General of the Authority.

Article 85 Tunnelling

This Part does not prejudice the right of the coastal State to exploit the subsoil by means of tunnelling, irrespective of the depth of water above the subsoil.

海洋法に関する国際連合条約 附属書II 大陸棚の限界に関する委員会

第1条

条約第76条の規定により、200海里を超える大陸棚の限界に関する委員会は、以下の諸条に定めるところにより設置される。

第2条

- 1. 委員会は、21 人の委員で構成される。委員は、締約国が衡平な地理的代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の分野の専門家である者とし、個人の資格で職務を遂行する。
- 2. 第1回の選挙は、この条約の発効の日の後できる限り速やかに、いかなる場合にも18箇月以内に行う。国際連合事務総長は、選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、適当な地域的な協議の後に自国が指名する者の氏名を3箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿を作成し、締約国に送付する。
- 3. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の3分の2以上の多数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とするものとし、いずれの地理的地域からも3名以上の委員を選出する。
- 4. 委員会の委員は、5年の任期で選出されるものとし、再選されることができる。
- 5. 委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂行する間その費用を 負担する。関係する沿岸国は、次条 1(b)の助言に関して生ずる費用を負担する。委員会の事 務局は、国際連合事務総長が提供する。

第3条

- 1. 委員会の任務は、次のとおりとする。
 - (a) 大陸棚の外側の限界が 200 海里を超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータその他の資料を検討すること並びに条約第 76 条の規定及び第三次国際連合海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明に従って勧告を行うこと。
 - (b) 関係する沿岸国の要請がある場合には、(a)のデータの作成に関して科学上及び技術上の助言を与えること。
- 2. 委員会は、委員会の責任の遂行に役立ち得る科学的及び技術的情報を交換するため、必要かつ有用であると認められる範囲において、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)の政府間海洋学委員会(IOC)、国際水路機関(IHO)その他権限のある国際機関と協力することができる。

第4条

沿岸国は、条約第76条の規定に従って自国の大陸棚の外側の限界200海里を超えて設定する意思を有する場合には、この条約が自国について効力を生じた後できる限り速やかに、いかなる場合にも10年以内に、当該限界について詳細をこれを裏付ける科学的及び技術的データと共に、委員会に提出する。沿岸国は、また、科学上及び技術上の助言を自国に与えた委員会の委員の氏名を示すものとする。

第5条

委員会は、別段の決定を行わない限り、その勧告を求める沿岸国の要請の具体的な要素を考慮して均衡のとれた方法で任命する7人の委員で構成される小委員会により任務を行う。要請を行った沿岸国の国民である委員会の委員並びに限界の設定に関する科学上及び技術上の助言を与えることにより沿岸国を援助した委員会の委員は、当該要請を取り扱う小委員会の委員とはならないが、当該要請に関する委員会の手続に委員として参加する権利を要する。委員会に要請を行った沿岸国は、関連する手続に自国の代表を投票権なしで参加させることができる。

第6条

- 1. 小委員会は、その勧告を委員会に提出する。
- 2. 委員会は、出席しかつ投票する委員会の委員の3分の2以上の多数による議決により、小 委員会の勧告を承認する。
- 3. 委員会の勧告は、要請を行った沿岸国及び国際連合事務総長に対し書面によって提出する。

第7条

沿岸国は、条約第 76 条8の規定及び適当な国内手続に従って大陸棚の外側の限界を設定する。

第8条

沿岸国は、委員会の勧告について意見の相違がある場合には、合理的な期間内に、委員会に対して改定した又は新たな要請を行う。

第9条

委員会の行為は、向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における境界画 定の問題に影響を及ぼすものではない。

UNITED NATIONS CONVENTION ON THE LAW OF THE SEA

ANNEX II. COMMISSION ON THE LIMITS OF THE CONTINENTAL SHELF

Article 1

In accordance with the provisions of article 76, a Commission on the Limits of the Continental Shelf beyond 200 nautical miles shall be established in conformity with the following articles.

Article 2

- 1. The Commission shall consist of 21 members who shall be experts in the field of geology, geophysics or hydrography, elected by States Parties to this Convention from among their nationals, having due regard to the need to ensure equitable geographical representation, who shall serve in their personal capacities.
- 2. The initial election shall be held as soon as possible but in any case within 18 months after the date of entry into force of this Convention. At least three months before the date of each election, the Secretary-General of the United Nations shall address a letter to the States Parties, inviting the submission of nominations, after appropriate regional consultations, within three months. The Secretary-General shall prepare a list in alphabetical order of all persons thus nominated and shall submit it to all the States Parties.
- 3. Elections of the members of the Commission shall be held at a meeting of States Parties convened by the Secretary-General at United Nations Headquarters. At that meeting, for which two thirds of the States Parties shall constitute a quorum, the persons elected to the Commission shall be those nominees who obtain a two-thirds majority of the votes of the representatives of States Parties present and voting. Not less than three members shall be elected from each geographical region.
- 4. The members of the Commission shall be elected for a term of five years. They shall be eligible for re-election.
- 5. The State Party which submitted the nomination of a member of the Commission shall defray the expenses of that member while in performance of Commission duties. The coastal State concerned shall defray the expenses incurred in respect of the advice referred to in article 3, paragraph 1(b), of this Annex. The secretariat of the Commission shall be provided by the Secretary-General of the United Nations.

Article 3

- 1. The functions of the Commission shall be:
- (a) to consider the data and other material submitted by coastal States concerning the outer limits of the continental shelf in areas where those limits extend beyond 200 nautical miles, and to make recommendations in accordance with article 76 and the Statement of Understanding adopted on 29 August 1980 by the Third United Nations Conference on the Law of the Sea;
- (b) to provide scientific and technical advice, if requested by the coastal State concerned during the preparation of the data referred to in subparagraph (a).

2. The Commission may cooperate, to the extent considered necessary and useful, with the Intergovernmental Oceanographic Commission of UNESCO, the International Hydro- graphic Organization and other competent international organizations with a view to exchanging scientific and technical information which might be of assistance in discharging the Commission's responsibilities.

Article 4

Where a coastal State intends to establish, in accordance with article 76, the outer limits of its continental shelf beyond 200 nautical miles, it shall submit particulars of such limits to the Commission along with supporting scientific and technical data as soon as possible but in any case within 10 years of the entry into force of this Convention for that State. The coastal State shall at the same time give the names of any Commission members who have provided it with scientific and technical advice.

Article 5

Unless the Commission decides otherwise, the Commission shall function by way of sub-commissions composed of seven members, appointed in a balanced manner taking into account the specific elements of each submission by a coastal State. Nationals of the coastal State making the submission who are members of the Commission and any Commission member who has assisted a coastal State by providing scientific and technical advice with respect to the delineation shall not be a member of the sub-commission dealing with that submission but has the right to participate as a member in the proceedings of the Commission concerning the said submission. The coastal State which has made a submission to the Commission may send its representatives to participate in the relevant proceedings without the right to vote.

Article 6

- 1. The sub-commission shall submit its recommendations to the Commission.
- 2. Approval by the Commission of the recommendations of the sub-commission shall be by a majority of two thirds of Commission members present and voting.
- 3. The recommendations of the Commission shall be submitted in writing to the coastal State which made the submission and to the Secretary-General of the United Nations.

Article 7

Coastal States shall establish the outer limits of the continental shelf in conformity with the provisions of article 76, paragraph 8, and in accordance with the appropriate national procedures.

Article 8

In the case of disagreement by the coastal State with the recommendations of the Commission, the coastal State shall, within a reasonable time, make a revised or new submission to the Commission.

Article 9

The actions of the Commission shall not prejudice matters relating to delimitation of boundaries between States with opposite or adjacent coasts.

第三次国連海洋法会議最終議定書附属書 II 大陸縁辺部の外縁の設定に用いられる特別の方法に関する了解声明(*)

(*) 本了解声明の日本語訳は、財団法人日本海洋協会による訳である。(外務省経済局海洋課監修「英和対訳 国連海洋法条約〔正訳〕」473 ページ(成山堂書店発行(2004 年))に収録されている。)

第三次国際連合海洋法会議は、国の大陸縁辺部で、(1) 200 メートル等深線までの平均距離が 20 海里以下であり、かつ、(2)大陸縁辺部の堆積岩の多くの部分がコンチネンタル・ライズの下にあるものについては、その特別の性格を考慮し、

当該国の大陸縁辺部に条約第76条の規定を適用することにより、同条4(a)の(i)及び(ii)の規定に従って、大陸縁辺部の外縁全体を示すものとして許容される最大の距離の線に沿った堆積岩の厚さの数学的平均が3.5メートル以上となり、このため縁辺部の半分以上が除外されることとなって、当該国に不衡平な結果となることを考慮して、

当該国が、条約第76条の規定にかかわらず、経緯度によって定める定点であってそのいずれにおいても堆積岩の厚さが1キロメートル以上となるものを結ぶ長さ60海里を超えない直線により大陸縁辺部の外縁を設定することができることを認める。

当該国が前記の方法を適用してその大陸縁辺部の外縁を設定する場合には、隣接する沿岸国も、共通の地学的特徴を有する大陸縁辺部の外縁を設定するに当たって、この方法を用いることができる。ただし、その外縁が、条約第76条4(a)の(i)及び(ii)の規定に従って許容される最大の距離の線であってその線に沿う堆積岩の厚さの数学的平均が3.5キロメートル以上であるものの上にある場合に限る。

同会議は、条約附属書IIにより設立される大陸棚の限界に関する委員会に対し、ベンガル湾南部の諸国の大陸縁辺部の外縁の設定に関する事項について勧告を行う場合には、この声明の規定に従うよう要請する。

Final Act of the Third United Nations Conference on the Law of the Sea ANNEX II

STATEMENT OF UNDERSTANDING CONCERNING A SPECIFIC METHOD TO BE USED IN ESTABLISHING THE OUTER EDGE OF THE CONTINENTAL MARGIN

The Third United Nations Conference on the Law of the Sea,

Considering the special characteristics of a State's continental margin where: (1) the average distance at which the 200 metre isobath occurs is not more than 20 nautical miles; (2) the greater proportion of the sedimentary rock of the continental margin lies beneath the rise; and

Taking into account the inequity that would result to that State from the application to its continental margin of article 76 of the Convention, in that, the mathematical average of the thickness of sedimentary rock along a line established at the maximum distance permissible in accordance with the provisions of paragraph 4(a)(i) and (ii) of that article as representing the entire outer edge of the continental margin would not be less than 3.5 kilometres; and that more than half of the margin would be excluded thereby;

Recognizes that such State may, notwithstanding the provisions of article 76, establish the outer edge of its continental margin by straight lines not exceeding 60 nautical miles in length connecting fixed points, defined by latitude and longitude, at each of which the thickness of sedimentary rock is not less than 1 kilometre,

Where a State establishes the outer edge of its continental margin by applying the method set forth in the preceding paragraph of this statement, this method may also be utilized by a neighbouring State for delineating the outer edge of its continental margin on a common geological feature, where its outer edge would lie on such feature on a line established at the maximum distance permissible in accordance with article 76, paragraph 4(a)(i) and (ii), along which the mathematical average of the thickness of sedimentary rock is not less than 3.5 kilometres,

The Conference requests the Commission on the Limits of the Continental Shelf set up pursuant to Annex II of the Convention, to be governed by the terms of this Statement when making its recommendations on matters related to the establishment of the outer edge of the continental margins of these States in the southern part of the Bay of Bengal.

大陸棚セミナー

国連海洋法条約 30 周年と条約実施機関の役割

-大陸棚限界委員会を例として-

(平成24年7月11日 開催)

講演資料

国連海洋法条約と条約実施機関の役割 池島大策 早稲田大学国際学術院教授

大陸棚限界委員会 - 設置からその後の実行に至るまで - ドナルド・ロスウェル オーストラリア国立大学法学部教授

国連海事海洋法部 (DOALOS) の役割と国連海洋法条約の実施 セルゲイ・タラシェンコ 国連事務局法務局海事海洋法部部長

大陸棚限界委員会の任務とその実行 浦辺徹郎 東京大学大学院理学系研究科教授 大陸棚限界委員会委員



A General Overview of the Implementation Mechanism under the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS): Some

Outline

- * I. Introduction
- * II. Three Major Bodies under UNCLOS
 - * 1. CLCS
 - * 2. ISA
 - * 3. ITLOS
- * III. Other Institutional Mechanisms Related to the Implementation of UNCLOS
- * IV. Conclusions

I. Introduction

- * The main purpose of this presentation
- * General overview of implementation mechanisms under **UNCLOS**
 - * Commission on the Limits of the Continental Shelf (CLCS)
 - * International Seabed Authority (ISA)
 - * International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS)
 - - * Some international organizations, including UN family
 - * Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea (DOALOS)

II. Three Major Bodies under UNCLOS

- * Commission on the Limits of the Continental Shelf
- * International Seabed Authority (ISA)
- * International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS)

1. CLCS (1)

Article 76 (8) of UNCLOS

'8. Information on the limits of the continental shelf '8. Information on the limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured shall be submitted by the coastal State to the Commission on the Limits of the Continental Shelf set up under Annex II on the basis of equitable geographical representation. The Commission shall make recommendations to coastal States on matters related to the establishment of the outer limits of their continental shalf. The limits of the shall cost billibed. of their continental shelf. The limits of the shelf established by a coastal State on the basis of these recommendations shall be final and binding.

1. CLCS (2)

- t. The functions of the Commission shall be:
 (a) to consider the data and other material submitted by coastal States concerning the outer limits of the continental shelf in areas where those limits extend beyond 200 nautical miles, and to make recommendations in accordance with article 76 and the Statement of Understanding on 29 august 1980 ...)
 (b) to provide scientific and technical advice, if requested by the coastal State concerned during the reparation of the data referred to in subparagraph (a).
 2. The Commission may co-operate, to the extent considered necessary and useful, with the Intergovernmental Oceanographic Commission of UNESCO, the International Hydrographic Organization and other competent international organizations with a view to exchanging scientific and technical information which might be of assistance in discharging the Commission's responsibilities.'



1. CLCS (3)

- 21 members: experts of geology, geophysics, or hydrography
- * Equitable geographical representation
- * Sub-commission composed of 7 members
- CLCS's recommendations are based on those made by the subocommission.

keshima (CLCS)

1. CLCS (4)

- * CLCS's functions will clarify the unclear situations of the continental shelf in question.
- CLCS's science-oriented, neutral, and non-political nature will enhance to a considerable degree the reliability and predictability of CLCS as an organ of expertise.

na (CLCS)

2. ISA (1)

- * Part XI 'The Area' of UNCLOS
- * Its functions were fairly modified by the 1994 Agreement relating to the Implementation of Part XI of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982.
- The ISA organises and controls activities in the Area (the sea-bed, ocean floor, and sub-soil beyond the limits of national jurisdiction), with a view to administering the Area and its resources.
- * The Area and its resources are designated as the 'the common heritage of mankind' (CHM).

seshima (CLCS)

2. ISA (2)

- * Three principal organs of the ISA:
 - * the Assembly,
 - * the Council, and
 - * the Secretariat
- The 1994 Agreement amended the original regime provided for by UNCLOS.
- The 1994 Agreement considerably modified the functions, management, membership, and decision-making of the ISA (the Council and the Enterprise, among others).

teshima (CLCS) 10

Assembly of ISA

- * Article 160
- * '1. The Assembly, as the sole organ of the Authority consisting of all the members, shall be considered the supreme organ of the Authority to which the other principal organs shall be accountable as specifically provided for in this Convention. The Assembly shall have the power to establish general policies in conformity with the relevant provisions of this Convention on any question or matter within the competence of the Authority.'

keshima (CLCS)

Council of ISA

- * The Council, consisting of 36 members of the ISA, is, as the executive organ of the ISA, in charge of setting specific policies, supervising, and co-ordinating the implementation of the provisions of the deep seabed mining regime of UNCLOS.
- The Council receives assistance from two subsidiary organs (both of which are composed of 15 members with expertise with a term of 5 years):
 - * the Legal and Technical Commission and
 - * the Finance Committee

shima (CLCS)



The Enterprise

- * The Enterprise was established as the ISA organ:
 - to directly carry out activities in the Area, and
 - to transport, process, and market minerals recovered from the Area.
- * The functions of the Enterprise (originally based on Article 170 and Annex IV of UNCLOS) have been considerably limited by the 1994 Agreement.
 - * The Enterprise's functions will be mainly monitoring and

ISA's Future Role

- * With the task of guardian of the CHM
- * 'parallel system' of mining modified by the 1994 Agreement
- * The Mining Code to be elaborated
- * Three stages:
 - * prospecting, exploration, and exploitation

3. ITLOS

- * ITLOS is a permanent judicial body established by UNCLOS and its Annex VI, and is located in Hamburg,
- * It began functioning in 1996, and was seized of the first case in 1997.
- * To date, 19 cases have been submitted to it.

Dispute Settlement Mechanism under UNCLOS

- Freedom to choose a means to settle a dispute (cf. Article 33 (1) of the UN Charter)
- In the absence of agreement on which method to choose, or in case of a failure to settle a dispute by the agreed method, the dispute must be submitted, by either state party's request, to one of the following four methods:
 - * International Court of Justice (ICJ),
- Arbitration under Annex VII. or
- Special arbitration under Annex VIII.

Compulsory Jurisdiction of ITLOS

- ITLOS has compulsory jurisdiction over all States Parties to UNCLOS in the following three areas:
 - cases concerning requests for prompt release of vessels and
 - cases which are to be settled by arbitration and for which $\label{eq:total control of the forum to hear requests for provisional measures;} \\$
 - cases where a separate Sea-bed Disputes Chamber (comprised of 11 judges) of ITLOS has exclusive and compulsory jurisdiction over disputes concerning activities in the Area.

Composition

- * ITLOS consists of 21 judges, elected by the parties to $\operatorname{\mathsf{UNCLOS}}$ from among persons with the highest reputation for fairness and integrity and of recognised competence in the field of the law of the sea.
- * Special Chambers:
 - * a Chamber for Fisheries Disputes,
 - * a Chamber for Marine Environment Disputes,
 - * a Summary Procedure Chamber, and
 - * a Chamber for Maritime Delimitation Disputes



Role of ITLOS

- * ITLOS has brought about a set of jurisprudence on the law of the sea by pronouncing law and settling disputes.
- * ITLOS's role also adds considerable meaning to the development of the law of the sea, among other things.
- * It may be of interest to find a de facto preliminary role of ITLOS concerning its competence to indicate provisional measures where arbitration was used to consider the merits of cases.

III. Other Institutional Mechanisms Related to the Implementation of UNCLOS

III. Other Institutional Mechanisms Related to the Implementation of UNCLOS

- * Three different levels of implementation are presupposed in the Convention:
 - * Individual State Parties at the national level,
 - Regional and sub-regional organizations at the regional level, and
 - * The United Nations system and other international organizations at the global level.

Examples of cooperation with international organizations (1)

- The regional fisheries management organisations and arrangements under UNCLOS necessitate their cooperation with fishery arrangements under the Food and Agricultural Organization (FAO).
- Food and Agricultural Organization (FAO). Integrated marine environmental protection equally seeks collaborative relations among regional seas programmes introduced by the United Nations Environmental Programme (UNEP). Some of the provisions in UNCLOS imply the roles of the International Maritime Organisation (IMO) as 'the competent international organization' in the provisions of UNCLOS, such as those related with territorial waters, straits, the right of archipelagic sea lanes passage, and pollution from 'vescesic,'
- Relating to the protection of underwater cultural heritage, the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation (UNESCO) and its agreements are important.

Examples of cooperation with international organizations (2)

- * UN General Assembly and its subsidiary bodies
 - The Ad Hoc Open-ended Informal Working Group to Study Issues Relating to the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity Beyond Areas of National Jurisdiction
- * The Secretary-General, and
- * The Meeting of State Parties to UNCLOS.
- The Division for the Ocean Affairs and the Law of the Sea (DOALOS)

IV. Conclusions

- UNCLOS has institutionalised its implementation mechanism in order to ensure the uniform and consistent application of UNCLOS and a coordinated approach to its overall implementation.
- UNCLOS also presupposes the idea that the Convention and other relevant agreements need to be implemented through competent and responsible institutions and bodies at domestic, regional, and global levels.
- Some other UN family institutions and UN subsidiary bodies have also been functioning in cooperation with the three major bodies.



The Commission on the Limits of the Continental Shelf

ITS ESTABLISHMENT AND SUBSEQUENT PRACTICES

Donald R. Rothwell Professor of International Law ANU College of Law, Australian National University

Outline

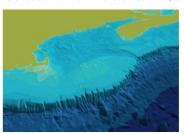
- The Law of the Sea Convention (LOSC) and the Continental Shelf
- The Commission on the Limits of the Continental Shelf (CLCS) and Article 76 and Annex II, LOSC
- Establishment of the CLCS and Rules of Procedure
- 4. Organizational Phase of the CLCS
- 5. Primary Phase of the CLCS
- 6. Secondary Phase of the CLCS
- 7. Tertiary Phase of the CLCS
- 8. Practices of the CLCS
- 9. Concluding Remarks

1.The LOSC and the Continental Shelf

- The LOSC juridical continental shelf
- · Key characteristics
- Sea-bed and subsoil of the submarine areas
- Extends beyond the territorial sea throughout the natural prolongation of the land territory to
- A. Outer edge of the continental margin, or
- B. 200 nautical miles from the baselines
- Every coastal state has a minimum continental shelf of 200 nautical miles
- Some coastal states may be entitled to a continental shelf that extends beyond 200 nautical miles to the outer edge of the continental margin

Continental Margin

Atlantic coast offshore Northeast Canada/USA



2. The CLCS and Article 76 and Annex II, LOSC

- LOSC creates a formula under Article 76 to determine the outer edge of the continental margin
- States interpret Article 76 to ascertain the outer limits of their continental shelf beyond 200 nautical miles
- States submit information to the CLCS on the limits of their continental shelf beyond 200 nautical miles
- CLCS makes recommendations to States
- State proclaims the limits of the continental shelf
 "on the basis of these recommendations"
 which
 - > "shall be final and binding"

3.Establishment of the CLCS and Rules of Procedure

- CLCS comprised of 21 members with expertise in geology, geophysics, or hydrography
 - > Geographic representation
 - > Serve in personal capacity
- Sub-Commissions review submissions and make recommendations to the Commission
- Recommendations by a two thirds majority
- CLCS Rules of Procedure: CLCS/40/Rev.1 (2008)
 - > Conduct of business and voting procedures
 - > Coastal state submissions
- > Submissions in the case of a dispute
- The three phases of the work of the CLCS



4. Organizational Phase of the **CLCS**

1997-2001

- Election of first CLCS members
- Finalisation of the Rules of Procedure
- Establishment of working Committees
- Creation of a modus operandi
- Guidance for states seeking to make a submission

5.Primary Phase of the **CLCS**

2001-2004

- Three submissions received Russian Federation

 - Brazil Australia
- One recommendation made
- Russian Federation
- · Development of Operational procedures
- Interaction between the CLCS Sub-Commission and Coastal State
- · Reaction by States to the submission of the coastal state

Eg. Australian submission results in 8 notes to the Secretary-General including from Japan

6.Secondary Phase of the **CLCS**

2005-2009

- Forty eight (48) submissions received including Japan
 - Twenty nine (29) submissions received in 5 weeks prior to 13 May 2009 deadline
- Eight (8) recommendations made
 - Brazil
 - Australia
 - Ireland
 - New Zealand Joint French submission

 - France (French Guiana, New Caledonia)
 - Mexico

7. Tertiary Phase of the **CLCS**

2010 - 2012 and beyond

- Ten (10) submissions received total of Sixtv-one (61)
- Nine (9) recommendations made total of Eighteen (18)
- Barbados
- Barbados (revised)
- Indonesia (Sumatra)
- Mauritius/Seychelles (Mascarene Plateau)
- France (French Antilles Kerguelen)
- Philippines (Benham Rise)
- 61 submissions 18 recommendations 4 deferred 2 active Sub-

Australia's Outer **Continental Shelf**

Proclaimed 25 May 2012





8. Practices of the CLCS

- Partial submissions
- · Reactions by other states
- · Land and Maritime territory in dispute
- · Modification and adjustment of submissions
- Interaction between Sub-Commissions and States
- Interaction between Sub-Commissions and

Commission

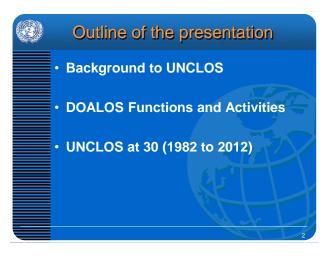


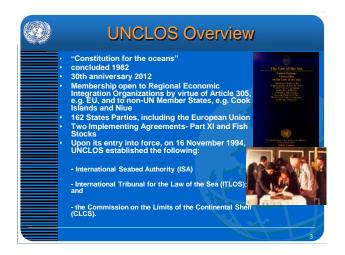
9. Concluding Remarks

- ➤ Importance of the work of the CLCS
- > Emerging legal issues
- > Disagreement between coastal states and CLCS
- > State proclamation of outer continental shelf limits
- ➤ Dispute Resolution options for States
- > CLCS Workload issues
- ➤ Impact of the work of the CLCS upon development of the law of the sea

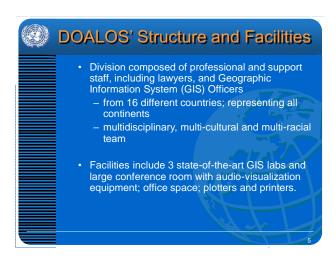


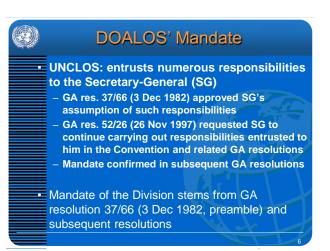








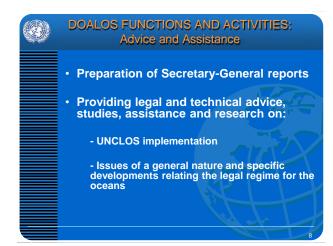








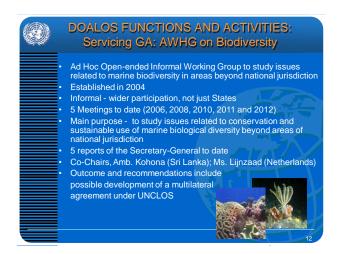
- monitoring and information dissemination





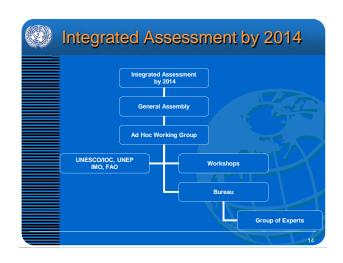




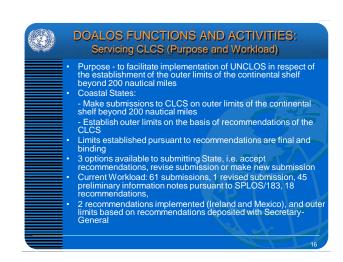




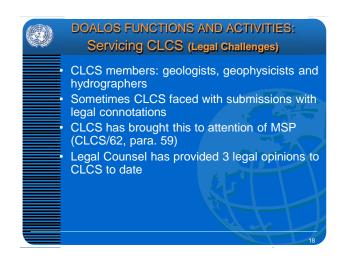






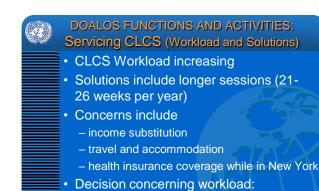






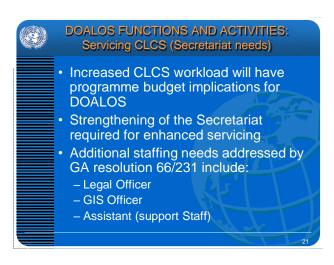


Submissions where States have informed the Commission of a dispute Submission Russian Federation France transh Guiana and New Caledonia) Myanmar Paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Delimitation issues United Kingdom (Hatton Rockall Area) Indend trighton-Rockall Area) Rule 46 and paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Rule 46 and paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Rule 46 and paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Rule 46 and paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Rule 46 and paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Rule 46 and paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Demmatk (Farces Rockall Plateau) Rule 46 and paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked Submitting State agreed there was dispute in context of rule 46 and paragraph 5(a) of annex I of rules of procedure invoked

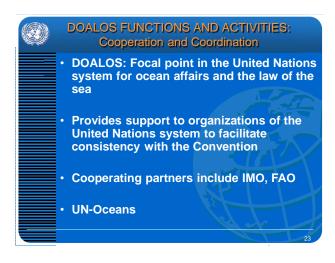


SPLOS/229

Review by the GA: ongoing

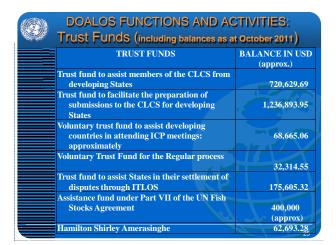


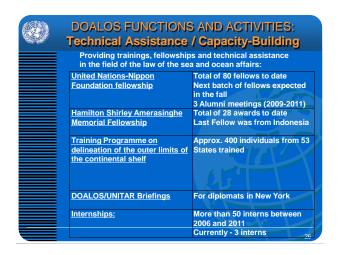


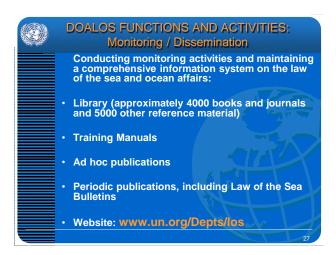


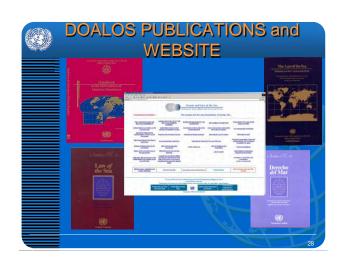


















The mission and practice of the Commission on the Limits of the Continental Shelf (CLCS)

Tetsuro Urabe

Department of Earth & Planetary Science, The University of Tokyo Member of the Commission on the Limits of the Continental Shelf

ersary of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012

Disclaimer

The views expressed herein are solely those of the author and do not necessarily reflect the views of the Commission on the Limits of the Continental Shelf.

Some of the slides used in this presentation are borrowed from the PowerPoint® presentation given by Dr. Phil Symonds at LOSI Conference, ANCORS, Wollongong, 28 Nov. – 2 Dec. 2011. However, the responsibility of the contents lies with the author.

niversary of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012

Contents

- 1. Introduction
 - CLCS's mission, function, formation, and membership
- 2. Election of CLCS members
- 3. Increasing task of CLCS
- 4. Increasing workload of CLCS
- 5. Output of CLCS Recommendations
- 6. Processes/practice for making recommendations
- 7. Issue on the mechanism for legal advice
- 8. Conclusions

niversary of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012

Purpose of the Commission (CLCS)

The purpose of the Commission on the Limits of the Continental Shelf (the Commission or CLCS) is to facilitate the implementation of the United Nations Convention on the Law of the Sea (the Convention) in respect of the establishment of the outer limits of the continental shelf beyond 200 nautical miles (M) from the baselines from which the breadth of the territorial sea is measured. Under the Convention, the coastal State shall establish the outer limits of its continental shelf where it extends beyond 200 M on the basis of the recommendation of the Commission. The Commission shall make recommendations to coastal States on matters related to the establishment of those limits; its recommendations and actions shall not prejudice matters relating to the delimitation of boundaries between States with opposite or adjacent coasts.

(CLCS Home page http://www.un.org/Depts/los/clcs_new/)

ry of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012

CLCS: Commission on the Limits of the Continental Shelf

Functions(任務):

(Article 3, Annex II of UNCLOS)

• (a) to consider the data and other material submitted by coastal States concerning the outer limits of the continental shelf in areas where those limits extend beyond 200 nautical miles, and to make recommendations in accordance with article 76 and the Statement of Understanding.

(大陸棚の外側の限界が二百海里を超えて延びている区域における当該 限界に関して沿岸国が提出したデータその他の資料を検討すること及び 了解声明に従って勧告を行うこと。)

(b) to provide scientific and technical advice if requested by coastal State concerned during the preparation of the data referred to in subparagraph (a).

(関係する沿岸国の要請がある場合には、(a)のデータの作成に関して科学上及び技術上の助言を与えること。)(和訳は参考のため)

ersary of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012

CLCS: Commission on the Limits of the Continental Shelf

(Formation):

(Article 2, Annex II of UNCLOS)

• The Commission shall consist of 21 members who shall be experts in the field of geology, geophysics or hydrography, elected by States Parties to this Convention from among their nationals, having due regard to the need to ensure equitable geographical representation, who shall serve in their personal capacities.

(委員会は、二十一人の委員で構成される。委員は、締約国が衡平な地理的代表を確保する必要性に妥当な考慮を払って締約国の国民の中から選出する地質学、地球物理学又は水路学の分野の専門家である者とし、個人の資格で職務を遂行する。)

The State Party which submitted the nomination of a member of the Commission shall defray the expenses of that member while in performance of Commission duties.

(委員会の委員の指名を行った締約国は、当該委員が委員会の任務を遂 行する間その費用を負担する。 nniversary of the UNCLOS from the Perspectiv

of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012



CLCS in Brief

Membership:

- 21 members experts in geology, geophysics, hydrography - no requirement for legal expertise
- Election by States Parties of all 21 members for 5 year term
- Equitable geographic (UN) representation Africa, Asia, Eastern Europe, Latin America, Western European & others
- Members serve in their personal capacity
- Expenses defrayed by nominating State

Based at UN Headquarters, New York

Secretariat provided by SG of UN - DOALOS

30th Anniversary of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012

Interim Summary

- CLCS members experts in geology, geophysics, hydrography - no requirement for legal expertise
- CLCS only deals with the issues concerning the <u>application</u> of article 76 and Annex II of the Convention.
- Clear contrast to the mission of ITLOS: The Tribunal has jurisdiction over all disputes concerning the interpretation or application of the Convention, subject to the provisions of article 297.....
- However, it is not the weakness of the CLCS but the strength, if CLCS continues to follow the established procedure by maintaining its impartiality and independency.

30th Anniversary of the UNCLOS from the Perspective of CLOS, Tokyo, 11 July, 2012



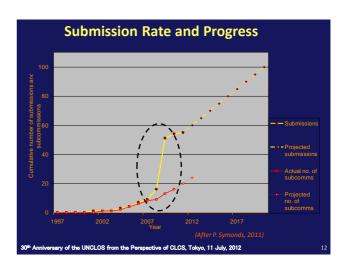
New		Name	Nationality	Speciality
Members		Arshad, Muhammad	Pakistan	Hydrographer
		Awosika, Lawrence Folajimi	Nigeria	Geologist
(20)		Carrera, Galo	Mexico	Hydrographer
	4	Charles, Francis L.	Trinidad and Tobago	Hydrographer
		Glumov, Ivan F.	Russian Federation	Geologist
Elected on 6 June 2012 at		Haworth, Richard Thomas	Canada	Geophysicist
		Heinesen, Martin Vang	Denmark	Geologist
22 nd SPLOS	8	Jaoshvili, George	Georgia	Geologist
Meeting.	9	Kalngui, Emmanuel	Cameroon	Geologist
	10	Lu, Wenzheng	China	Geologist
(Re-elected)	11	Madon, Mazlan Bin	Malaysia	Geophysicist
(,	12	Mahanjane, Estevao Stefane	Mozambique	Geologist
	13	Marques, Jair Alberto Ribas	Brazil	Hydrographer
One more	14	Njuguna, Simon	Kenya	Geologist
members to	15	Oduro, Isaac Owusu	Ghana	Geologist
be elected	16	Park, Yong Ahn	Republic of Korea	Geologist
later from an	17	Paterlini, Carlos Marcelo	Argentina	Geophysicist
East European	18	Rajan, Sivaramakrishnan	India	Geologist
country.	19	Roest, Walter R.	Netherlands/France	Geologist
country.	20	Urabe, Tetsuro	Japan	Geologist
				1

Size of Increasing Task CLCS is Facing

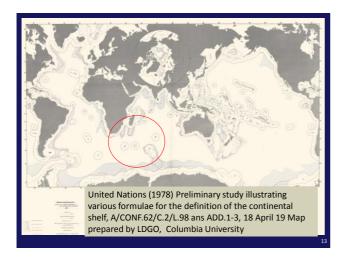
- 60 primary submissions received to date 35 during 2009, and another 9 since then.
 - 30 partial and 5 of these were joint submissions.
 - Plus 1 revised submission (Barbados).
- 45 sets of preliminary information deposited in accordance with SPLOS/183 (3 have been converted to full submissions 42 remain).
- Potential for $^\sim$ 100 submissions to in spite of the original estimate of 30+.

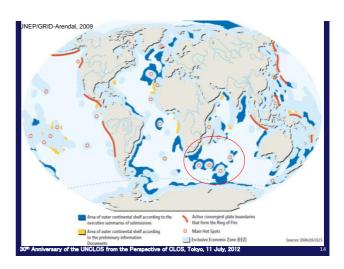
(This does not take into account potential revised or new submissions arising from recommendations, or new parties to the Convention.)

30th Anniversary of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012









Issue on Increasing Workload of CLCS

- The implementation of the SPLOS/229 decision (June 2011) requesting the CLCS to consider meeting in New York "...for up to 26 weeks but not less than intended minimum of 21 weeks a year for a period of five years ...", and;
- The related matter of ensuring the necessary financial and other support for members of the CLCS, and appropriate resources for its Secretariat.
- Potential change in characteristics of members due to increased time in New York (e.g. active versus retired)
- Three positions increased for its Secretariat. CLCS may increase the number of Subcommittees from 3 to 4.

30th Anniversary of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012



Output of CLCS – Recommendations

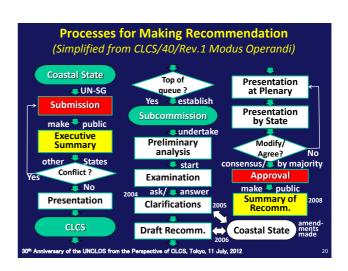
- To date, the Commission has adopted recommendations for <u>17 of the 60 submissions</u>
- 15 of these recommendations were adopted during the last 5 years (4 in the last year).
- So far three States have deposited with the Secretary-General the outer limits of their continental shelf established on the basis of the recommendations of the Commission (partial submissions of Ireland, Mexico, and Australia).

 30^{th} Anniversary of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012

Recommendations to Date (14) Submission (Submission date) Russia - Dec. 2001 27 June 2002 Brazil - May 2004 4 April 2007 Australia - Nov.2004 9 April 2008 *Ireland (P) - May 2005 New Zealand (P?) - April 2006 5 April 2007 22 Aug 2008 Fr, Ir, Sp, Uk (FISU) (joint/P) - May 2006 24 Mar 2009 Norway (P) - Nov. 2006 27 Mar 2009 France - French Guiana/New Cal (P) - May 2007 2 Sept 2009 *Mexico (P) - Dec. 2007 31 Mar 2009 Barbados - May 2008 UK – Ascension (P) - May 2008 15 April 2010 10. . 15 April 2010 Indonesia - NW of Sumatra (P) - June 2008 28 Mar 2011 Mauritius/Seychelles (joint/P) - Dec. 2008 30 Mar 2011 14. Suriname - Dec. 2008 30 Mar 2011 10a. Barbados - July 2011 13 April 2012 13. Japan - Nov. 2008 19 April 2012 France - French Antilles/Kerguelen Is. - Feb. 2009 19 April 2012 Philippines - Benham Rise region - April 2009 12 April 2012



Submissions under Consideration Submission Date submitted 16. Myanmar <discuss. w/ Bangladesh?> 16 Dec. 2008 18. Yemen - southeast of Socotra Is. <Somalia> 20 March 2009 19. United Kingdom - Hatton Rockall < Ireland> 31 March 2009 20. Ireland - Hatton-Rockall Area <UK> 31 March 2009 1 21. **Uruguay** (new data submission?) 7 April 2009 2 23. Cook Islands - Manihiki Plateau 16 April 2009 24. Fiji <dispute from Vanuatu> 20 April 2009 25. Argentina < dispute in part? from UK> 21 April 2009 28 April 2009 26. Ghana <no objection notes> 27, 28, 29, or any resubmission? There are currently two active Subcommissions. Third one will be established in 30th Session from the list given above. ersary of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012



Procedures for Making Recommendation

- Amendments were made during 2005-2006 that the coastal States shall have the opportunity to provide a response to the presentation of the Subcommission (SC).
- · CLCS adopts recommendations and their summaries, with or without amendment, as initially drafted by a SC.
- CLCS and its SCs make every effort to reach agreement on substantive matters, particularly recommendations, by way of
- If consensus cannot be achieved, decisions are taken by a twothirds majority of the members present and voting.
- i.e all parts of all recommendations are not necessarily agreed to by all members of the CLCS, but are, at a minimum, supported by a two-thirds majority.

y of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012

	ADOPTION OF RECO	OMM Result	ENDATIONS Adopted	How	
1.	Russia	Some	27 June 2002	Con	
2.	Brazil	Some	4 April 2007	15/2/0	
3.	Australia	Most	9 April 2008	14/3/1	
4.	Ireland	Most	5 April 2007	14/2/2	
5.	New Zealand	Most	22 Aug 2008	13/3/3	
6.	FISU	Most	24 Mar 2009	Con	
7.	Norway	Most	27 Mar 2009	Con	
8.	France	Some	2 Sept 2009	Con	
9.	Mexico	Most	31 Mar 2009	Con	
10.	Barbados	Most	15 April 2010	Con	
11.	UK – Ascension	None	15 April 2010	Con	
12.	Indonesia - NW of Sumatra	Most	28 Mar 2011	11/2/2	
13.	Mauritius/Seychelles	Most	30 Mar 2011	Con	
14.	Suriname	Most	30 Mar 2011	Con	
10a.	Barbados	Most	13 April 2012	Con	
13.	Japan (Southern KPR is deferred	5/8/3)	19 April 2012	Con	
14.	France - Antilles/Kerguelen	Most	19 April 2012	Con	
17.	Philippines - Benham Rise	More	12 April 2012	Con	
30 th An	niversary of the UNCLOS from the Perspective	of CLCS, To	kyo, 11 July, 2012		

Summary of Recommendation

Since 2008, the CLCS has made public summaries of its recommendations.

- Summaries document evolving approaches and views of the CLCS on a number of the scientific, technical and legal provisions of article 76, and its application to a variety of continental margin settings and submarine features throughout the World's oceans; sometimes beyond that in its Scientific and Technical Guidelines.
- Now being increasingly used by coastal States in the preparation and support of their submissions.
- The Summary is useful to maintain CLCS's institutional memory and make recommendations consistent.

ry of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012

Legal advice

• interpretation of provisions of UNCLOS other than those contained within article 76, Annex II, and Statement of Understanding of the Final Act.

(e.g Submission of Japan around Oki-no-Tori Shima Island)

- CLCS only deals with the issues concerning the application of article 76 and Annex II of the Convention, and Statement of Understanding, to carry out the functions that are explicitly assigned to it by the Convention itself.
- It has no mandate to make interpretations of other parts of the Convention. The Convention does not explicitly provide a mechanism for the CLCS to seek or obtain legal advice/input on substantive matters.
- CLCS decided not to pursue the issue "Mechanism to seek advice on matters of interpretation of certain provisions of the Convention" any further (CLCS/74/item16)

ersary of the UNCLOS from the Perspective of CLCS, Tokyo, 11 July, 2012



- **CONCLUSIONS** The number of Submissions is still growing as coastal States recognize the practice of CLCS.
- The CLCS faces an issue of increasing workload. Consistent financial and other support for members of the CLCS, and properly resourced Secretariat are necessary to solve the issue.
- The approach of the CLCS is evolving to make it more transparent and consistent.
- CLCS only deals with the issues concerning the application of article 76 and Annex II of the Convention.
- CLCS should continues to follow the established procedure by maintaining its impartiality and independency.
- CLCS decided not to pursue the mechanism to seek legal advice on matters of interpretation of certain provisions of the
- New members should make every effort to reach agreement on the issues presented above at the 30th Plenary Session.

versary of the UNCLOS from the Perspective of CLGS, Tokyo, 11 July, 2012





この報告書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

平成23年度 大陸棚の延長に伴う課題の調査研究報告書

平成24年9月発行

発行 海洋政策研究財団 (財団法人シップ・アント・・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800 http://www.sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-287-5